

集合契約B参加医療機関向け

特定健康診査・特定保健指導

# 説明資料

令和8年4月

広島県医師会

## 【 目 次 】

I	特定健康診査・特定保健指導	1
	〈作成：広島県健康福祉局〉	
II	特定健康診査・特定保健指導の請求等について（市町国保、国保組合）	53
	〈作成：広島県国民健康保険団体連合会〉	
III	特定健康診査等のデータの受付について	63
	〈作成：社会保険診療報酬支払基金広島審査委員会事務局〉	
IV	集合契約書等	64
①	市町国保関係	64
②	社会保険関係	70
③	集合契約に係る特定健康診査の実施項目（県内共通）	94
④	令和 8 年度特定健康診査等の集合契約 B について	95
V	問い合わせ先	98

## I 特定健康診査・特定保健指導

### 1 各種健診について

#### ■ 平成 20 年 4 月からの健診制度

- ・市町が住民に対して実施していた基本健康診査は、平成 20 年度から医療保険者（被用者保険、国民健康保険等）が 40 歳～74 歳の者に実施を義務付けられた「特定健康診査・特定保健指導」になりました。
- ・75 歳以上の者（後期高齢者）に対しては、後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町が、健康診査を行います。

#### ■ 県内の医療機関（個別健診）における各種健診の契約形態（例）

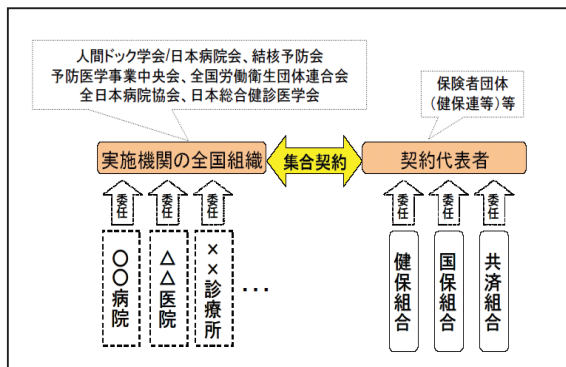
健診種別	契約形態
特定健康診査 (40 歳～74 歳)	医療保険者（義務：高齢者の医療の確保に関する法律） >市町国民健康保険 集合契約（国民健康保険団体連合会と県医師会が契約） 個別契約（集団健診機関等と契約） >被用者保険の被扶養者・国保組合 集合契約（代表保険者と県医師会が契約） 個別契約（集合健診機関等と契約） >被用者保険の被保険者 個別契約（主に事業主健診で行う）
健康診査 (75 歳以上)	後期高齢者医療広域連合（努力義務：高齢者の医療の確保に関する法律） 補助を受ける市町が、地区医師会や医療機関と契約
がん検診等	市町の衛生部門（努力義務：健康増進法） 市町が、地区医師会や医療機関と契約
事業主健診	事業主（義務：労働安全衛生法） 事業所が、医療機関と契約

注) 医療保険者が行う「人間ドック」は、従来どおりの個別契約です。

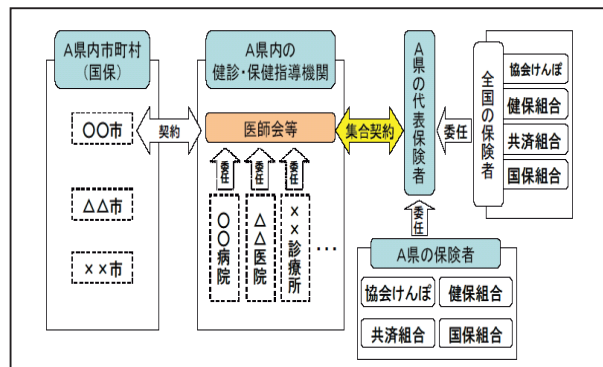
#### ■ 集合契約の種類

- ・集合契約には、主に全国単位の「A」、都道府県単位の「B」の 2 種類があります。

##### ① 集合契約 A（全国単位）



##### ② 集合契約 B（都道府県単位）：県医師会関係



出典：厚生労働省 HP「特定健診・保健指導を全国の医療機関等で受診できるための仕組み（集合契約について）」

## 2 特定健康診査

### ■ 特定健康診査の目的

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防のため、メタボリックシンドロームに着目して実施します。

### ■ 特定健康診査の対象者

40歳（受診年度末時点）～74歳（受診日時点）の医療保険加入者です。治療中の方も対象となります。

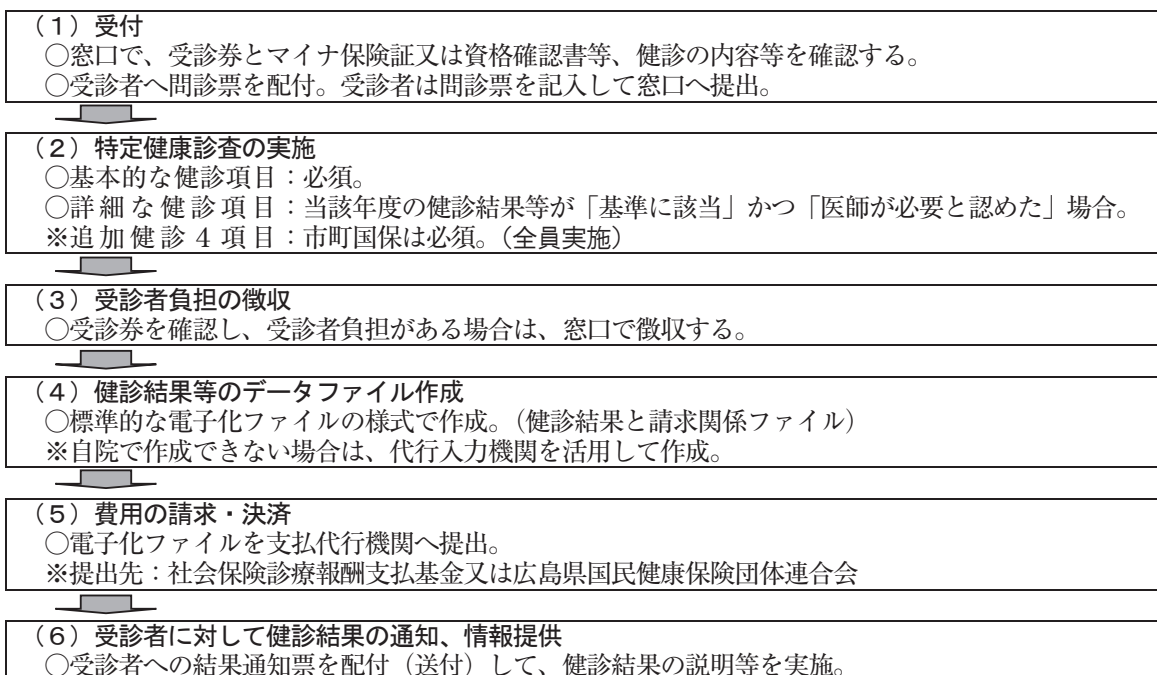
なお、以下の厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査の対象者から除きます。

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 1 妊産婦   | 2 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者 |
| 3 国内に住所を有しない者   | 4 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者  |
| 5 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している者                            |                                 |
| 6 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者 |                                 |

### ■ 特定健康診査の案内・申込み

- |   |
|---|
| ① 医療保険者は、対象者へ案内と「受診券」を送付する。<br>受診時に「受診券」と「マイナ保険証又は資格確認書等」を持参することについて記載あり。<br>【健診前の食事摂取】<br>健診結果への影響を避けるため、必ず受診者へ案内<br>○健診が午前の場合、健診前10時間以上は水以外の飲食物を摂取しない。<br>○健診が午後の場合、軽めの朝食後は水以外の飲食物を摂取しない。<br>○健診前日は、飲酒や激しい運動は控える。 |
| ② 受診者は、医療機関や健診機関、市町国保等へ申込等を行う。  |

### ■ 医療機関における特定健康診査の流れ：P3～P33



## 医療機関における特定健康診査の流れ

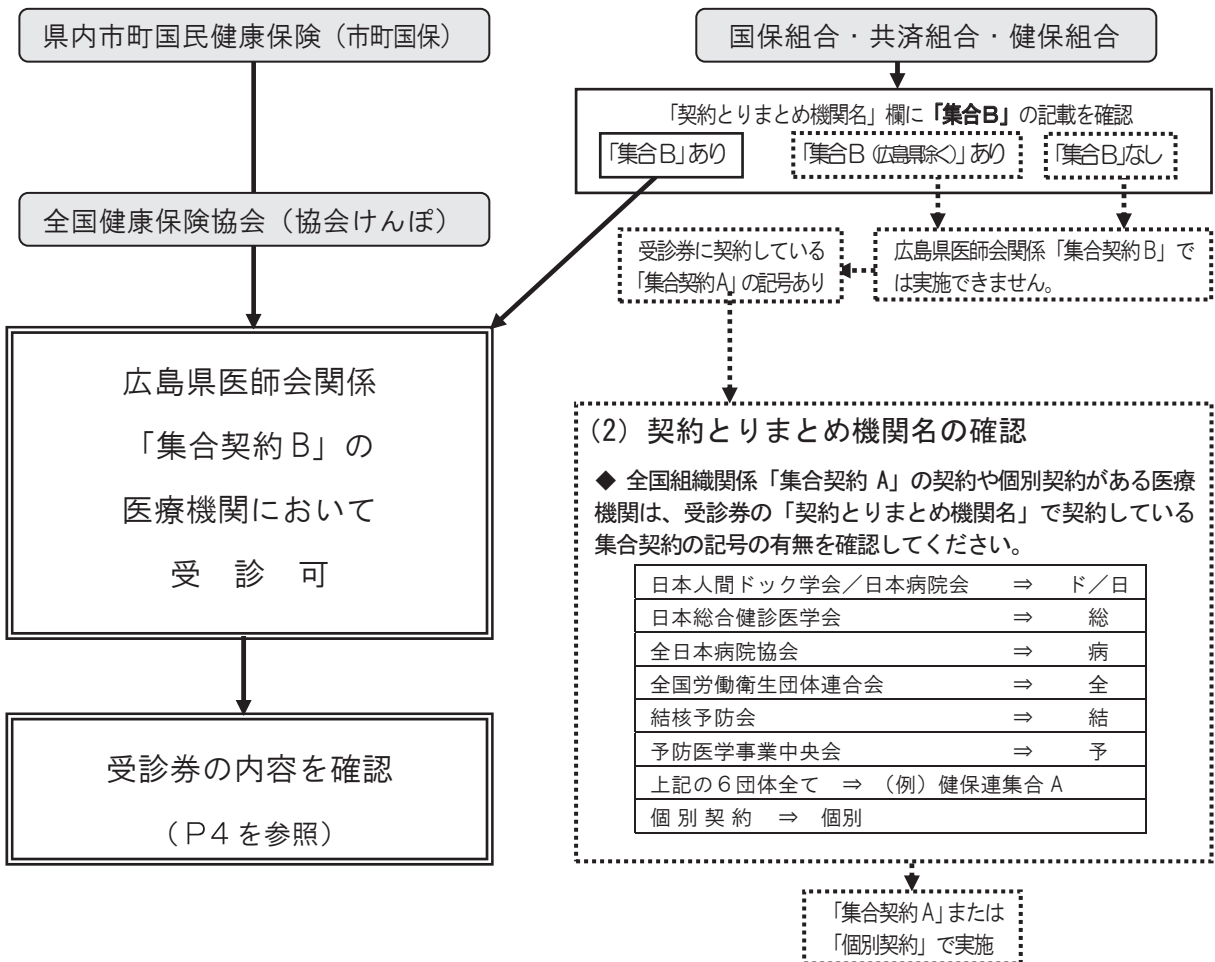
### (1) 受付

- |                                    |                                |
|------------------------------------|--------------------------------|
| ① 医療機関で「受診券」「マイナ保険証又は資格確認書等」を確認する。 | ⇒「受診券」の未提出者には、健診を実施しないでください。*  |
| ② 契約している医療保険者であることを確認する。           | ⇒ 医療保険者と契約区分（集合 B、集合 A、個別）を確認。 |
| ③ 医療保険者が契約している健診内容を確認する。           | ⇒ 不明な点は「受診券」の医療保険者へ問い合わせる。     |
| ④ 問診票を配付し、記入してもらう。                 | ⇒ 受診者が持参している場合もある。             |
| ⑤ 医療機関で「受診券」を受取る。                  | ⇒ 重複受診の防止のため「受診券」は返却しない。       |

※ P32 2 (5) ■費用決済の基本的な取扱いを参照。

### ■ 医療保険者名と契約とりまとめ機関名を確認

○「集合契約 B」機関では受診できない方がいますので、受診券を→に沿って確認してください。



### ■ 集合契約と個別契約がある場合の対応

○全国組織関係の「集合契約 A」及び広島県医師会の「集合契約 B」を契約している機関は、健診項目が同じ場合は、「集合契約 A (単価が低い方)」で実施する。

(例：契約とりまとめ機関名に、「集合 B」「ド/日」の記載があり、どちらも契約している場合など) 健診項目が異なる場合は、受診者に選択してもらい、その項目・料金で実施する。

○「集合契約 A 又は B」と個別契約がある機関は、個別契約を優先する。

## ■ 受診券の内容を確認

○医療保険者によって、受診券の様式が異なる場合があります。

- ① 氏名・性別・生年月日
  - ・受診券とマイナ保険証又は資格確認書等と一致しているか。
  - ・受診時に75歳以上の方は実施できません。
- ② 有効期限
  - ・受診日が、有効期限を過ぎた受診券は、利用できません。
- ③ 窓口での自己負担
  - ・受診者に自己負担額がある場合は、費用が必要なことを説明して徴収する。
  - ・斜線の場合は、自己負担額は無料。
  - ・県内全ての市町国保は、自己負担額はありませぬ（無料）。
  - ・全国健康保険協会（協会けんぽ）の場合は、医療保険者にご確認ください。
- ④ 保険者電話番号
  - ・受診券について問い合わせ先。
- ⑤ 保険者番号・名称
  - ・受診券とマイナ保険証又は資格確認書等の保険者名が異なる場合は、実施できません。
  - ・全国健康保険協会（協会けんぽ）は、受診券とマイナ保険証又は資格確認書等の記号と番号が異なる場合は実施できません。
- ⑥ 受診者の住所を確認  
 （未記入の場合は記入を依頼。結果送付等に用いる。）  
 《必ず、受診券を受理・保管してください。》  
 （※重複受診防止のため「受診券」は返却しない。）

**特定健康診査受診券**

2009年4月20日 交付

① 受診券整理番号 **09152531111**

① 受診者の氏名 **トクテイ ケンシロウ**  
 性別 **1 男**  
 生年月日 **昭和40年9月1日**

② 有効期限 **2009年10月31日**  
 健診内容 **特定健康診査**

③ 窓口での自己負担

特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担20%
特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	保険者負担上限額1000円
その他(追加項目)	負担額又は負担率	斜線
その他(人間ドック)	負担額又は負担率	斜線

④ 保険者所在地 **〒100-8916 千代田区籠ヶ岡1-2-2**  
 ④ 保険者電話番号 **03-5253-1111**  
 ⑤ 保険者番号・名称 **00000000**  
**健康保険組合**

④ 契約とりまとめ機関名 **集合B、D/日**  
 ④ 支払代行機関番号 **94899010**  
 ④ 支払代行機関名 **社会保険診療報酬支払基金**

（オモテ面）

**注意事項**

1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。  
 （特定健康診査受診結果等の送付に用います。）
2. 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

⑥ 住所 **〒 330 - 9713**  
**埼玉県さいたま市中央区新都心1-1**

（ウラ面）

【出典：厚生労働省HP 特定健康診査・特定保健指導の受診券・利用券について】

### 特定健康診査を実施

対象：40歳（受診年度末時点）～74歳（受診日時点）の方  
 （治療中の方も対象）

## (2) 特定健康診査の実施

P39～「令和 6 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」（厚生労働省）を、必ず確認してください。

### ■ 基本的な健診

○全ての健診項目を実施します。**未実施の項目がある場合は、費用の請求はできません。**<sup>※8</sup>

	内 容	
問 診 (既往歴等)	質問票 <sup>※1</sup> (P11 参照) を確認 ・脂質異常症、高血圧症、糖尿病に係る薬剤治療の有無 ・喫煙習慣 <sup>※2</sup>	
身体計測	身長・体重・腹囲・BMI <sup>※3</sup>	
血圧測定	血圧	
診 察	理学的検査 (身体診察) 自覚症状及び他覚症状の有無	
血液検査	血中脂質	中性脂肪 <sup>※4</sup> ・HDL コレステロール・LDL コレステロール (又は Non-HDL コレステロール) <sup>※5</sup>
	肝機能	AST (GOT)・ALT (GPT)・ $\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)
	血 糖	ア 検査前の絶食後 10 時間以上 ⇒ 空腹時血糖 イ 検査前の絶食後 10 時間未満 ⇒ ヘモグロビン A1c (NGSP 値) ウ 絶食後 3.5 時間～10 時間未満 ⇒ <u>ヘモグロビン A1c を実施しない場合は、随時血糖<sup>※6</sup></u>
尿 検 査	尿糖・尿蛋白 <sup>※7</sup>	

※1 服薬歴や喫煙状況等の把握は必須であるため、質問票等を活用して状況を把握する。

※2 喫煙習慣は、次の条件 1 と条件 2 の両方を満たした場合は「はい (吸っている)」、条件 2 のみを満たす場合は「以前は吸っていたが、最近 1 か月は吸っていない」、それ以外は「いいえ (吸っていない)」とする。

条件 1 「最近 1 か月間吸っている」

条件 2 「生涯で 6 か月間以上吸っている、又は合計 100 本以上吸っている」

※3 BMI: 体重(kg) ÷ {身長(m)} × 身長(m)

※4 やむを得ず空腹時 (絶食 10 時間以上) 以外で中性脂肪を測定する場合は、随時中性脂肪による血中脂質検査でも可。

※5 中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロールの測定でも可。

※6 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) を測定しない場合は、食直後 (食事開始時から 3.5 時間未満) を除き、随時血糖による血糖検査を可とする。

(市町国保を除く。市町国保はヘモグロビン A1c を一律実施し、上記基準を満たさないため、基本健診で随時血糖は実施できません。)

随時血糖を実施して、健診結果データを入力する場合は、検査数値のほかに [3: 食後 3.5 時間以上 10 時間未満] と記述する必要がある。

【特定健診における血糖検査の優先順位は、1 空腹時血糖、2 ヘモグロビン A1c、3 随時血糖の順。】

※7 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に限り、尿検査の実施を断念した場合であっても、特定健診を実施したこととみなす。

健診結果データを入力する場合は、次のいずれかを記述する。

・尿検査の欄は、「測定不可能」という記述を行う。

・尿検査の欄が出現せず、かつ医師の診断 (判定) 欄に「省略せざるを得なかった理由」を記載する。

※8 上記※7 を除き、その他の項目については全て実施する。実施されなかった健診項目がある場合は、完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする。(未実施扱いの場合は、費用は支払われない。)

【出典】特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第 4.3 版) 厚労省

標準的な健診・保健指導プログラム (令和 6 年度版) 厚労省

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和 6 年度以降に実施した特定健診等の実施状況に関する結果」厚労省

## ■ 詳細な健診

- 当該年度の健診結果等<sup>※3</sup>が、以下の「基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施します。  
 詳細な健診項目を実施した場合は、健診結果に「実施すると判断した理由」を記載します。

**基準に該当しない場合や実施理由がない場合は、費用の請求はできません。**

	基準			
<b>貧血検査</b> (ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者			
<b>心電図検査<sup>※1</sup></b> (12誘導心電図)	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上又は問診等（自覚症状及び他覚症状の有無）で不整脈が疑われる者			
<b>眼底検査<sup>※2</sup></b>	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) が 6.5% 以上、又は随時血糖が 126mg/dl 以上</td> </tr> </table> <p>ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。</p>	血圧	収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上	血糖
血圧	収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上			
血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) が 6.5% 以上、又は随時血糖が 126mg/dl 以上			
<b>血清クレアチニン検査 (eGFR による腎機能の評価を含む)</b>	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) が 5.6% 以上、又は随時血糖が 100mg/dl 以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上	血糖
血圧	収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上			
血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) が 5.6% 以上、又は随時血糖が 100mg/dl 以上			

※1 心電図検査は、特定健康診査当日に心電図検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

※2 眼底検査は、特定健康診査当日から1か月以内に眼底検査を実施した場合、詳細な健診の項目を実施したこととする。

※3 当該年度の健診結果等の「等」とは、当該年度の特定健診の実施したことに代えられる他の法令（労働安全衛生法、学校安全衛生法、人事院規則など）に基づく健診結果を受領した場合が挙げられる。

## ○留意事項

医師は、詳細な健診項目を実施する場合は、

(ア) 実施前に、当該項目の対象者に、その理由を明らかにする。

(イ) 実施後に、保険者に、その理由を明らかにする。\*

\*実施理由は、受診者の性別・年齢等を踏まえ、医師が個別に判断するが、基準に該当するということだけではないので、健診結果データに「実施すると判断した理由」を明記する。

\*他の医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はないが、現在の症状等から、医師が必要と認めた場合は実施する。

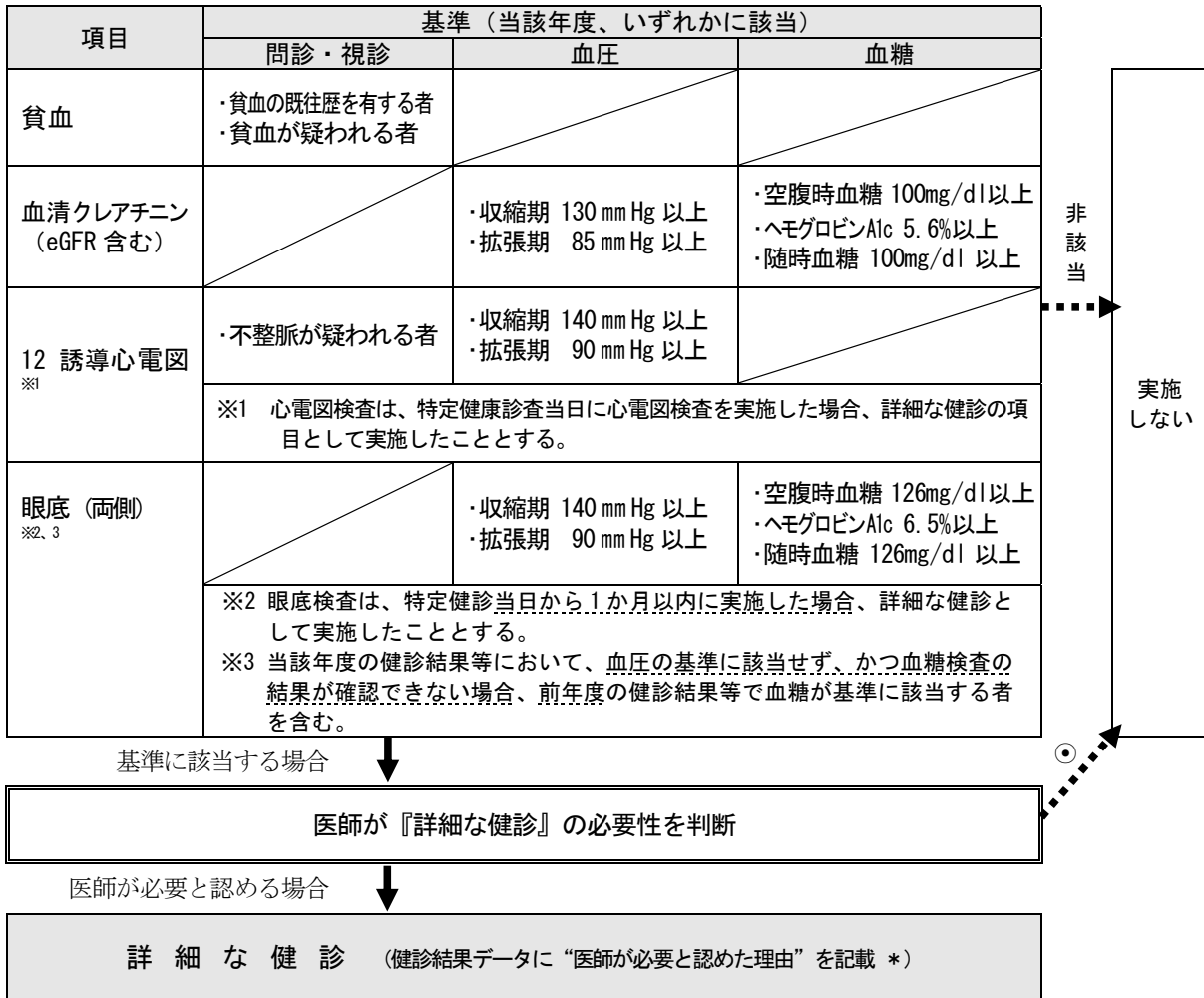
\*健康診査（詳細な健診を含む。）の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において診療報酬により必要な検査を実施する。

【出典】特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚労省令第157号）

## 詳細な健診 簡易フロー図

「基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施。

→ 該当    ..... 非該当・必要ないと判断



○最近の結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に高血圧・心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者は、詳細な健診を行う必要はない。  
(現在の症状等から、医師が必要と認めた場合は実施する。)

○健康診査の結果から、医療機関として直ちに受診する必要がある者については、受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を行う。

\* 健診結果データへの記載は、電子的様式に制約があるため、「128文字」以内で記入する。

\* 他の法令に基づく健康診断に関する記録の写しが提出された場合、情報ファイルの実施区分欄に「4：他の健診結果の受領分」と入力し、情報ファイルに、その健診結果を入力する。その場合も、詳細な健診項目を実施する場合は、詳細な健診の実施基準を満たし、かつ医師が必要と認めて実施するが、他の法律に基づく健康診断の中には心電図検査など基準や実施理由の必要なく実施されている場合がある。この場合、詳細な健診に該当しないので、「心電図検査（対象者）」、「眼底検査（対象者）」等の欄に、詳細な健診以外で実施したコードである「0（ゼロ）」を入力する。  
(実施理由欄への入力は不要)

## 市町国保の特定健康診査

### ■ 追加健診 4 項目の実施（県内共通）

- 項目：「貧血」「血清クレアチニン（eGFR 含む）」「ヘモグロビン A1c」「血清尿酸」
- 実施：令和 2 年 4 月 1 日から、県内全ての市町国保で実施しています。

### ■ 追加健診 4 項目の内容と基準

- 共通で実施する追加健診は、全て血液検査です。
- 「貧血」「血清クレアチニン（eGFR 含む）」「ヘモグロビン A1c」は、法定項目と同じ内容等とし、「血清尿酸」は、特定健診の法定外の項目であり、検査機関で基準値が異なるため、下記の値を保健事業等の参考値とする。

項目	保健指導判定値	受診勧奨判定値
貧血 (血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)	血色素量 13.0g/dl 以下 (男性) 12.0g/dl 以下 (女性)	血色素量 12.0g/dl 以下 (男性) 11.0g/dl 以下 (女性)
血清クレアチニン (eGFR 含む)	60ml/分 /1.73m <sup>2</sup> 未満	45ml/分 /1.73m <sup>2</sup> 以下
ヘモグロビン A1c (NGSP 値)	5.6% 以上	6.5% 以上
血清尿酸	7.0mg/dl 以上	8.0mg/dl 以上

## 市町国保の特定健診 簡易フロー図（県内共通）

- 受付の窓口：受診券とマイナ保険証又は資格確認書等、年齢（75 歳未満）と有効期限、自己負担なしを確認。  
食後時間（10 時間以上か未満か）、市町国保の独自契約の有無を確認。
  - 必須項目①：（全員に実施）『基本的な健診』 + 『追加健診 4 項目』  
従来どおり『基本的な健診』の血糖は、食後時間で検査項目が決まります。  
食後 10 時間以上…「空腹時血糖」、食後 10 時間未満…「ヘモグロビン A1c」
- ※必須項目①で、未実施項目がある場合は請求できません。（原則返戻します）



○詳細な健診：「基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施。

詳細な健診の基準等については、P6を参照。

○請求種別の判断（追加健診か、詳細な健診か）

追加健診4項目のうち、★「貧血」、★「血清クレアチニン（eGFR含む）」が、詳細な健診の“基準に該当”かつ“医師が必要と認めた場合”は、受診者への保健指導や国への交付申請のため、詳細な健診で請求し、健診結果データに実施理由を記載する。

該当しない場合は、追加健診で請求する。追加健診は、基準や実施理由はありません。

## 市町国保の特定健康診査

### ■ 特定健診の内容と請求単価

**必須項目①**：県内の市町国保の対象者全員に実施（「基本的な健診」＋「追加健診 4 項目」）

「血糖検査」食後 10 時間以上…基本「空腹時血糖」＋追加「ヘモグロビン A1c」

食後 10 時間未満…基本「ヘモグロビン A1c」のみ（追加は実施しない）

項目		食後 10 時間以上	食後 10 時間未満	請求単価		
基本	問診	既往歴、服薬歴、喫煙習慣	○	○	8,734 円	
	身体計測	身長	○	○		
		体重	○	○		
		腹囲	○	○		
		BMI	○	○		
	診察	理学的検査（身体診察）	○	○		
	血圧	収縮期血圧、拡張期血圧	○	○		
	血液検査	脂質	中性脂肪	○		○
			HDL コレステロール	○		○
			LDL コレステロール	○		○
		肝機能	GOT (AST)	○		○
			GPT (ALT)	○		○
			γ-GTP (γ-GT)	○		○
	血糖	空腹時血糖	○	○		
ヘモグロビン A1c <sup>※</sup>		○	○			
尿検査	尿糖	○	○			
	尿蛋白	○	○			
追加	血液検査	ヘモグロビン A1c <sup>※</sup>	○	○	539 円	
		血清尿酸	○	○	121 円	
		貧血	赤血球数	★	★	231 円
			血色素測定	★	★	
			ヘマトクリット値	★	★	
血清クレアチニン（eGFR 含む）	★	★	121 円			
計		9,746 円	9,207 円			

※食後 10 時間未満の場合、ヘモグロビン A1c は『基本』で実施するため、『追加』として実施・請求はできません。

市町国保はヘモグロビン A1c を一律実施し、実施条件を満たさないため、基本健診で随時血糖は実施できません。

○実施する項目。

★貧血、血清クレアチニン（eGFR 含む）が『詳細』に該当する場合は、『詳細』で請求。非該当の場合は『追加』で請求。

**詳細な健診項目②、③**：◎当該年度の健診結果等が「実施基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施

項目		食後 10 時間以上	食後 10 時間未満	請求単価
詳細	② 12 誘導 心電図	◎	◎	1,430 円
	③ 眼底検査（両側）	◎	◎	1,232 円

### 請求金額の算定例

項目	食後 10 時間以上	食後 10 時間未満
必須項目①	9,746 円	9,207 円
必須項目①＋詳細②（心電図検査）	11,176 円	10,637 円
必須項目①＋詳細③（眼底検査）	10,978 円	10,439 円
必須項目①＋詳細②＋詳細③	12,408 円	11,869 円

・必須項目①は、全て実施済か確認してください。一つでも未実施の項目があれば、原則、返戻します。

・県内全ての市町国保は、自己負担額はありませぬ。（無料）

○市町国保によって、独自契約がある場合があります。契約内容を確認してください。

特定健康診査 問診票

様式例

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別／年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

※回答欄の該当する番号に○印を記入してください。

標準的な質問票

別紙 3

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無*	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件 1 と条件 2 を両方満たす者である。 条件 1：最近 1 か月間吸っている 条件 2：生涯で 6 か月間以上吸っている、又は合計 100 本以上吸っている）	①はい（条件 1 と条件 2 を両方満たす） ②以前は吸っていたが、最近 1 か月間は吸っていない（条件 2 のみ満たす） ②いいえ（①②以外）
9	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。（※「やめた」とは、過去に月 1 回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近 1 年以上酒類を摂取していない者）	①毎日 ②週 5～6 日 ③週 3～4 日 ④週に 1～2 日 ⑤月に 1～3 日 ⑥月に 1 日未満 ⑦やめた ⑧飲まない（飲めない）
19	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量 日本酒 1 合（アルコール度数 15 度・180ml）の目安： ビール（同 5 度・500ml）、焼酎（同 25 度・約 110ml） ワイン（同 14 度・約 180ml）、ウイスキー（同 43 度・60ml）、 缶チューハイ（同 5 度・約 500ml、同 7 度・約 350ml）	① 1 合未満 ② 1～2 合未満 ③ 2～3 合未満 ④ 3～5 合未満 ⑤ 5 合以上

20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6か月以内） ③近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6か月以上）
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ

\*医師の判断・治療のもとで服薬中のものを指す。

## 標準的な質問票の解説と留意事項

1・2・3	現在、aからcの薬の使用の有無 (a：血圧を下げる薬、b：血糖を下げる薬又はインスリン注射、c、コレステロールや中性脂肪を下げる薬)
選択肢	① はい ② いいえ
目的	保健指導対象者の選定と階層化のために必要な質問。
解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>降圧薬等を服薬中の者については、継続的に医療機関を受診している。生活習慣の改善支援については、医療機関において継続的な医学的管理の一環として行われることが適当であるため、保険者による特定保健指導を義務とはしない。ただし、服薬していると回答した場合であってもコントロールが不良な場合は、飲み忘れ等がないか、正しく服薬できているかについて確認する<sup>1,2</sup>。</li> <li>血圧や血糖、脂質の値が高いにもかかわらず服薬をしておらず、かつ医療機関を受診していない場合は、受診を促す。</li> </ul>
聞き取りポイント	「いいえ」と回答した場合には、処方薬の飲み忘れや、自己判断による中断の可能性が含まれることに留意する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病や高血圧と比べて、脂質異常症については、処方されていることを本人が自覚していない場合が多いという指摘があることに留意する。</li> <li>一般的に脂質異常症の治療は高LDL血症の改善を目的として行われており、次いで中性脂肪の管理を考える。なおHDLコレステロールを上昇させる薬剤は限られており、LDLコレステロールや中性脂肪が正常範囲の場合は治療対象としないことが多い。</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>服薬中の場合は指導の対象外となるが、きめ細かな生活習慣改善支援の観点から、かかりつけの医師と連携した上で保健指導を行うことも可能である。生活習慣の改善は、服薬者における血圧や血糖、脂質のコントロールにも有効であることが多い。</li> <li>非服薬者において、検査値が異常値を示している場合は医療機関の受診を促す。医療機関を受診しても医師の判断によって治療が開始されない場合があることを事前に説明しておくなど、受診勧奨に対して対象者が不信感を持たないように配慮すると良い。</li> </ul>
4・5・6	<p>医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。</p> <p>医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。</p> <p>医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。</p>

選択肢	① はい ② いいえ
目的	既往・現病を把握する。
解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの既往・現病については、特定健康診査がターゲットとしているメタボリックシンドロームにより発症する者も多いが、高血圧や脂質異常症では肥満の有無にかかわらず脳卒中や心臓病の発症リスクが高いこと、また健診で測定できる項目とは関係ない病態が原因となっているものもあるので（例；川崎病、もやもや病、ループス腎炎等）留意すること。</li> <li>これらの病気は基本的に重症化予防や再発予防のため医療管理下に置くべきである。無症候性の脳梗塞などでは患者自身が病態を理解していないこともあり、不適切な受療行動、治療の中断などが発生していることもあるので留意する。また、病態等により管理目標値が異なること、必要な栄養指導や運動指導等の保健指導の内容が変わってくるので主治医と連携した上で実施すること。</li> </ul>
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳卒中、心臓病、慢性腎障害については、無症状だが人間ドック等での有所見の指摘、精密検査を受けて経過観察中、予防的な内服投与中、有症状で再発予防等のために内服投与など、幅広い病態が存在する。</li> <li>したがって、これらの疾患については、「診断を受けた内容」「過去・現在にわたる主治医からの治療の要否」まで確認することが必要であるが、基本的には治療中であることが基本であり、医師の指示で終診になっていない限り、受診中断の可能性を考慮する必要がある。</li> <li>心臓病では、動脈硬化疾患のみならず不整脈、特に心房細動の既往についても留意する。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性腎臓病（CKD）とは、腎臓の障害（蛋白尿等）、若しくは糸球体濾過量（GFR）が60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満の腎機能低下が一定期間持続した状態をいう。</li> <li>推定GFR（eGFR）は、血清クレアチニン値、年齢、性から推算できる<sup>3</sup>。</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来的には主治医によるフォローアップが望ましいので健康診査や保健指導で完結しようとしすぎないようにすることが重要である</li> <li>脳卒中、心臓病、慢性腎障害がある場合には単独で保健指導を行わず、主治医と連携の上実施する、虚血性心疾患では食事・運動療法によるメタボリックシンドロームの管理が十分であれば、再発等を予防する効果がある<sup>4,5</sup>。</li> <li>例えば慢性腎不全者は蛋白制限が必要な場合があるなど、健常者と同じ指導をすることでむしろ病態が悪化する可能性があることを留意する。</li> <li>治療が必要であるにもかかわらず未治療になっている受診者には健診時に確実な受診継続をするよう勧める。</li> <li>喫煙により脳卒中・心筋梗塞の発症リスクが増大するため禁煙を勧める<sup>6,7</sup>。</li> </ul>

7	医師から、貧血といわれたことがある。
選択肢	① はい ② いいえ
目的	詳細健診（貧血検査）の必要性を判定するために必要な質問。
解説	ここでいう「貧血」は、ヘモグロビンなどの低下や異常によって酸素を運ぶ能力が低下した状態を意味しており、検査としては赤血球数、ヘモグロビン値（血色素量）、ヘマトクリット値を示す。またこれらを組み合わせて計算される指標もある。なおこの中では採血してから（例えば施設外での健診など）検査室に移送するまでの間の安定性が高いため、ヘモグロビン値（血色素量）が疫学研究などでよく用いられてきた。貧血検査は、特定健診の法律、政令の記載からは検査に含めるのが適切かどうか議論があるが、多くはないが非患者集団でも総死亡や循環器疾患死亡と関連するというエビデンスがある（下記）。
聞き取りポイント	貧血という用語は一般化しているため、いわゆる、脳貧血（迷走神経反射による立ちくらみ等）を貧血として回答している者も多いので注意すること。貧血のうち頻度が高いのは鉄欠乏性貧血であり、通常は何年も継続していることが多く、鉄やたんぱく質の適量摂取など食事指導が必要な場合がある。また貧血の背後に子宮筋腫や子宮内膜症などの疾患が隠れている場合がある。さらに急に出現した貧血は、血液の病気や結腸がんなど消化管の悪性腫瘍などが原因となっているものもあり、出血傾向や腹部症状なども聞き取った方がよい。問診の正確性を期すため質問文では「医師から」と記載があるが、これは現在受診しているか、治療しているかは考慮していない。したがって診療状況についても確認した方がよい。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、特定健診では、貧血検査を実施するかどうかを視診とこの質問票で把握することになる。ただし視診等で分かる貧血は重症なことが多いと考えられ、他の疾患を原因として急に出てきた貧血である可能性を考慮する必要がある。</li> <li>問診では、脳貧血を除外する。</li> <li>既往歴の聴取における「医師から」は、かかりつけの医師だけでなく、健診医の指摘なども含めて漏れないように幅広く聴取する。</li> <li>なお労働安全衛生法の定期健康診断では貧血検査は必須項目であるため、被用者保険の本人の健診では全ての人に貧血検査が実施されている。そのため貧血検査が全員に実施されている前提で対応を考える。</li> </ul>

対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄欠乏性貧血の場合は現在の治療状況を確認し、治療を継続しているようであれば、食事や身体活動・運動についてかかりつけの医師と連携して支援する。</li> <li>鉄欠乏性貧血治療の必要性があるにもかかわらず、自己判断で治療を中断している場合には、医療機関での再治療を促す。</li> <li>慢性腎臓病と合併している場合は、循環器疾患のリスクが高いことを伝えて、貧血の検査結果と合わせて医療機関へ紹介する。</li> <li>前年度の検査結果が正常域や軽度の貧血であるにもかかわらず、重度の貧血が急に出現した場合などは、出血傾向や腹部症状などの随伴症状がないかを聞き取り、貧血検査の結果と合わせて医療機関での精査を促す。</li> </ul>
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。
選択肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>① はい</li> <li>② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない</li> <li>③ いいえ</li> </ul>
目的	保健指導対象者の選定と階層化に必要な質問。
解説	第3期特定健診まで、この質問の選択肢は「はい」「いいえ」の2択であった。階層化に必要な情報は喫煙の有無のみであるが、選択肢が2択の場合、「いいえ」と回答した者の中には過去に喫煙歴のない“生涯非喫煙者”と、過去に喫煙していたが現在喫煙していない“禁煙者”が含まれることになる。禁煙者は生涯非喫煙者に比して疾患リスクが高いことや、再喫煙のリスクがあることなど、非喫煙者と異なる保健指導が必要なことから、選択肢が変更された。
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>現喫煙者及び過去喫煙者については、喫煙量（本数・年数）の評価も重要である。喫煙量の評価のための標準的な質問は以下のとおりである。 本数:1日に何本吸っていますか（吸っていましたか） 1日（ ）本 年数:通算で何年吸っていますか（吸っていましたか） 通算（ ）年間</li> <li>ここでの喫煙は、紙巻きたばこだけでなく加熱式たばこも含むことに留意すること。加熱式たばこという一般名称の知名度が高くないため、商品名でないと通じないことがある。</li> <li>人によっては加熱式たばこの使用は喫煙ではないと認識している場合がある。</li> <li>過去喫煙者には禁煙年数も確認することで、現在のリスクを推定できる。 喫煙は歯周病や歯の喪失とも関係する。口腔機能の状態（質問13）によっては食事指導を実施できない場合もあることに留意し、必要に応じて歯科医療機関を紹介する。</li> </ul>

留意事項	<p>従来の紙巻きたばこ以外に新型たばこ製品として加熱式たばこが2013年頃から発売されている。発売されてからの期間が短いため、現時点では加熱式たばこによる長期的な健康リスクは不明である。同様に、紙巻きたばこから加熱式たばこに変更することによる健康被害の軽減(harm reduction)のエビデンスもない。紙巻きたばこ使用に準じた疾病リスクを考える必要がある。</p> <p>人によっては加熱式たばこの使用は喫煙ではないと認識している場合がある。また加熱式たばこという一般名の知名度が高くないため、アイコスなどの商品名でないと通じないこともある。喫煙状況の聞き取りの際に注意する必要がある。</p>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁煙支援簡易マニュアル<sup>10</sup>に健診・保健指導の際の支援方法の解説と具体例が掲載されている。</li> <li>● 全ての喫煙者に対して禁煙を助言する。助言は本人の禁煙に対する関心に応じて行う。</li> <li>● 非喫煙者については受動喫煙を避けるよう情報提供する。</li> <li>● 禁煙したいという意向があるが実行が困難な場合、禁煙外来の受診や禁煙補助薬の使用について紹介する。</li> <li>● 過去喫煙者であることが把握できた場合は、禁煙達成を賞賛し、更に継続するよう励ます。</li> <li>● 禁煙したきっかけを尋ねることで既往歴、家族歴等を聞き取ることができる場合がある。また本人の健康への関心、病気への不安、職場の禁煙対策、家族の希望等の情報を得ることができる。</li> <li>● 禁煙後再喫煙してしまった場合はこれまでの禁煙継続を賞賛し、禁煙できた経験を活かして再度禁煙ができるよう促す。(再喫煙はどのような状況で起きたかを確認し、それを回避する指導を加えるとよい。)</li> </ul>
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。
選択肢	①はい ②いいえ
目的	エネルギー収支バランス（エネルギーの摂取と消費のバランス）を把握する。
解説	体重の増加は摂取エネルギーが消費エネルギーを上回っていることを意味している。生活習慣の変化に起因するエネルギー過多を把握することができる。現在のメタボリックシンドロームやそのリスク要因の保有状況、生活習慣の乱れについて把握しやすい項目である。
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体重の変化に加え、BMI・腹囲・採血等の健診項目や運動・食事・睡眠などの生活習慣に関わる質問項目と併せて確認をする。</li> <li>● 体重増加の時期や増加量（少しずつ増えてきたのか、最近急に増えたのかなど）、生活の変化並びに本人の捉え方等についても確認をする。</li> </ul>

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳の時の体重からの減少にも留意が必要（特にBMIが18.5kg/m<sup>2</sup>未満の方など）。</li> <li>継続して痩身傾向にある場合にも留意すること。</li> <li>体重増加の要因として、生活習慣の他にも、家庭環境や社会経済的状況なども念頭に置いた対応が望ましい。</li> </ul>
対応方法	<p><u>20歳の時の体重から10kg以上増えている場合</u></p> <p>① 長期的に増加している場合 ⇒ 本人の認識を確認し、生活習慣改善に向けた情報提供・助言を行う。</p> <p>② 最近はある一定の場合 ⇒ 体重維持を支持しつつ、現在のBMIを考慮した上で、体重維持・生活習慣改善に向けた情報提供・助言を行う。</p> <p>③ 最近、大幅に増加した場合 ⇒ 体重増加のきっかけを振り返り、疾患や生活の変化等原因と考えられる事に応じた助言を行う。</p> <p>※治療状況（質問1,2,3）や行動変容ステージ（質問21）を確認の上で、適切な情報提供・助言を行う。また、定期的な体重測定・記録の勧奨（アプリ等の活用を含む）や地域の健康教室・運動施設・グループなどについて情報提供を行う。</p> <p><u>20歳の時の体重から大幅な体重減少や、20歳の時からやせがみられる場合</u></p> <p>⇒ 疾患や生活上の悩み・ストレスなど、要因に応じた情報提供・助言を行う。</p>
10・11・12	<p>1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施</p> <p>日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施</p> <p>ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。</p>
選択肢	① はい ② いいえ
目的	身体活動・運動の量を把握する。
解説	<p>身体活動・運動の量が多いほど、生活習慣病の発症やそれらによる死亡のリスクが低いことが多くの疫学研究で示されている。また、身体活動・運動の量はエネルギー消費量の多寡と密接に関連しており、肥満の改善に当たっては身体活動の増加、運動習慣の確立によるエネルギー消費量の増加は欠かすことができない。</p>
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問10ではスポーツや体づくり等を目的とした運動の“習慣”の有無を、質問11では就労、家事、移動等生活に関わる身体活動実施時間を、質問12では歩行の速度から、身体活動の強度とその決定要因である体力を把握することを目的としている。</li> </ul>

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体活動・運動は、減量並びに生活習慣病の改善の効果が認められる一方で、誤った実施により、足腰の痛みや思わぬ事故につながる可能性がある。これらを予防し、安全に運動・身体活動を指導するための具体的な判断・対応の手順については、最新の「健康づくりのための身体活動基準2013」を参照すること。</li> <li>3項目のうち「いいえ」の回答となった項目が改善すべき点と言えるが、一方で、その項目は対象者の生活環境により達成が困難な項目とも言える。例えば仕事や家事が忙しく余暇時間がない場合、質問10が「いいえ」と回答される場合が多いが、その対象者に「余暇時間に運動しましょう」と指導しても、その達成は困難と言わざるを得ない。逆に「はい」と回答された項目をより一層増やしていただくという指導法も検討すべきである。</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体活動・運動の量や歩行速度と生活習慣病の発症や死亡リスクとの間には負の量反応関係が存在している。保健指導の際には、質問票の回答が「いいえ」から「はい」に変化しなくても、現状よりも少しでも増やす、速くするといった実現可能な目標の設定が可能である。</li> <li>「健康づくりのための身体活動基準2013」や「健康づくりのための身体活動指針（アクティブガイド）」でも、「+10（プラステン）」（今よりも10分多く体を動かす）という敷居の低いメッセージを用いて、身体活動の増加を推奨している。</li> <li>留意事項での身体活動・運動に伴う傷害予防のために、身体活動・運動の量を増やしていただく際には、1）体を動かす時間は少しずつ増やす（+10（プラステン）くらいから）、2）体調が悪い時は無理をしない、3）病気や痛みがある場合は、医療機関に相談を、の3点を初回支援の際に指導することが安全対策として必須である。</li> </ul>
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。
選択肢	① 何でもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない
目的	口腔機能のうち、食生活や生活習慣病に大きく関係する咀嚼の状況を把握する。
解説	う蝕（むし歯）、歯周病、歯の喪失やそれ以外の歯・口腔に関わる疾患等により咀嚼機能が低下すると、野菜の摂取は減少するとともに、生活習慣病のリスクが高まることが指摘されている <sup>1,2</sup> 。
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科治療により臼歯部（奥歯）のかみ合わせが改善されることによって、咀嚼能力が大きく改善されることが多いので、かかりつけ歯科医をもっているかどうかを確認する。</li> <li>半年前に比べて固い物が食べにくくなったかどうかを確認する。</li> <li>歯周病の重症化は歯の動揺をもたらし、咀嚼能力を下げる要因となるので、過去に歯周病であると言われたことがあるかどうかを確認する。</li> </ul>

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前期高齢者では、現在歯数が20歯未満となる割合が約31%と高くなることを踏まえ、それ以前の年代における歯・口腔の管理が非常に重要である。</li> <li>• 歯の喪失等により咀嚼に支障が生じ、固い食物を噛めない状態では、食生活に関する指導の実践に支障が出る。</li> <li>• 歯科治療による臼歯部の咬合状態の改善に加えて、食事指導を行うことにより、野菜摂取量等が有意に増加することが報告されているので、歯科治療後に食事指導を組み合わせる<sup>6,7</sup>。</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ②又は③と回答した者のうち、血糖を下げる薬又はインスリン注射（問2）で加療中の場合は、歯周病の治療等を行うことで糖尿病の重症化を予防することが期待される。</li> <li>• ②又は③と回答した者の多くは、歯科治療を受けることで改善することが期待されるため、歯科医療機関の受診を勧奨する。</li> <li>• ②と回答した者の一部、及び③と回答した場合には、早期に歯科専門職による対応が必要となることが多い。う蝕等に対する修復治療、歯周病に対する治療・定期管理、歯の喪失に対する補綴治療又は口腔機能低下に対する治療等により咀嚼力の回復や口腔機能の向上を図ることができるとを説明し、現在治療を受けていない場合には歯科受診を勧める。</li> </ul>
14	人と比較して食べる速度が速い。
選択肢	① 速い ② ふつう ③ 遅い
目的	メタボリックシンドロームのリスクに関わる食べ方を把握する。
解説	食べる速度が「速い」ことと、肥満や肥満傾向の研究結果が複数報告されていることから、食べる速度を確認する。非肥満であっても、食べる速度が「速い」と、メタボリックシンドロームのリスクを高める可能性も報告されていることから、非肥満者に対する指導を行う機会があれば、エビデンスを説明し、以下を参考に食べる速度に関するアドバイスをを行う。
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食べる速度は、咀嚼回数との関連が深い。「よく噛んで食べているか」もあわせて聞き、食べ方の情報を得ると、助言に活用できる。</li> <li>• 食べる速度は、主観的に聞かざるを得ないため、「人と比較して」の言葉が含まれている。したがって、この比較する「人」によって、回答が変わる可能性がある。食べ方は、日頃一緒に食べる人（家族や同僚など）に似ることがある。よって、日常での食事以外の場面も思い出して、聞き取る必要がある。</li> </ul>
留意事項	食べる速度が「速い」要因には、幼い頃からの習慣以外に、現在の生活状況も影響している。例えば、昼休みの時間が十分確保できない職場環境があげられる。そのような状況を確認せず、「ゆっくり食べてください」とアドバイスすると、「自分のことを理解してくれない」と考え、行動変容の支援が難しくなる可能性がある。アドバイスをする前に、食べる速さが速くなる背景を聞き、共感し、改善方法を一緒に考えることが求められる。

対応方法	<p>以下の方法を参考に、少しでも改善できる方法を一緒に探す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜料理等の噛みごたえのあるものにする</li> <li>一口の量を減らす</li> <li>一口 10 回噛む（10 回は例。回数は現在の回数を把握して決める）</li> <li>一口ごとに箸を置く</li> <li>食べることに集中し、食事を味わって食べる</li> <li>一緒に食べる人より、遅く食べ終わると決め、食べる</li> </ul>
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。
選択肢	① はい ② いいえ
目的	夕食の摂取状況を把握する。
解説	<p>「はい」と回答し、かつ健診結果で肥満傾向、高血糖、糖尿病、高トリグリセライド血症、低HDL血症がある場合は、仕事や家庭のやむを得ない事情等を確認・共感した上で、少しでも改善できるようにするための工夫をともに考える等の支援を行う。対処法として、就寝時間を遅らせるのではなく、例えば早めの時間に食事をとる工夫をしたり、間食等を工夫して就寝前のエネルギー、糖質等の摂取を控える等の方法がある。</p>
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問17の朝食、質問20の睡眠による休養も活用し、夕食の食事内容もあわせて確認する。</li> <li>「はい」と回答した場合、その人の生活パターンを詳細に聴取し、仕事や家庭の事情などの原因に応じて、本人とともに改善点を探る。「毎日早めに夕食を」と指導しても効果が上がらない場合があるので、毎日が難しい場合は、まずは「週に1回」、「2日に1回」など、段階的に目標を立てる。</li> </ul>
留意事項	<p>早めの時間に夕食を終えていても、夕食後に間食をしている場合がある。この場合も、寝る前の食事習慣が健康に与える影響を理解してもらい、改善点を探る。</p> <p>なお、就寝前 2 時間以内の夜遅い食事を避けるために、早い時間帯に間食を摂る場合には、食事の代わりになる食品・料理を選ぶように促す。</p>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 日に必要十分な栄養素など、健康的な食事に関する基礎知識を平易な言葉で伝える。</li> <li>理解が進んだら、遅い夕食の原因と習慣を変える方法を一緒に考える。</li> <li>遅い夕食の習慣が罹っている疾患に影響すると思われる場合は、医師に相談するよう勧める。</li> </ul>

16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。
選択肢	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど摂取しない
目的	間食や甘い飲み物の摂取状況を把握する。
解説	「毎日」と回答し、かつ健診結果で肥満傾向、高血糖、高トリグリセライド血症がある場合は、仕事や家庭のやむを得ない事情等を確認・共感した上で、少しでも改善できるような工夫をともに考える等の支援を行う。
聞き取りポイント	間食をする人にはいくつかのパターンがある。例えば、いわゆる「お菓子好きの人」、仕事で朝が早いために昼間に間食をする人、更に夕食後にテレビなどを見ながら間食をする人等が挙げられる。その人の間食の背景や状況を聴取し、改善点を探る。さらに、間食の内容も聞き取り、内容に応じて量や頻度、代替案などを提案するようにする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>果物に関しては、菓子類の間食とは分けて考える必要がある。成人における果物摂取と肥満との関連を調べたシステマティックレビューでは、果物摂取と長期的な体重増加抑制との関連性が示された<sup>5</sup>。また、ほかの生活習慣の改善とあわせて果物や野菜の摂取量を増やすことは、肥満や過体重の成人において、肥満が改善されることも示されている<sup>6</sup>。食事バランスガイドでは、1日200g程度の目安が示されている<sup>7</sup>。</li> <li>果物の過剰摂取は血中の中性脂肪や体重の増加をきたす懸念があるが、一定量の摂取は糖尿病の発症率を低下させる。糖尿病の管理において、糖尿病診療ガイドライン2019では1単位程度の摂取は促してよいとしている<sup>8</sup>。1単位（80kcal）とは、みかんなら2個程度に相当する<sup>9</sup>。単純糖質の摂取は控えることが望ましいが、果糖を含む果物は適量摂取が勧められている。</li> <li>果物にはカリウムが多く含まれている。カリウムには血圧を下げる効果があり<sup>10</sup>、循環器病のリスクを低下させる効果も期待される<sup>11</sup>。</li> <li>WHOのガイドライン<sup>12</sup>では、成人や子どもにおける肥満や虫歯等の非感染性疾患を減らす目的で、遊離糖類の摂取量を、総エネルギー摂取量の10%未満とすることを強く推奨した。このガイドラインでいう「遊離糖類」とは、単糖類及び二糖類のことで、人が食品・飲料に添加する糖類のほか、蜂蜜・シロップ・果汁・濃縮果汁中に天然に存在しているものであり、生鮮果実の摂取を制限するものではないことに留意されたい。</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日に必要十分な栄養素など、健康的な食事に関する基礎知識を平易な言葉で伝える。</li> <li>理解が進んだら、間食の原因と習慣を変える方法を一緒に考える。</li> <li>間食の習慣が罹っている疾患に影響すると思われる場合は、医師に相談するよう勧める。</li> <li>栄養成分表示の見方を説明し、菓子や糖分入り飲料を減らすことで節約できるエネルギー量を確認できるよう指導する。</li> </ul>

17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。
選択肢	① はい ② いいえ
目的	朝食の摂取状況を把握する。
解説	朝食欠食は糖尿病、脳出血、肥満の発症リスクとの関連が報告されていることから、朝食の摂取状況を確認する。朝食を欠食している場合は、エビデンスを説明し、以下を参考に朝食摂取に関するアドバイスを行う。
聞き取りポイント	質問15の就寝前の食事、質問20の睡眠による休養と併せて確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>欠食がある場合はその理由を確認する。その際、質問15の就寝前の食事、質問20の睡眠による休養も活用し、夕食の食事内容、就寝時間、起床時間を確認する。</li> <li>仕事や家庭のやむを得ない事情等を確認・共感した上で、少しでも改善できるようにするための工夫をとともに考える等の支援を行う。</li> <li>朝食を食べるために必要なこととして回答者の30%以上の者が選んだことは、「朝、食欲があること」、「朝早く起きられること」、「自分で朝食を用意する時間があること」、「自分で朝食を用意する手間がかからないこと」、「朝食を食べる習慣があること」であった<sup>5</sup>（図3）ので、朝食を食べたいか、食べたくないか、食べたくても時間がないか等を考慮する。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝食を食べていると答えても、菓子パンのみなどの食事内容が偏っている場合もあるため、「いいえ」の場合も内容の確認を行い、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスのよい朝食の実現を目指す。</li> <li>朝食だけでなく、就寝時間や睡眠、他の食事などの1日の生活リズムを意識する。</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単に用意できる朝食の献立を紹介する。</li> <li>コンビニエンスストア等で購入できるバランスのよい朝食の組み合わせを紹介する。</li> </ul>
18・19	質問18 お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。 質問19 飲酒日の1日当たりの飲酒量
選択肢	質問18 ①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない（飲めない） 質問19 ①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上
目的	飲酒頻度と飲酒量を把握し、生活習慣病のリスクを高める飲酒習慣がある者を特定する。

解説	<p>がん、高血圧、脳出血、脂質異常症等の飲酒に関連する多くの健康問題のリスクは、1日平均飲酒量とともにほぼ直線的に上昇することが示されている。一方で、全死亡、脳梗塞及び虚血性心疾患については、飲酒量との関係は直線的であるとは言えないが、一定の量を超えるとリスクが高まることが分かっている<sup>1,2</sup>。</p> <p>健康日本21（第二次）では、生活習慣病のリスクを高める飲酒量を定めており、これを適切に把握することができる<sup>3</sup>。</p>
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類（日本酒、焼酎、ビール、洋酒等）ごとのリスクの違いについては様々な意見がある。しかし、エビデンスとして合意された見解はなく、摂取するエタノール量の総量が同じであれば酒の種類による健康影響は大きく変わらない。基本的には、飲酒頻度量×エタノール濃度の大きさを評価すべきである。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁酒していた場合はその理由に応じた健康相談が必要な場合があり得る。</li> <li>過度の飲酒が歯周病や歯の喪失と関係することが指摘されているため、多量飲酒者では口腔機能の悪化に留意する（問13参照）。</li> <li>飲酒量を日本酒量換算にするため、計算の際には間違いのないよう気をつける。</li> <li>飲酒により影響を受ける疾患の有無や、薬剤（向精神薬や睡眠薬等）の使用の有無について留意が必要である。</li> </ul>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治医をもつ場合は、主治医と飲酒との付き合い方について相談するよう促す</li> <li>主治医がない場合は、健康相談や健診機関など医療者へつなげるように促す。</li> <li>1合をエタノール量22gとして換算し、健康日本21（第二次）で示す「生活習慣病のリスクを高める飲酒」（1日の平均純アルコール摂取量が男性で40g、女性で20g以上）に該当する場合は飲酒状況の評価（AUDIT）を行い、必要であれば減酒支援（ブリーフインターベンション）を行うことが望ましい<sup>5</sup>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ AUDIT（Alcohol Use Disorders Identification Test）とは、WHOが作成したアルコールスクリーニングテストであり、アルコール依存症やアルコール問題を有する者を抽出するために国際的に広く使われている。</li> <li>➤ AUDITは10問からなる質問票（0～40点）であり、8～14点を酒害教育と節酒指導の対象とし、15点以上を断酒指導と専門医療の対象とすることが一般的である。ただし、このカットオフ値は、対象者の特性（AUDITを使用する目的や、対象集団における飲酒文化等）に応じて変動させることができるため、集団間での比較には注意が必要である。</li> <li>➤ AUDITは自記式であるため、対象者が故意に飲酒を否認し、過小申告することが考えられる。そのため採点がカットオフ値以下であっても、アルコール問題が大きいと感じられた場合には断酒に向けて介入を行う等、柔軟な対応が必要である。</li> <li>➤ AUDITの具体的な質問や採点方法、ブリーフインターベンションについては、第3編（保健指導）を参照のこと。</li> </ul> </li> </ul>

20	睡眠で休養が十分とれている。
選択肢	①はい ②いいえ
目的	作業能力の低下や事故の原因になるばかりでなく、循環器疾患、代謝障害などのリスク因子である睡眠の量や質、睡眠呼吸障害の可能性を評価する。
解説	「いいえ」と答えた者は、睡眠の「量」又は「質」に問題がある可能性がある。量すなわち睡眠時間が不足している場合は、仕事や家庭のやむを得ない事情等を確認し共感した上で睡眠時間を確保できるよう支援する。特に6時間未満の短時間睡眠 <sup>1</sup> は体や心の健康によくないことを説明する。睡眠の質に問題がある場合は、「健康づくりのための睡眠指針2014」12か条 <sup>2</sup> 等を参照して支援を行う。
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>肥満、高血圧、糖尿病、心房細動、心疾患、脳卒中発症後等では「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」を合併していることが多い。昼間の眠気、充足感のない睡眠、いびき、夜間のあえぎ、窒息感等の状況を確認する。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>肥満、高血圧、糖尿病、心房細動、心疾患、脳卒中後等では「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」を合併していることが多い<sup>3</sup>。昼間の眠気、充足感のない睡眠、いびき、夜間のあえぎ、窒息感等の状況を確認する。SASの内90%以上を占める通常いびきを伴う閉塞性SASでは、3大要因は肥満、加齢、男性であり、減量が有効なことから、減量への動機付けにつなげることができる。例えば体重の10%の減量で睡眠時無呼吸は約30%減少すること<sup>4</sup>等を説明する。必要に応じて減量や、SAS治療用のマウスピース、CPAP等の治療法、医療機関の受診についても情報を提供する<sup>5</sup>。</li> <li>この質問に「いいえ」と回答した場合、睡眠で重要な事は量と質であることを説明し、まずは睡眠時間を6時間以上確保するように説明する。6時間未満の睡眠は生活習慣病につながり、心の健康にもよくないことを伝える。不眠症も心と体の健康を害することがあることを説明する。十分な睡眠時間を確保しても睡眠で休養が取れない場合、睡眠時無呼吸、不眠等の頻度の高い睡眠障害について説明し、医療機関の受診についても情報提供する。</li> <li>「いいえ」と回答した場合、規則正しい睡眠・食事習慣を指導しつつ<sup>6</sup>、食生活・運動習慣等の改善意欲が低下しやすいことに留意し、減量目標の設定を急ぐのではなく、睡眠の質と量を確保できるような支援を行う。</li> </ul>

対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「いいえ」と回答した場合、食生活・運動習慣等の改善意欲が低下しやすいことに留意し、減量目標などの設定を急ぐのではなく、睡眠の質と量を確保できるような支援を行う。</li> <li>• 睡眠の質に問題がある場合は、「健康づくりのための睡眠指針2014」12か条を参照して支援を行う。</li> <li>• 十分な睡眠時間を確保しても睡眠で休養が取れない場合、睡眠時無呼吸、不眠等の頻度の高い睡眠障害について説明し、医療機関の受診についても情報提供する。</li> <li>• 睡眠時無呼吸症候群では減量が有効なことから、減量への動機付けにつなげることができる。例えば体重の10%の減量で睡眠時無呼吸は約30%減少すること等を説明する。</li> <li>• 必要に応じて減量やマウスピース・CPAP等の治療、医療機関の受診について情報提供する。</li> </ul>
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。
選択肢	<p>①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6か月以内）  ③近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている  ④既に改善に取り組んでいる（6か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6か月以上）</p>
目的	運動や食生活等の生活習慣の改善に対して対象者がどのような行動変容ステージ(準備段階)にあるかを確認することで、対象者の準備段階に応じた適切な保健指導となるようにする。
解説	保健指導の際に生活習慣の改善について、対象者がどのような行動変容ステージ(準備段階)にあるかを確認するものである。プロチャスカの行動変容理論に基づき、準備段階を踏まえた保健指導を行う上で活用していく。なお、健診や人間ドックを受けてから保健指導を利用するまで、あるいは保健指導を実施している中でも、対象者の行動変容ステージは変化していくことが想定できるので、保健指導実施者は、常に、対象者の行動変容ステージに着目していく。また、生活習慣は、食生活、運動・身体活動、喫煙、飲酒、睡眠・休養等、多岐にわたるので、いずれの生活習慣に対しての行動変容ステージなのかについても留意する。

聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健指導を実施する際、健診時の回答から対象者の気持ちに変化が生じることも多いため、健診結果を理解したあとに、保健指導の場面で再度行動変容ステージを確認することが大切である<sup>3</sup>。</li> <li>● この質問項目では、生活習慣に対する行動変容ステージをまとめて聞いているが、実際には食生活、運動・身体活動、喫煙、飲酒、睡眠・休養等、それぞれの行動ごとにステージが異なることが一般的であるので、保健指導の場面では、それぞれについての行動変容ステージを問う追加の質問を行うことが望ましい<sup>4</sup>。</li> <li>● 生活習慣に関する行動変容に対して困難感を抱く対象者の心情に共感し、行動変容を阻害している要因や環境を対象者ととともに考え、気づきを促すことが必要である。</li> <li>● 生活習慣に関する行動変容への取組みは、まずは、対象者本人が自覚することが重要であるが、変更した生活習慣の継続には、サポートしてくれる人の存在は大きい。継続できる条件を対象者ととともに考えることも重要である。</li> </ul>
留意事項	<p>「改善するつもりはない」と回答しても、特定保健指導の基準に該当すれば、利用を勧められることになることの理解を得ておくことが必要である。改善意欲が低いと回答しても、面接によって意欲が高まることもあるので、保健指導の対象者となったことの理解を促し、保健指導の利用を勧める。保健指導の対象者として除外する場合は慎重さが求められる。</p>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣の改善を考える上で、行動変容への準備状況が重要であることからこの質問項目を設けていることの理解を促す。</li> <li>● この質問項目への回答によらず、特定保健指導の基準に該当すれば、利用を勧められることになることの理解を得る。</li> <li>● 生活習慣は、食生活、運動・身体活動、喫煙、飲酒、睡眠・休養等、多岐にわたるが、全体を捉えての回答でよいことを説明する。</li> </ul>
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。
選択肢	①はい ②いいえ
目的	<p>特定健診を受診することだけを目的とせず、健診結果に応じて、その後の特定保健指導を受け利用し、生活習慣の改善の必要性があることの自覚を促す。また、これまでの特定保健指導の利用歴を想起することで、自分自身の生活習慣を振り返ることにもつなげていく。</p>

解説	<p>特定保健指導は、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをすることである。主体は対象者本人であり、特定健診を受診するだけでなく、特定保健指導の対象者条件に当てはまる状態、つまり、階層化により特定保健指導の対象者となったら、特定保健指導を利用して、自らの生活習慣を改善していこうと前向きな気持ちになるよう、特定健診の受診時からの自覚を促すことが大切である。保険者が対象者の特定保健指導の利用歴を保有していることが多いと想定されるが、保健指導の現場ではその情報を見られないことも多い。また健康保険組合から国民健康保険へ移動するなど、保険者間を移動した場合、それまでの特定保健指導の利用歴が継続されない可能性が考えられる。そのため、本質問項目で、特定保健指導の利用歴を確認する。</p>
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度だけでなく、これまでの特定保健指導の利用歴について回答してもらおうが、対象者がどの程度覚えているか、個人差があると思われ、できる範囲で聞き取る。</li> <li>保険者間を移動したことが想定される場合、以前の保険者での特定保健指導の利用歴も含めて、回答してもらおう。</li> </ul>
留意事項	<p>第三期までの質問項目、「生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。」は、健診結果に基づき基準を満たす場合には、特定保健指導の対象となることが理解されていないことが指摘されていた。具体的には、特定保健指導の利用について、「②いいえ」と回答した者に対して、保健指導実施者が特定保健指導を勧める、あるいは始める際、「自分は特定保健指導を希望していない」等、誤解を招き、トラブルにつながるものが指摘されていた。このような誤解を回避するとともに、特定保健指導の利用歴を確認する質問に変更することで、対象者との会話のきっかけとなり、健診だけではなくその後の保健指導を利用して生活習慣を見直すという対象者の認識に働きかけることにつながる。また転職等のために保険者が変わり、新しい保険者が過去の特定保健指導の利用歴に係るデータを保有していない場合であっても、この質問項目への回答から利用歴を把握できる。これにより、特定保健指導の利用歴を考慮した対応へと保健指導の内容を工夫することが可能となる。</p>
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>転職や退職により保険者が変わり、新しい保険者のもと、特定健診を受診しているかについて、まず確認する。その上でこの質問項目への回答は、これまでの特定保健指導の利用歴を尋ねていることの理解を促し、正確な回答となるよう説明する。</li> <li>特定健診の結果に基づき、基準を満たす場合には特定保健指導の対象となることの理解を促す。</li> <li>特定健診でのこの質問項目への回答結果を、特定保健指導実施者が把握できるようにし、対象者の特定保健指導の利用歴に応じた特定保健指導の実施につなげる。</li> <li>以前に特定保健指導を利用した後、立案した行動目標の内容、達成状況や継続状況など、生活習慣の改善に関してうまく行った点、行かなかった点を聞き取って、今回の保健指導の方針を立てる際の参考にする。</li> </ul>

独自に追加する場合に有用と考えられる質問項目

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食塩（塩分）摂取を控えるようにしていますか。</li> <li>2. 毎日1回以上魚を食べていますか。</li> <li>3. 野菜をどの程度食べていますか。</li> <li>4. 1日1回は果物を食べていますか。</li> </ol>
選択肢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ①はい ②いいえ</li> <li>2. ①はい ②いいえ</li> <li>3. ①ほぼ毎食 ②1日1~2回 ③1日1回未満 ④ほとんど食べない</li> <li>4. ①はい ②いいえ</li> </ol>
目的	循環器疾患発症予防のために重要な食習慣の現状を把握する。
解説	標準的な質問票では、肥満と関連する生活習慣についての質問が多く含まれているが、循環器疾患発症予防のためにはそのほかにも重要な生活習慣がある。特に食習慣の改善は、保健指導の中心となる場合が多く、健診時に主要な食習慣を把握することで指導に生かすことができる。ここでは、重要な四つの食事因子を挙げた。集団全体におけるこれらの食習慣の把握は、保健事業を計画・評価するときにも重要となるため、上記の質問項目を必要に応じて追加することが望ましい。
聞き取りポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食塩の摂取源は、調味料（醤油、味噌など）、汁物（味噌汁、スープ）、めん類、加工肉（ハム・ソーセージ）、練り製品（ちくわ、かまぼこ）などが挙げられる。これらの食品を控えている場合、問1は「①はい」となる。</li> <li>• 魚については、食事バランスガイド<sup>14</sup>で示されている2サービング相当である1切れ（約80g）を目安として聞き取る。</li> <li>• 野菜については、小鉢1皿で約70g相当である。1日の推奨量は5皿分（350g）となり、毎食1-2皿食べる必要があるため、1日の摂取頻度を聞き取る。</li> <li>• 果物については、1回の目安量は100g（りんご半分、バナナ1本あるいはみかん1個）として聞き取る。1日の推奨量は200g程度である<sup>14</sup>。</li> <li>• 市販の野菜・果物（果汁100%）ジュースについては半分量を「野菜」「果物」として数える。例えば、紙パックの果物ジュース1本（200ml）は果物1回の目安量となる。ただし、ジュースによる果物や野菜の摂取を推奨しているわけではなく、あくまでも補助的なものとして考える<sup>14</sup>。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 腎臓病のためカリウム制限が必要な場合は、野菜と果物の適切な摂取量について医師及び管理栄養士の指示に従う。</li> <li>• 糖尿病や肥満を有する場合でも、果物の摂取を勧めてよいが、全体の摂取エネルギー量を考慮した上で個別に推奨を行う。</li> </ul>

対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• わが国においてはほぼ全ての成人で減塩が必要であるが、簡単な質問で食塩摂取量を把握することは困難である。しかし、減塩を実践している者の割合を把握することは重要であり、また実践していない者には減塩の知識や技術の支援が必要である。</li> <li>• 特に循環器疾患危険因子を有する者では、循環器疾患予防のために魚の摂取を推奨する。また、食事バランスの点からも、魚摂取が少ない者では魚摂取の増加を指導すべきである。</li> <li>• 野菜は1日350gの摂取が推奨されているが、わが国の摂取量は未だ不十分である。1日小鉢5皿分が目安であり、毎食1-2皿の野菜を摂取することが望ましい。</li> <li>• 果物に含まれるカリウムには血圧低下作用があり、血圧高値の者では果物の摂取が推奨される。食事バランスガイドでは1日200g程度を摂取の目安としており、1日少なくとも1回の果物摂取が勧められる。</li> </ul>
------	---

参考：厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」

### (3) 受診者負担の確認・徴収

- ①医療機関の窓口で受診券を確認して、受診者負担（自己負担）があれば徴収します。  
 ②負担率の場合は、単価に負担率を乗じて算出した額とします。（1円未満の端数は四捨五入）

#### ■ 受診者負担（自己負担）の記載例

- 例 1：斜線、欄なし  
 受診者の負担なし。（無料）
- 例 2：受診者負担●●%  
 実施機関が提示する料金の●●%が、受診者の負担となります。
- 例 3：受診者負担◆◆円  
 実施機関が提示する料金にかかわらず、受診者の負担は◆◆円です。
- 例 4：保険者負担上限▲▲円  
 実施機関が提示する料金から▲▲円を引いた残りの金額が、受診者の負担となります。

図表 38: 自己負担の記載例\*2

**例** 特定健康診査受診券

20××年 月 日交付

受診券整理番号 ○○○○○○○○○

受診者の氏名 (※カタカナ表記)  
 性別  
 生年月日 (※和暦表記)

有効期限 20××年 月 日

健診内容 ・特定健康診査  
 ・その他( )

窓口での自己負担

特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担 20%
特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	保険者負担額上限額 1,000円
その他(追加項目)	負担額又は負担率	
その他(人間ドック)	負担額又は負担率	

【健診内容】  
 特定健診のみの場合は  
 その他欄は削除

【窓口での自己負担】

特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担 20%
特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	保険者負担額上限額 1,000円

保険者所在地  
 保険者電話番号  
 保険者番号・名称

契約とりまとめ機関名 集合契約B①、健保連集合A①  
 支払い代行機関番号  
 支払い代行機関名

【出典：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」第4.3版】

### (4) 健診結果等のデータファイルの作成

- ①健診結果データファイルと請求用データファイルの作成を行う。  
 ⇒事業主健診等の他の健診結果の電子化ファイルの作成は、契約する相手先（事業主）に確認してください。
- ②ファイル様式は、国が提示する標準的な電子化ファイルを活用する。  
 ⇒ファイル様式の詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。
- ▣ 厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook\\_31132.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html))
  - ▣ フリーソフトの配信ホームページ (<https://kenshin-soft.mhlw.go.jp>)

## (5) 費用の請求・決済

- ① 支払代行機関に電子化ファイル（健診結果データファイル・請求用ファイル）を送付する。
- ② 請求金額は、契約金額（消費税込み）から、各医療保険者が設定した受診者負担額を除いた金額を請求する。

### ■ 費用の請求先

医療保険者	国民健康保険 (市町国保、国保組合)	被用者保険 (全国健康保険協会、健保組合、共済等)
支払代行機関	国民健康保険団体連合会	社会保険診療報酬支払基金
特定健康診査	標準的な電子化ファイル様式により、請求ファイルを支払代行機関へ提出	

※ 75歳以上については、国民健康保険団体連合会が請求・支払に対応可能。

### ■ 費用決済の基本的な取扱い

想定されるケース	取り扱い
健診・保健指導機関において、受診券（利用券）とマイナ保険証又は資格確認書等を確認しなかった場合（加入者が受診券又は、マイナ保険証又は資格確認書等を忘れてきた場合において、当該機関の判断で受診を認めた場合等）	当該機関の責任・負担とし、保険者からは支払わない（機関は全額を受診者（利用者）に請求）。
健診・保健指導機関において、受診券等に記載された内容と異なる検査・請求を行った場合（記載されていない上乗せ検査を行い、その費用の一部を請求した場合等）	
健診・保健指導機関において、受診券（利用券）とマイナ保険証又は資格確認書等を十分に確認したが、不正なものとは見抜けず、そのいずれかが不正なものであった場合（資格喪失していたものの保険者が回収していなかった場合や、精巧に偽造されたものであった場合等）	保険者の責任・負担とし、保険者は定められた費用を機関に支払い、保険者が受診者（利用者）に請求。

【出典：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」】

## (6) 受診者に対する健診結果の通知（資料 P43 を必ず確認してください。）

### ■ 結果通知票について

○通知方法や通知時期を説明するとともに、結果通知票が「特定保健指導や、来年度の特定健康診査時に必要となる（来年度 75 歳になる方を除く）」旨を受診者へ説明する。

- ①「令和 6 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて（資料 P39～）」の別紙様式例等を活用して、受診者に対し、健診結果を説明する。
- ② 健診結果と併せて、健康な生活習慣について情報提供を行う。
- ③ 受診者が再度来院できない場合は、郵送等により結果通知票を送付する。
- ④ 特定健康診査実施機関が「かかりつけ医」の場合は、受診者が再度受診した際に結果を配布し、説明する。

## ■ メタボリックシンドロームの判定

腹 囲	≥ 85cm (男性) ≥ 90cm (女性)
①脂 質	中性脂肪 150mg/dl 以上または HDL コレステロール 40mg/dl 未満 脂質異常症にかかる薬剤治療
②血 圧	収縮期血圧 130mmHg 以上または 拡張期血圧 85mmHg 以上または 高血圧症にかかる薬剤治療
③血 糖*	空腹時血糖 110mg/dl 以上または ヘモグロビン A1c 6.0% 以上または 糖尿病にかかる薬剤治療
	腹囲+①~③ 2つ以上：該当者 腹囲+①~③ 1つ：予備群

\* 日本内科学会等内科系 8 学会基準に、ヘモグロビン A1c による検査結果も判定基準に加え、メタボリックシンドローム該当者を判定する。

メタボリックシンドロームの判定基準は、空腹時血糖が原則であり、空腹時血糖とヘモグロビン A1c 両方を実施している場合は、空腹時血糖を優先する。随時血糖のみの場合は、血糖検査は未実施として取扱う。

## 《参考》特定保健指導の判定基準

- ・医療保険者が健診結果を基に選定し、対象者に通知します。
- ・高血圧症、脂質異常症、糖尿病に係る薬剤治療者は除外します。

腹 囲	追加リスク		喫煙※		対象	
	脂質	血圧	血糖		40~64 歳	65~74 歳
≥ 85cm (男性) ≥ 90cm (女性)	2つ以上該当				積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当		あり	なし		
上記以外で BMI 25kg/m <sup>2</sup> 以上	3つ該当				積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当		あり	なし		
	1つ該当					

- ・脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上又は随時中性脂肪 175mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満
- ・血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上
- ・血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) 5.6% 以上又は随時血糖 100mg/dl 以上 (特定健診等における血糖検査の優先順位)  
1 空腹時血糖 2 ヘモグロビン A1c 3 随時血糖
- ・喫煙：喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※質問表において「以前は吸っていたが最近 1 か月間は吸っていない」場合は、「喫煙なし」として扱う。

【出典：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.3 版）」】

## ■ 参考：健診項目の判定基準

	データ基準		単位	備考
	保健指導判定値	受診勧奨判定値		
収縮期血圧	≥ 130	≥ 140	mmHg	日本高血圧学会「高血圧治療ガイドライン」に基づく
拡張期血圧	≥ 85	≥ 90	mmHg	
空腹時中性脂肪	≥ 150	≥ 300	mg/dl	日本動脈硬化学会「動脈硬化性疾患診療ガイドライン」及び「老人保健法による健康診査マニュアル」に基づく
随時中性脂肪	≥ 175	≥ 300	mg/dl	
HDL コレステロール	< 40	—	mg/dl	
LDL コレステロール	≥ 120	≥ 140	mg/dl	
Non-HDL コレステロール	≥ 150	≥ 170	mg/dl	
空腹時血糖	≥ 100	≥ 126	mg/dl	日本糖尿病学会「糖尿病治療ガイド」等の各判定基準に基づく
ヘモグロビン A1c (NGSP 値)	≥ 5.6	≥ 6.5	%	
随時血糖*	≥ 100	≥ 126	mg/dl	
AST (GOT)	≥ 31	≥ 51	U/I	日本消化器病学会肝機能研究班意見書に基づく
ALT (GPT)	≥ 31	≥ 51	U/I	
γ-GT (γ-GTP)	≥ 51	≥ 101	U/I	
eGFR	< 60	< 45	ml/分/1.73m <sup>2</sup>	日本腎学会「CKD 診療ガイド」に基づく
血色素量 [ヘモグロビン値]	≤ 13.0 (男性) ≤ 12.0 (女性)	≤ 12.0 (男性) ≤ 11.0 (女性)	g/dl	WHO 貧血の判定基準、人間ドック学会「人間ドック成績判定及び事後指導に関するガイドライン」に基づく

\* メタボリックシンドロームの判定基準は、空腹時血糖が原則であり、空腹時血糖とヘモグロビン A1c 両方を実施している場合は空腹時血糖を優先する。随時血糖のみの場合は、血糖検査は未実施として取扱う。随時血糖での判定の場合、「今回は食後採血時の血糖値に基づく判定です。正確には 10 時間以上絶食の後に採血する空腹時血糖もしくはヘモグロビン A1c に基づいて判定する必要があります。正常域を超えている場合には医療機関において正確な判定をしていただくことを推奨します。」と付記する。

※ 1 保健指導判定値：保健指導対象者とする値

受診勧奨判定値：医療機関受診を検討する値

※ 2 健診結果の持つ意義、異常値の程度、年齢等を考慮した上で、医療機関を受診する必要性を個別に医師が判断し、受診者に通知する。(血糖値が受診勧奨判定値を超えていれば、直ちに医療機関を受診する必要があります。)

※ 3 各学会のガイドラインを踏まえ、健診機関の医師の判断により保健指導を優先して行い、効果が認められなかった場合に必要に応じて受診勧奨を行うことが望ましい。

【出典】：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.3 版）」  
厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」



## ■ 特定健康診査及び特定保健指導に関する情報

○以下のホームページに掲載しています。

▫ 広島県保険者協議会ホームページ (<http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp/hokensya>)

## ■ 特定保健指導の利用券

- ①医療保険者から対象者に、案内や「利用券」が配布されます。
- ②受診できる特定保健指導実施機関は、契約とりまとめ機関名に記載されています。  
(特定健診受診券と同様に「集合 A」、「集合 B」、「個別」の記載があるので、各特定保健指導実施機関は契約内容を確認。)
- ③利用者は、マイナ保険証又は資格確認書等と「利用券」を実施機関の窓口で持参し、券面に示された自己負担（医療保険者や実施機関により金額は異なります。）を支払い、特定保健指導を受けます。
- ④必ず、利用券の裏面の注意事項を確認してください。

例 特定保健指導利用券		注意事項				
20××年 月 日交付		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定保健指導を利用するには、この券と健康保険証を窓口で提出し、ご受診ください。</li> <li>2. 受診機関に受診中の氏名、生体値に特定保健指導を受けてもいかなどを記載していません。</li> <li>3. 特定保健指導はこの券に記載してある実施機関に利用してください。</li> <li>4. 窓口での自己負担がある場合には、自己負担額と初回負担額の差額として、特定保健指導開始時に金額を支払います。なお、受診機関でない場合は、次回利用時以降にも支払われます。</li> <li>5. 特定保健指導の結果は医療者において管理し、必要に応じて、次年度以降の健康診断等に活用させていただきます。</li> <li>6. 特定保健指導のデータファイルは、受診代行機関で管理されることのある際、一部の医療従事者に対して匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承ください。</li> <li>7. 健康保険者の資格がなくなった場合は、5日以内この券を保管庫に返してください。</li> <li>8. 不正にこの券を使用した者は、罰則により罰款として療費の半分を支払うことになります。</li> <li>9. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保管庫に届出して訂正を受けてください。</li> </ol>				
利用券整理番号	000 00000000					
特定健診受診券整理番号	000 00000000					
受診者の氏名	(読みかた表記)					
性別	(※和漢表記)					
生年月日	(※和漢表記)					
有効期限	20××年 月 日					
特定保健指導区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動機付け支援</li> <li>・継続的支援</li> <li>・動機付け支援併用</li> </ul>					
窓口での自己負担	<table border="1"> <tr> <td>健康保険者負担額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td></td> </tr> </table>		健康保険者負担額		自己負担額	
健康保険者負担額						
自己負担額						
<small>(※健康保険者負担額が表記して、特定保健指導実施機関へお持ち帰りください)</small>						
保険者所在地						
保険者電話番号						
保険者番号・名称	□□□□□□ □印					
医師と対する機関名						
支払い代行機関番号						
支払い代行機関名						

【出典：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」】

## ■ 特定保健指導の窓口負担額の算定方法（H30年度以降）

○利用券整理番号（11桁）又はセット券整理番号（11桁）の先頭から2桁（西暦下2桁）が「18」以降で設定されている特定保健指導データについては、当該計算式が適用となります。

○請求金額は、医療保険者へ請求する金額です。（1円未満は四捨五入します。）

○支払割合の（ ）内の割合は、広島県医師会が集合契約している契約内容です。

計算式	内容
	<b>(1) 動機付け支援</b>
	①開始時：初回面接時に自己負担額は全額徴収する。
	請求金額 = (単価 - 窓口負担額) × 支払割合 (8/10：開始時)
	※初回未完了（セット券整理番号のみ）についても同様
	②実績評価終了後
	請求金額 = (単価 - 窓口負担額) × 支払割合 (2/10：終了後)
	<b>(2) 継続的支援</b>
	①開始時：初回面接時に自己負担額は全額徴収する。
	請求金額 = (単価 - 窓口負担額) × 支払割合 (4/10：開始時)
	※初回未完了（セット券整理番号のみ）についても同様
	②実績評価終了後（支払割合 6/10）
	請求金額 = (単価 - 窓口負担額) - (①開始時の請求金額)
<b>(3) 継続的支援を途中で終了した場合</b>	
請求金額 = (単価 - 窓口負担額) × 支払割合 (5/10 途中終了時)	
× (実施済ポイント数 ÷ 計画上のポイント数)	

(例) 積極的支援時の請求について (広島県医師会の集合契約の場合 契約金額 22,407 円)

◆例 1 定額負担：例 自己負担額 3,000 円の場合

①開始時：初回面接時に保健指導利用者から自己負担額 (例 3,000 円) を全額徴収する。

保険者への請求金額 =  $(22,407 - 3,000) \times 4/10 = 7,763$  円※ ※ 1 円未満は四捨五入

②実績評価終了後

保険者への請求金額 =  $(22,407 - 3,000) - 7,763 = 11,644$  円

③継続的支援 (180 ポイント) を途中で終了した場合：例 120 ポイント終了

保険者への請求金額 =  $(22,407 - 3,000) \times 5/10 \times (120 \div 180) = 6,469$  円

◆例 2 保険者が負担額の上限を設定：保険者負担額 18,000 円の場合

①開始時：利用者の自己負担額 =  $22,407 - 18,000 = 4,407$  円

保険者への請求金額 =  $18,000 \times 4/10 = 7,200$  円

②実績評価終了後

保険者への請求金額 =  $18,000 - 7,200 = 10,800$  円

③継続的支援 (180 ポイント) を途中で終了した場合：例 120 ポイント終了

保険者への請求金額 =  $18,000 \times 5/10 \times (120 \div 180) = 6,000$  円

## 健診結果が揃わない場合の初回面接の分割実施（一部の保険者のみ）

### ○健診結果が揃わない場合の初回面接の分割実施

特定健康診査の受診後早期に面接を行うことで、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることができるため、全ての検査結果が判明しない場合でも、次のとおり、特定健康診査実施日から1週間以内において初回面接の分割実施を可能とする。

（※健診当日初回面接の実施を届け出た機関のみ）

#### ア 初回面接 1 回目

特定健康診査受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等）をもとに、専門職が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。

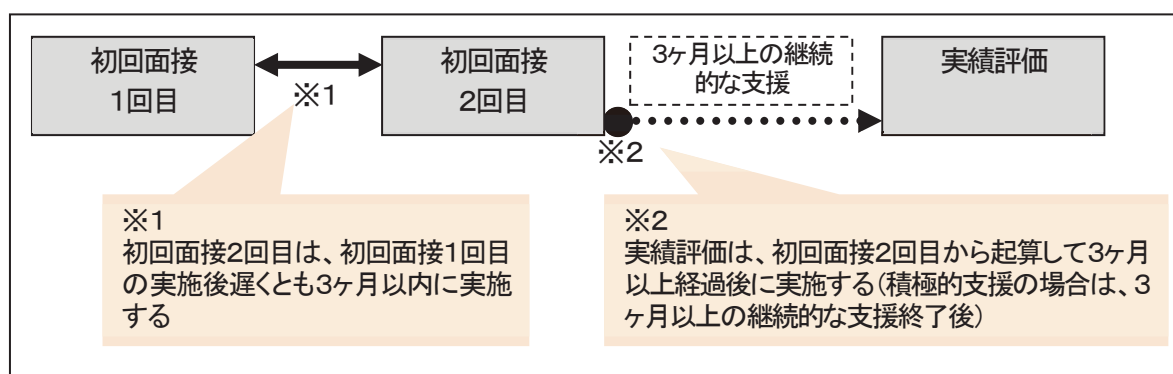
#### イ 初回面接 2 回目

全ての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成する。初回面接を分割して実施した場合は、初回面接2回目に引き続いて同一日に継続的な支援を実施することも可能である。初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

初回面接を分割して実施した場合は、積極的支援及び動機付け支援の実績評価は、行動計画の策定が完了する初回面接2回目から起算して3ヶ月以上経過後とする。

- ・※特定健診実施日を0日とし、7日後までを1週間とする。
- ・※専門職とは、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者である医師、保健師、管理栄養士のことである。
- ・※2回目は電話、電子メール等も可能とする。

図表 13：初回面接を分割して実施する場合



（出典：「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」厚労省）

(参考)

図表 36：受診券（セット券）の様式（当日から 1 週間以内の初回面接の集合契約の場合）\*

特定健康診査受診券(セット券)		注意事項																
例	20××年 月 日交付	1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自署してください。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)																
受診券整理番号	〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	2. 特定健康診査を受診するときには、この券を窓口へ提出するとともに、以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認(受診する施設が対応している場合) ・マイナンバーポータル画面の提示 ・マイナンバーカードと資格情報のお知らせの提示 ・資格確認書又は被保険者証																
受診者の氏名 (※カタカナ表記)	セツ券の場合は、 3桁目が「5」	3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。																
性別		4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承のうえ、受診願います。																
生年月日 (※和暦表記)		5. 健診結果(・保健指導結果)のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上受診願います。																
有効期限	20××年 月 日	6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。																
健診内容	・特定健康診査 ・その他(当日保健指導)	7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。																
窓口での自己負担	<table border="1"><tr><td>特定健診(基本部分)</td><td>負担額又は負担率</td><td>受診者負担 20%</td></tr><tr><td>特定健診(詳細部分)</td><td>負担額又は負担率</td><td>保険者負担額上限額 1,000円</td></tr><tr><td>その他(追加項目)</td><td>負担額又は負担率</td><td></td></tr><tr><td>その他(保健指導)</td><td>負担額又は負担率</td><td>利用者負担額 1,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>保険者負担上限額</td></tr></table>	特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担 20%	特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	保険者負担額上限額 1,000円	その他(追加項目)	負担額又は負担率		その他(保健指導)	負担額又は負担率	利用者負担額 1,000円			保険者負担上限額	8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。	
特定健診(基本部分)	負担額又は負担率	受診者負担 20%																
特定健診(詳細部分)	負担額又は負担率	保険者負担額上限額 1,000円																
その他(追加項目)	負担額又は負担率																	
その他(保健指導)	負担額又は負担率	利用者負担額 1,000円																
		保険者負担上限額																
保険者所在地		※ 特定健康診査の結果特定保健指導の対象となった場合であって、この券を用いて健診当日から1週間以内に特定保健指導を利用するときは、以下をご確認ください。																
保険者電話番号		9. 医療機関に受療中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。																
保険者番号・名称		10. 窓口での自己負担は、原則、健診当日(特定保健指導開始時)に全額をお支払い頂きます。なお、全額徴収できない場合は、次回利用時以降にもお支払い頂きます。																
契約とりまとめ機関名	集合契約B①、健保連集合A①、健保連集合A②	11. 特定保健指導の実施結果は保険者において保存し、必要に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。																
支払い代行機関番号		住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇															
支払い代行機関名																		

(出典：「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」厚労省)

※ 2024 年度以降に発行される国民健康保険の資格確認書は、「交付者名」として国民健康保険の保険者としての市町村の名称が記載されるため、受診券又は利用券の保険者名と、資格確認書の交付者名とを照合・確認すること。

健 発0331 第 4 号  
保 発0331 第 6 号  
令和 5 年 3 月 31 日  
一部改正 健 発0731 第 3 号  
保 発0731 第 5 号  
令和 5 年 7 月 31 日  
一部改正 健生発1116 第 2 号  
保 発1116 第 1 号  
令和 5 年 11 月 16 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

今般、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みを構築しています。

当該仕組みの下で行われる令和 6 年度以降における特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）（以下「特定健康診査等」という。）の実施について、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについては、下記のとおりですので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、本通知は令和 6 年 4 月 1 日から適用します。これに伴い、令和 2 年 3 月 31 日付け健発 0331 第 7 号・保発 0331 第 2 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「令和 2 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止します。ただし、令和 5 年度に実施された特定健康診査及び同年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 特定健康診査

#### 1 特定健康診査を受診する者に対する事前の通知について

特定健康診査の受診者に対し、特定健康診査を実施する前に、次の(1)及び(2)について通知しておくこと。

##### (1) 特定健康診査の意義

特定健康診査は、自分自身の健康状態を認識できる機会であることや、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくるものであるということ。

##### (2) 検査前の食事の摂取、運動について

ア アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日は控えること。

イ 午前中に特定健康診査を実施する場合は、空腹時血糖、空腹時中性脂肪等の検査結果に影響を及ぼすため、特定健康診査前 10 時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。

ウ 午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビン A1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、特定健康診査まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。

エ やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合には、食後 3.5 時間以降に採血を行うこと。

#### 2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について

##### (1) 既往歴の調査

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

##### (2) 腹囲の検査

ア 立位、軽呼吸時において、臍（へそ）の高さで測定すること。

イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。

ウ より詳細については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のホームページ（※1）において示されているので、これらを参考とすること。

※1 <https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/kokucho.html>

##### (3) 血圧の測定

ア 測定回数は、原則 2 回とし、その 2 回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1 回の測定についても可とする。

イ その他、測定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」（一般社団法人日本循環器病予防学会編。以下同じ。）等）が示されているので、これを参考とすること。

##### (4) 血中脂質検査及び肝機能検査

- ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。
- イ 採血後、原則として早急に遠心分離し、24 時間以内に測定するのが望ましい。  
なお、これが困難な場合は、採血後に採血管は冷蔵又は室温で保存し、12 時間以内に遠心分離すること。
- ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。
- エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ（検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。）のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。なお、LDL コレステロールの値は、中性脂肪の値が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合を除き、フリードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、Non-HDL コレステロールの値を用いて評価することができる。ただし、LDL コレステロールの直接測定法も可。LDL コレステロール（フリードワルド式）及び Non-HDL コレステロールの値は、次式により算出する。
- ① LDL コレステロール（フリードワルド式）(mg/dl) = 総コレステロール (mg/dl) - HDL コレステロール (mg/dl) - 空腹時中性脂肪 (mg/dl) / 5
- ② Non-HDL コレステロール (mg/dl) = 総コレステロール (mg/dl) - HDL コレステロール (mg/dl)
- オ 空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお、空腹時とは、絶食 10 時間以上とする。
- カ 肝機能検査の測定方法については、AST (GOT) 及び ALT (GPT) 検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、 $\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP) 検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

## (5) 血糖検査

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。

### ア 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10 時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。やむを得ず空腹時以外において採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことができる。なお、食直後とは、食事開始時から 3.5 時間未満とする。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）を用いること。
- ③ 採血後、採血管内を 5～6 回静かに転倒・混和すること。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から 6 時間以内に遠心分離して測定することが望ましいが、困難な場合には、採血から 12 時間以内に遠心分離し測定すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

イ ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）又はエチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管を5～6回静かに転倒・混和すること。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）法、酵素法等によること。

(6) 尿中の糖及び蛋白の検査

ア 原則として、中間尿を採尿すること。

イ 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は24時間以内、冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。

ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第7版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(7) 貧血検査

ア エチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。

イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（EDTA）を速やかに溶かすこと。

ウ 混和後、室温に保管し、12時間以内に測定すること。

(8) 心電図検査

ア 安静時の標準12誘導心電図を記録すること。

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第7版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(9) 眼底検査

ア 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。

イ 高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。

ウ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第7版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(10) 血清クレアチニン検査

ア 血清クレアチニン検査については、可視吸光光度法（酵素法）等によること。

イ eGFRにより腎機能を評価すること。

ウ eGFRは、次式により算出する。

男性： $eGFR \text{ (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$

女性： $eGFR \text{ (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$

(11) その他

ア 現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、家族歴等について、必要に応じて質問票等により聴取すること。

イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づき行われる健康診査において、特定健康診査に相当する項目を実施したことを保険者が確認した場合は、第一の 2 の(1)から(10)までに掲げる実施方法と異なるものであっても、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする。

## 第二 特定健康診査の結果通知

### 1 特定健康診査の結果通知

- (1) 特定健康診査の結果通知は全ての特定健康診査の受診者に行うこと。
- (2) 特定健康診査の受診者に対して、特定健康診査の結果を通知するに当たっては、異常値を示している項目、異常値の程度及び異常値が持つ意味等を受診者に分かるようにすること。
- (3) 特定健康診査の結果通知の様式例については別紙 1 のとおりであるので、これを参考とされたい。なお、特定健康診査の結果通知の様式は、別紙 1 の様式例の記載事項を最低限含み、受診者に対する効果的な結果通知であれば、別紙 1 の様式例を変更し使用することは差し支えない。

### 2 特定健康診査の結果通知に当たっての留意事項

特定健康診査の結果通知に当たっては、特定健康診査の受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供すること。また、特定健康診査の受診者と医療関係者間の情報共有が円滑に進むよう工夫すること。なお、当該情報の提供に当たっては、次の(1)から(3)までに掲げる事項に留意すること。

- (1) 特定健康診査の結果等から受診者個人に合わせたものを受診者ごとに提供すること。
- (2) 提供する情報は、次のアからウまでに掲げる内容を含むこと。
  - ア 特定健康診査の意義（自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくる等）や特定健康診査の結果の見方（特定健康診査の結果が表す意味を自分自身の身体で起きていることと関連づけられる内容）
  - イ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や生活習慣病に関する基本的な知識と、対象者のどのような生活習慣が生活習慣病を引き起こすかということ、食生活、身体活動・運動等の生活習慣、料理や食品のエネルギー量、身体活動・運動によるエネルギー消費量
  - ウ 対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂等に関する情報
- (3) 特定健康診査の結果等から特に問題のない者については、特定健康診査の結果の見方その他健康の保持や増進に資する内容の情報を提供すること。

## 第三 特定保健指導

- 1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について
  - (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）附則第 2 条中「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とあるのは、平成 20 年 4 月現在において 1 年以上（必ずしも継続した 1 年間である必要はない。）、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解すること。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものである。
  - (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成した 1 年以上実務を経験したことを証明する文書（「実務経験証明書」という。）を提出すること。
- 2 積極的支援対象者に対する初回面接後の支援について
  - (1) 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援を終了した者に対する支援
    - ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号。以下「特定保健指導の実施方法告示」という。）第 2 の 1 の(2)中「腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの」とは、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べ、BMI が 30 (kg/m<sup>2</sup>) 未満の場合は、腹囲 1.0 (cm) 以上かつ体重 1.0 (kg) 以上減少している者、BMI が 30 (kg/m<sup>2</sup>) 以上の場合は、腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している者であること。
    - イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は 3 ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。必要に応じた支援は、特定保健指導の実施方法告示第 2 の 2 の(11)、(12)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計が 180 ポイント未満でもよい。
- 3 食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者について
  - (1) 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
    - ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項第 2 号及び第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成 20 年厚生労働省告示第 10 号。以下「実践的指導実施者告示」という。）第 1 の 1 中「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士を含む趣旨であること。
    - イ 実践的指導実施者告示第 1 の 2 中「1 に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するのは、令和 2 年 3 月 31 日改正前の事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年 9 月 1 日健康保持増進のための指針公

示第1号。以下「旧THP指針」という。)に基づく産業栄養指導担当者であって別紙2の追加研修を受講した者又は旧THP指針に基づく産業保健指導担当者であって別紙3の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧THP指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理栄養士である者、又は旧THP指針に基づく産業保健指導担当者であって保健師又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)である者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講する必要はないものとする。

エ また、平成20年3月31日までに、旧THP指針別表の5に定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者又は旧THP指針別表の6に定める産業保健指導専門研修を修了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講する必要はないものとする。

オ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施するものであること。

カ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者においては、3メッツ以下の運動指導を実施することができるものとする。なお、メッツの考え方などについては、厚生労働省のホームページ(※2)に「健康づくりのための身体活動基準2013」が示されているので、これを参考とすること。

※2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xple-att/2r9852000002xpqt.pdf>

(2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

ア 実践的指導実施者告示第2の1中、「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、理学療法士を含む趣旨であること。

イ 実践的指導実施者告示第2の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するものは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のほか、旧THP指針に基づく運動指導担当者であって、別紙4の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧THP指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)である者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとする。

エ また、平成20年3月31日までに旧THP指針別表の2に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとする。

オ 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施するものであること。

(3) 実践的指導実施者告示別表に定める研修

ア 実践的指導実施者告示別表に定める研修を実施する機関は、次に掲げる条件を満たすものであること。

- ① 厚生労働省のホームページ上に設けるデータベースに上記研修を実施する機関として所定の登録を行うこと。
- ② 研修で用いる教材は、「循環器疾患・糖尿病等生活習慣病を予防するための情報通信技術を活用した保健指導プログラム及びその実践のための手引きの作成と検証」(研究代表者：春山早苗、令和2年度厚生労働科学研究)において作成された研修教材の内容を最低限含むものとする。
- ③ 研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。
- ④ 研修修了者に対して、研修を修了したことを証明する書面を交付すること。

イ なお、実践的指導実施者告示別表に定める内容は最低限のものであり、必要に応じてカリキュラムを追加して実施することが望ましい。

ウ 実践的指導実施者告示第1の1、第2の1の看護師、栄養士等は、実践的指導を実施するまでに、当該告示別表第1、別表第2に定める研修を修了していること。

エ 特定保健指導を受託する者は、実践的指導実施者告示を満たす者が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、実践的指導実施者が当該告示別表第1、別表第2に定める研修を修了したこと等を証明する文書を提出すること。

4 特定保健指導支援計画について

- (1) 特定保健指導支援計画においては、行動計画、支援内容のほか、保健指導の実施状況及びその結果並びに終了時の評価結果等を記載し、実施報告書としての役割を備えること。
- (2) なお、特定保健指導支援計画及び実施報告書については、別紙5の様式例を参考とすること。
- (3) 動機付け支援においても、別紙5の様式例を参考として、行動計画、保健指導の実施状況及び終了時の評価結果等を記載した実施報告書を作成すること。

5 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについて

健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱い及び保険者への送付方法等については、以下のとおりとすること。

- (1) 電磁的方法により保険者に対して提出すること。また提出すべき特定健康診査等に関する記録の内容は、別紙6のとおりとする。
- (2) 特定健康診査等に関する電磁的記録は、原則として、XMLで記述するものとする。
- (3) マイナポータルへの閲覧に供する等のため、後期高齢者の健康診査情報を電磁的方法により後期高齢者医療広域連合へ送付する場合、上記(1)、(2)に準じるものとする。

## 6 その他

- (1) 特定保健指導を行う者は、以下ア及びイの事項を遵守すること。
  - ア 特定保健指導を行う際に、特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
  - イ 特定保健指導を行う者である地位を利用し、不当に特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
- (2) 特定保健指導に関する具体的な実施方法等については、厚生労働省健康局より示される「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の第3編保健指導を参考とすること。

以上

(表面)

## 特定健康診査受診結果通知表

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別／年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既往・現病			
服薬		喫煙	
自覚症状			
他覚症状			

項 目	基 準 値	今 回	前 回	前々回
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
身 体 計 測	身 長 (cm)			
	体 重 (kg)			
	腹 囲 (cm)			
	B M I			
血 圧	収 縮 期 血 圧 (mmHg)			
	拡 張 期 血 圧 (mmHg)			
血 中 脂 質 検 査	空 腹 時 中 性 脂 肪 (mg/dl)			
	随 時 中 性 脂 肪 (mg/dl)			
	HDL-コレステロール (mg/dl)			
	LDL-コレステロール* (mg/dl)			
	Non-HDLコレステロール* (mg/dl)			
肝 機 能 検 査	A S T ( G O T ) (U/L)			
	A L T ( G P T ) (U/L)			
	γ-GT(γ-GTP) (U/L)			
血 糖 検 査 <small>(いずれかの項目の実施で可)</small>	空 腹 時 血 糖 (mg/dl)			
	ヘモグロビンA1c(NGSP値) (%)			
	随 時 血 糖 (mg/dl)			
尿 検 査	糖			
	蛋 白			

\* LDLコレステロールについては、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合はNon-HDLコレステロールの測定に代えられる。

(裏面)

貧血検査	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )				
	血色素量 (g/dl)				
	ヘマトクリット値 (%)				
心電図検査	所見				
眼底検査	所見				
血清クレアチニン検査	血清クレアチニン値 (mg/dl)				
	eGFR (ml/min/1.73m <sup>2</sup> )				

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	医師の所見(判定)	
	詳細検査実施の理由	
	測定不可能・検査未実施の理由	
	医師の氏名	

(備考)

1. この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
2. 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
3. 基準値を外れている場合には、「\*」を測定結果欄に記入すること。
4. 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当／予備群該当／非該当」を記入すること。
5. 「医師の判断」の欄は、
  - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
  - ②貧血検査、心電図検査、眼底検査及び血清クレアチニン検査を実施した場合の理由
  - ③基本的な健診項目の一部の検査を実施しなかった場合の理由「生理中／腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する」を記入すること。

分野	範囲	時間
1. メンタルヘルス ケア	ストレスとその関連疾患 (メタボリックシンドローム) の理解	0. 5
2. 栄養指導	(1)食行動変容と栄養教育 (2)ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導	2. 5
3. 健康教育	(1)健康生活への指導プログラムの基礎知識と方法 (2)メタボリックシンドロームに関する健康教育	3. 0
4. 生活指導	(1)健康に影響する生活環境要因と生活指導 (2)個人の健康課題への対処行動 (保健行動) (3)個別・集団の接近技法 (4)ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導	6. 0
計		12. 0

分野	範囲	時間
1. 栄養指導	(1)食行動変容と栄養教育 (2)ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導	4. 5
2. 研究討議	意見交換（メタボリックシンドローム関連）	1. 5
3. 生活指導	(1)健康に影響する生活環境要因と生活指導 (2)個人の健康課題への対処行動（保健行動） (3)個別・集団の接近技法 (4)ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導	6. 0
計		12. 0

分野	範囲	時間
1. 運動の基礎科学	女性の体力・運動能力の特徴とトレーニング	1. 5
2. 栄養指導	身体活動量の定量法とその実際	2. 0
3. 生活習慣病予防 と運動	(1)生活習慣病	1 1. 5
	(2)運動プログラムの管理	2. 5
	(3)機能解剖とバイオメカニクス	2. 5
4. 運動行動変容の 理論と実際	運動行動変容の理論と実際	4. 0
計		2 4. 0

## II 特定健康診査・特定保健指導の請求等について（市町国保、国保組合）

### 1 健診機関の登録、届出

#### ■ 基本情報

- ・ 広島県国民健康保険団体連合会代行機関番号 **[93499028]**
- ・ 担当部署：総務部 保健事業課 事業第一係  
**TEL (082) 554-0772 / FAX (082) 511-9121**

#### ■ 年度途中からの参加

集合契約に年度途中から参加される場合は、各地区医師会事務局に連絡してください。  
詳細は P95 を参照してください。

#### ■ 健診機関の登録、変更及び情報公開

健診等機関として、支払基金へ登録が必要です。詳細は、支払基金のホームページを参照。

▫ 支払基金 ([https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki\\_09\\_h30t.html](https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_09_h30t.html))

支払基金のホームページに、届出に係る基本情報（機関番号、機関名、所在地、ホームページアドレス等）が公開されます。また、国保連合会へも基本情報が提供されます。

#### ■ 口座情報の届出

口座情報等については、支払基金と国保連合会へそれぞれ届け出る必要があります。

**国保連合会へは、P62 の「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」を提出してください。**

届出用紙は、国保連合会のホームページで取得可能です。インターネット環境をお持ちでない健診等機関は、国保連合会担当部署まで連絡してください。※機関コード・口座情報等に変更が生じた場合も届出用紙による変更届が必要です。

▫ 国保連合会 (<http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>)

### 2 受診券・利用券の記載内容、窓口での取扱い

#### ■ 窓口での取扱い

集合契約に参加する医療保険者は、対象者に「特定健康診査受診券」、「特定保健指導利用券」を交付するので、窓口では、**必ず契約医療保険者であるかを確認し、併せて「マイナ保険証又は資格確認書等」で本人確認を行ったうえで、健診・保健指導を実施してください。**

#### ■ 請求

支払代行機関名を確認して、請求してください。

（一般的には被用者保険は支払基金、国民健康保険は国保連合会へ請求。）

<国保連合会作成受診券・利用券様式例>

これは国保連合会作成の様式例であり、独自に作成する保険者もあります。

独自に作成された様式は、本会作成様式例とは異なりますので、留意してください。

【受診券】

**特定健康診査受診券**  
yyyy年（元号ee年）mm月dd日交付

受診券整理番号						
氏名						
性別	生年月日	yyyy年（元号ee年）mm月dd日				
有効期限	yyyy年（元号ee年）mm月dd日					
健診内容	実施形態	実施項目	窓口の自己負担		保険者負担上限額	
			負担額	同時実施		負担率
特定健診	基本項目	個別	—	—	—	
		集団	—	—	—	
	詳細項目	腎臓	個別	—	—	—
			集団	—	—	—
		心臓	個別	—	—	—
			集団	—	—	—
		眼底	個別	—	—	—
			集団	—	—	—
	尿潜クリアザニン	個別	—	—	—	
		集団	—	—	—	
以外定の健診項目	生活機能評価	チェック	—	—	—	
		集団	—	—	—	
	検査	個別	—	—	—	
		集団	—	—	—	
追加健診	個別	—	—	—		
	集団	—	—	—		
人間ドック	個別	—	—	—		
	集団	—	—	—		

注) △は、基本項目、生活機能チェックの結果及び、保険者の契約内容を確認し実施します  
注) 生活機能評価を同時実施した場合は、同時実施負担額欄の自己負担額をお支払いください

所在地					
電話番号					
番号					
名称					

契約とりまとめ機関名

支払代行機関番号 ※

支払代行機関名 ※

※ 実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

【利用券】

**特定保健指導利用券**  
yyyy年（元号ee年）mm月dd日交付

利用券整理番号	XXXXXXXXXX				
受診券整理番号	XXXXXXXXXX				
氏名	(カナ又は漢字)				
性別	X				
生年月日	yyyy年（元号ee年）mm月dd日				
有効期限	yyyy年（元号ee年）mm月dd日				
特定保健指導区分	窓口の自己負担率		保険者負担上限額		
	負担額	負担率			
積極的支援					
※原則、特定保健指導開始時に全額徴収					
保 険 者 等	所在地				
	電話番号				
	番号				
名称					
契約とりまとめ機関名					
支払代行機関番号 ※					
支払代行機関名 ※					

※ 実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

【セット券】

**特定健康診査受診券（セット券）**  
yyyy年（元号ee年）mm月dd日交付

受診券整理番号						
氏名						
性別	生年月日	yyyy年（元号ee年）mm月dd日				
有効期限	yyyy年（元号ee年）mm月dd日					
健診内容	実施形態	実施項目	窓口の自己負担		保険者負担上限額	
			負担額	同時実施		負担率
特定健診	基本項目	個別	—	—	—	
		集団	—	—	—	
	詳細項目	腎臓	個別	—	—	—
			集団	—	—	—
		心臓	個別	—	—	—
			集団	—	—	—
		眼底	個別	—	—	—
			集団	—	—	—
	尿潜クリアザニン	個別	—	—	—	
		集団	—	—	—	
以外定の健診項目	生活機能評価	チェック	—	—	—	
		集団	—	—	—	
	検査	個別	—	—	—	
		集団	—	—	—	
追加健診	個別	—	—	—		
	集団	—	—	—		
人間ドック	個別	—	—	—		
	集団	—	—	—		

注) △は、基本項目、生活機能チェックの結果及び、保険者の契約内容を確認し実施します  
注) 生活機能評価を同時実施した場合は、同時実施負担額欄の自己負担額をお支払いください

所在地					
電話番号					
番号					
名称					

契約とりまとめ機関名

支払代行機関番号 ※

支払代行機関名 ※

※ 実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

### 3 請求ファイルの送付方法

#### ■ 結果データ及び費用の請求

##### ・電子データの送信、費用請求（次のいずれかの方法）

- ①電子媒体（CD-R）を提出。（健診機関番号は、ケースではなく電子媒体の表面に直接記入。）
- ②IP-VPNの専用閉域網回線、インターネット（オンデマンドVPN）を使用して送信。

##### ・記録方法、様式（フォーマット）

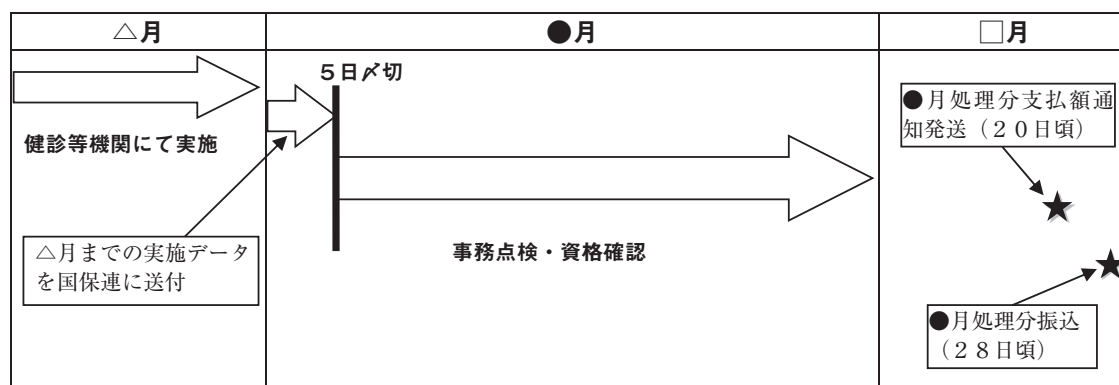
国が定める電子的な標準様式に準拠したもので、厚生労働省ホームページ等で確認してください。  
（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>）

#### ■ 請求形態の届出

請求形態に関する届出（オンライン請求の場合の「電子情報処理組織の使用に関する届出」及び「電子証明書発行依頼書」を含む。）は、支払基金へ健診機関の登録の際に行います。

国保連合会への届出は不要です。

### 4 業務処理の日程



#### ■ 費用の請求

##### ・電子媒体による請求（提出された電子媒体の返却は行いません。）

毎月5日（土日・祝日の場合は翌営業日）までに国保連合会へ提出してください（郵送の場合は必着）。期日以降に提出されたものは、翌月処理となります。

##### ・オンラインによる請求（随時、送信可能です。）

ただし、1～5日に実施したデータは、当月5日（土日・祝日の場合は翌営業日）までに請求することはできません。6日以降に請求してください。

（例：5月5日に送信で5月1日～5日実施分の請求は不可）

- 健診等機関への支払いは、請求月の翌月末日まで（28日頃）に行います。

## 5 特定健康診査及びその他の健診の費用請求

### ■ 健診の費用請求

費用請求は、医療保険者等との契約に基づきます。契約内容を確認のうえ請求してください。  
主な留意事項は、次のとおりです。

#### 【市町国保、国保組合】

- 特定健康診査（個別健診）は、国保連合会へ請求。

#### 【市町国保】

- 令和 2 年度から追加健診 4 項目を一律に実施し、国保連合会へ請求。  
追加健診：「貧血」、「血清クレアチニン（eGFR 含む）」、「ヘモグロビン A1c」、「血清尿酸」追加健診 4 項目の費用は、国保連合会に請求してください。
- 市町国保が独自に行う“市町独自項目”の請求は、契約内容を確認して行ってください。  
国保連合会又は市町国保に直接請求する場合がありますので、ご注意ください。  
※市町国保の集団健診は、直接、市町国保に請求する場合があります。

#### 【市町国保の場合】

種別	国保連合会	市町国保
特定健康診査 + 追加健診 4 項目	○	
特定健康診査 + 追加健診 4 項目 + 市町独自項目	○	△注

(注) 市町独自項目は、直接、市町国保へ請求する場合があります。

## 6 請求データの入力方法

### ■ 請求データの入力事例（参考）

請求データ例は、国保連システム画面を基に“請求データ”のみ示しています。

請求ファイルには、“請求データ”と対になる“検査の結果データ”が必要となりますので、ご注意ください。

#### 【国保組合】

- ・ 請求データ例①…基本的な健診のみ
- ・ 請求データ例②…基本的な健診＋詳細な健診（貧血検査）

#### 【市町国保】

- ・ 請求データ例③…基本的な健診＋追加 4 項目のみ
- ・ 請求データ例④…基本的な健診＋追加 3 項目＋詳細な健診（貧血、眼底検査）

（注）事例に示す金額は、広島県医師会との集合契約における令和 8 年度の個別健診の金額です。契約によって金額が異なる場合があるので、注意してください。

（注）市町国保の事例については、国保連合会のホームページに資料「令和 8 年度 特定健康診査の追加健診実施にかかる請求パターン等」を掲載していますので確認してください。

## 7 請求データにおけるエラー情報

### ■ 主なエラーメッセージ及び対応策（参考）

	エラーメッセージ	対応策
1	○受診券整理番号または受診券有効期限が、未入力もしくは誤っています。 返戻しますので、該当の方の受診券を確認し、修正して再請求してください。	該当の方の受診券を確認して、受診券整理番号もしくは有効期限を修正または入力してください。 ※なお後期の請求については、受診券整理番号及び有効期限の入力は不要です。
2	○保険者番号、被保険者証番号、氏名、生年月日、性別が一致しません。 該当の方の資格情報を再度確認し、修正して再請求してください。	左記の項目のいずれかまたは複数に誤りがあるので、該当の方の資格情報（受診券等）を確認のうえ修正してください。
3	○決済情報について 基本的な健診の単価に誤りがあります。返戻しますので、修正して再請求してください。	請求データの決済情報の基本健診単価に誤りがあるので修正してください。 ※国保集合契約の R8 年度の基本健診単価は 8,734 円です。 ※後期と集団健診等の基本健診単価については、該当の保険者と個別に結んでいる契約書を確認してください。
4	○追加健診について 県内統一の必須追加健診の一部または全部について、健診結果が登録されておらず、費用が請求されていません。返戻しますので、修正して再請求してください。 県内統一の必須追加健診は以下の 4 項目です。 ①貧血検査（ヘマトクリット、血色素量、赤血球数）、②HbA1c（食後 10 時間以上の場合）、③血清尿酸、④血清クレアチニン（eGFR を含む） なお、健診実施機関と保険者が協議の上、未実施項目がある状態で本会に請求する場合には、「備考」の項目を利用し、保険者に了承を得た旨を記載してください。	左記に記載している国保集合契約の必須追加健診の 4 項目のうちいずれかまたは全ての項目の健診結果と健診単価が入力されていないので、入力してください。 追加健診を未実施のまま請求することについて保険者の了承を得ている場合は、健診結果を未実施で登録し、備考欄に了承の旨を記載してください。 ※国保連合会のホームページにある「令和 8 年度特定健診の追加健診実施に係る請求パターン等について」の PDF ファイルも参考にしてください。

【国保組合】

請求データ例①<基本的な健診のみ>

決済情報			
請求区分	基本的な健診	委託料単価区分コード (注 1)	個別健診

窓口負担情報 (注 2)

	窓口負担コード	負担金額	負担率	保険者負担上限額
基本的な健診項目		ア 円	%	
詳細な健診項目		円	%	
追加健診項目		円	%	

単価情報

		単価 (円)	
基本的な健診		8,734	円
詳細な健診 (A)	貧血検査		円
	心電図		円
	眼底検査		円
	血清クレアチニン検査 (eGFR 含む)		円

請求情報 (注 2)

基本的な健診の窓口負担金額	ア	円
詳細な健診の窓口負担金額		円
追加健診・人間ドックの窓口負担金額		円
単価合計金額 【小計①】	8,734	円
窓口負担金額 【小計②】	ア	円
他の検診による負担金額		円
保険者への請求金額	小計①－小計②	円

<データ入力注意点>

- 注 1 委託料単価区分コード (個別健診 or 集団健診)  
国保組合と集団健診の契約をしていない健診機関は、必ず「個別健診」となります。
- 注 2 窓口負担情報及び請求情報 (ア)  
必ず受診券を確認のうえ、受診者負担の有無を入力してください。  
広島県内の国保組合は受診者の負担なし (無料)。

国保連合会へ請求する場合は、入力できません

【国保組合】

請求データ例②＜基本的な健診＋詳細な健診（貧血）＞

※詳細な健診として、「心電図」、「眼底検査」、「血清クレアチニン（eGFR 含む）」を実施した場合は、実施した項目の単価情報に検査単価を入力してください。

決済情報			
請求区分	基本的な健診＋詳細な健診	委託料単価区分コード（注 1）	個別健診

窓口負担情報（注 2）

	窓口負担コード	負担金額	負担率	保険者負担上限額
基本的な健診項目		ア 円	%	
詳細な健診項目		イ 円	%	
追加健診項目		円	%	

単価情報

		単価（円）	
基本的な健診		8,734	円
詳細な健診 (A)	貧血検査	231	円
	心電図		円
	眼底検査		円
	血清クレアチニン検査（eGFR 含む）		円

請求情報（注 2）

基本的な健診の窓口負担金額	ア	円
詳細な健診の窓口負担金額	イ	円
追加健診・人間ドックの窓口負担金額		円
単価合計金額 【小計①】	8,734＋(A)	円
窓口負担金額 【小計②】	ア＋イ	円
他の検診による負担金額		円
保険者への請求金額	小計①－小計②	円

＜データ入力注意点＞

注 1 委託料単価区分コード（個別健診 or 集団健診）

国保組合と集団健診の契約をしていない健診機関は、必ず「個別健診」となります。

注 2 窓口負担情報及び請求情報（ア、イ）

必ず受診券を確認のうえ、受診者負担の有無を入力してください。

広島県内の国保組合は受診者の負担なし（無料）。

国保連合会へ請求する場合は、入力できません

【市町国保】

請求データ例③<基本的な健診+追加4項目のみ>

※令和2年度から、県内全ての市町国保は、「貧血」、「血清クレアチニン（eGFR含む）」、「ヘモグロビンA1c」、「血清尿酸」を必須項目として実施しています。

決済情報			
請求区分	基本的な健診+追加健診	委託料単価区分コード（注1）	個別健診

窓口負担情報（注2）

	窓口負担コード	負担金額	負担率	保険者負担上限額
基本的な健診項目	負担なし	円	%	
詳細な健診項目		円	%	
追加健診項目	負担なし	円	%	

単価情報

		単価（円）	
基本的な健診		8,734	円
詳細な健診 (A)	貧血検査		円
	心電図		円
	眼底検査		円
	血清クレアチニン検査（eGFR含む）		円
追加健診 (B)	貧血検査	231	
	血清クレアチニン検査（eGFR含む）	121	
	ヘモグロビンA1c	539（注3）	
	血清尿酸	121	

請求情報（注2）

基本的な健診の窓口負担金額	0	円
詳細な健診の窓口負担金額		円
追加健診・人間ドックの窓口負担金額	0	円
単価合計金額〔小計①〕	8,734+(B)	円
窓口負担金額〔小計②〕	0	円
他の検診による負担金額		円
保険者への請求金額	小計①-小計②	円

<データ入力注意点>

注1 委託料単価区分コード（個別健診 or 集団健診）

市町国保と集団健診の契約をしていない健診機関は、必ず「個別健診」となります。

注2 窓口負担情報及び請求情報

必ず受診券を確認のうえ入力してください。市町国保は受診者の負担なし（無料）。

注3 追加健診4項目（ヘモグロビンA1c）

検査が食後10時間未満の場合は、基本的な健診（血糖）でヘモグロビンA1cを実施するため、追加健診として実施・請求はできません。（基本的な健診8,734円に含まれます。）

食後10時間以上の場合は、基本的な健診（血糖）が空腹時血糖なので、追加健診として実施・請求。

国保連合会へ請求する場合は、入力できません

【市町国保】

請求データ例④＜基本的な健診＋追加3項目＋詳細な健診（貧血、眼底）＞

※令和2年度から、県内全ての市町国保は、「貧血」、「血清クレアチニン（eGFR含む）」、「ヘモグロビンA1c」、「血清尿酸」を必須項目として実施します。

決済情報			
請求区分	基本的な健診＋詳細な健診＋追加健診	委託料単価区分コード（注1）	個別健診

窓口負担情報（注2）

	窓口負担コード	負担金額	負担率	保険者負担上限額
基本的な健診項目	負担なし	円	%	
詳細な健診項目	負担なし	円	%	
追加健診項目	負担なし	円	%	

単価情報

		単価（円）	
基本的な健診		8,734	円
詳細な健診 (A)	貧血検査	231	円
	心電図		円
	眼底検査	1,232	円
	血清クレアチニン検査（eGFR含む）		円
追加健診 (B)	貧血検査	0	
	血清クレアチニン検査（eGFR含む）	121	
	ヘモグロビンA1c	539（注3）	
	血清尿酸	121	

請求情報（注2）

基本的な健診の窓口負担金額	0	円
詳細な健診の窓口負担金額	0	円
追加健診・人間ドックの窓口負担金額	0	円
単価合計金額〔小計①〕	8,734＋(A＋B)	円
窓口負担金額〔小計②〕	0	円
他の検診による負担金額		円
保険者への請求金額	小計①－小計②	円

＜データ入力注意点＞

注1 委託料単価区分コード（個別健診 or 集団健診）

市町国保と集団健診の契約をしていない健診機関は、必ず「個別健診」となります。

注2 窓口負担情報及び請求情報

必ず受診券を確認のうえ入力してください。市町国保は受診者の負担なし（無料）。

注3 追加健診4項目（ヘモグロビンA1c）

検査が食後10時間未満の場合は、基本的な健診（血糖）でヘモグロビンA1cを実施するため、追加健診として実施・請求はできません。（基本的な健診8,734円に含まれます。）

食後10時間以上の場合は、基本的な健診（血糖）が空腹時血糖なので、追加健診として実施・請求。

国保連合会へ請求する場合は、入力できません



### Ⅲ 特定健康診査等のデータの受付について

#### ■ 受付・事務点検エラー

特定健診等データの受付・事務点検エラー及び対応策等については、次のとおりです。

項番	エラー内容	対応策（事例）等
1	ルートフォルダ名が誤っている場合。	支払基金の機関コードを誤って入力。 支払基金の機関コードは“94899010”（固定）です。
2	決済情報ファイルの被保険者記号が空欄の場合。	被保険者記号がない保険者でも、（国家公務員共済組合）被保険者記号欄に「-（ハイフン）」若しくは「/（スラッシュ）」を記録する保険者があるので、 <u>必ず受診券等の裏面の注意事項を確認してください。</u>
3	特定健診・特定保健指導データファイルの項目で、「1：特記すべきことあり」、「1：所見あり」となっているが所見等の項目が記録されていない場合。	既往歴・自覚症状・他覚症状で、「1：特記すべきことあり」と記録している場合は、その所見等を記録する。 また、心電図で、「1：所見あり」と記録している場合は、所見を記録する。
4	「空腹時血糖」の検査結果が記録され、「採血時間（食後）」が空欄又は「2（食後10時間以上）」が記録されていない場合	「空腹時血糖」を実施した場合は、検査結果と共に、必ず「採血時間（食後）」欄に、「2（食後10時間以上）」を記録する。
5	委託料単価区分（個別健診・集団健診）と委託料単価の記録が誤っている場合。	委託料単価区分を個別健診とし、委託料単価を集団健診単価で記録している場合が多くみられるので、再度、入力情報を確認してください。

なお、受付エラー連絡書等に印字しているエラーコード及びメッセージの説明及び事例については、支払基金ホームページに特定健診・保健指導システムエラーコード表を掲載していますので、ご活用願います。

▫ 支払基金ホームページアドレス (<https://www.ssk.or.jp/>)

## IV 集合契約書等

### ① 市町国保関係

#### 令和8年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、広島県国民健康保険団体連合会を契約代表者とし、別紙1「委託元保険者一覧表」に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

#### （総 則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

#### （委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2「健診等内容表」とおりとする。

2 業務は、乙の会員が開設又は管理する医療機関（以下「実施機関」という。別紙3「実施機関一覧表」のとおり。）で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者からの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する広島県国民健康保険団体連合会（以下「代行機関」という。）への送付を行うものとする。（実施機関の追加）

第3条 乙は、実施機関に追加があるときは、令和8年12月31日までの間に限り、追加する実施機関の一覧表を、甲に提出するものとする。

#### （対象者）

第4条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する特定健康診査受診券を提示した上で、(b)次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者を対象とするものとし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）

(2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認

(3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認

(4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認

2 実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a)実施機関に対して甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健康診査当日から一週間以内に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示し、(b)オンライン資格確認等により実施機関から保険資格の確認を受けた者を対象とするものとし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。（契約期間）

第5条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づき指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを有効期間とする。（委託料）

第6条 委託料は、甲と乙が定めた、別紙4「内訳書」のとおりとする。（委託料の請求）

第7条 実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3か月以上経過後）に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、第6条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4「内訳書」に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 前項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルが国民の祝日に当たるときは、その翌日を期限とする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たるときは、その翌日を期限とする。

3 前2項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

#### （委託料の支払い）

第8条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたとときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額

を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じて調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じて戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第9条 実施機関が、第4条第1項又は第2項に違反して特定健康診査又は特定保健指導を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払い義務を負わないものとする。

2 実施機関が特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定健康診査又は特定保健指導は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務、請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実績に於いた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第7条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む。）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第11条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報保護）

第13条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日個情第534号、医政発0414第6号、業生発0414第1号、老発0414第1号（令和5年3月一部改正））に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）

第14条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第15条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（本人からの請求に基づく情報開示）

第17条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータに有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとす  
る。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙の同意を持って協議  
の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1  
通を保有するものとする。

令和8年4月1日

委託者 (甲)

広島市ほか22市町

契約代表者

広島県国民健康保険団体連合会

広島県広島市中区東白島町19-49

理事長 高垣 廣徳

受託者 (乙)

一般社団法人広島県医師会

広島県広島市東区二葉の里3-2-3

会長 松村 誠

委託元保険者一覧表

保険者番号 (半角数字)	委託元 保険者名	郵便番号 (半角数字ハイ フラスコ)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字ハイフ ラスコ)	委託機関※3		備考※4
					特定健 康診室	特定保健指導 実施行 積極的交 渉	
	広島市	730-8586	広島県広島市中区国泰寺町1丁目6番34号	082-504-2290	○	○	
344010	(中区)	730-8585	広島県広島市中区大手町4丁目1番1号	082-504-2528	○	○	
344028	(東区)	732-8510	広島県広島市東区東豊町9番34号	082-568-7729	○	○	
344036	(南区)	734-8523	広島県広島市南区錦町1丁目4番46号	082-250-4108	○	○	
344044	(西区)	733-8535	広島県広島市西区福島町2丁目24番1号	082-294-6235	○	○	
344051	(安佐南区)	731-0194	広島県広島市安佐南区中須1丁目38番13号	082-831-4942	○	○	
344069	(安佐北区)	731-0221	広島県広島市安佐北区可部3丁目19番22号	082-819-6586	○	○	
344077	(安芸区)	736-8555	広島県広島市安芸区船越南3丁目2番16号	082-821-2808	○	○	
344085	(佐伯区)	731-5195	広島県広島市佐伯区海老園1丁目4番5号	082-943-9731	○	○	
340026	呉市	737-8501	広島県呉市中央4丁目1番6号	0823-25-3103	○	○	
340034	竹原市	725-8666	広島県竹原市中央5丁目6番28号	0846-22-7734	○	○	
340042	三原市	723-8601	広島県三原市港町3丁目5番1号	0848-67-6050	○	○	
340059	尾道市	722-8501	広島県尾道市久保1丁目16番1号	0848-38-9107	○	○	
340083	福山市	720-8512	広島県福山市三吉町南2丁目11番22号	084-928-3421	○	○	
340091	府中市	726-0011	広島県府中市広谷町19番地3	0847-47-1310	○	○	
340109	三次市	728-8501	広島県三次市十日市町2丁目8番1号	0824-62-6232	○	○	
340117	庄原市	727-8501	広島県庄原市中本町1丁目10番1号	0824-73-1255	○	○	
340125	大竹市	739-0692	広島県大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2153	○	○	
340224	江田島市	737-2297	広島県江田島市大浦町大原606番地	0823-43-1659	○	○	
340281	廿日市市	738-8501	広島県廿日市市下平島1丁目11番1号	0825-20-1610	○	○	
340513	安芸高田市	731-0592	広島県安芸高田市吉田町791番地	0829-42-5633	○	○	
340588	東広島市	739-8601	広島県東広島市西条栄町8番29号	082-420-0936	○	○	
340141	府中市	735-0023	広島県安芸郡府中町坂田本町5番25号	082-285-3255	○	○	
340166	海田町	736-8601	広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-4418	○	○	
340190	熊野町	731-4292	広島県安芸郡熊野町中瀬1丁目1番1号	082-820-5604	○	○	
340216	坂町	731-4393	広島県安芸郡坂町平成ヶ丘1丁目1番1号	082-820-1504	○	○	
340448	安芸太田町	731-3810	広島県山県郡安芸太田町大字戸内河内784番地1	0826-28-2114	○	○	
340471	北広島町	731-1595	広島県山県郡北広島町有田1234番地	0826-72-7353	○	○	
340737	大峰上島町	725-0401	広島県豊田郡大峰上島町木江4968番地	0846-62-0301	○	○	
340810	世羅町	722-1192	広島県世羅郡世羅町大字本願947番地	0847-25-0134	○	○	
340927	神石高瀬町	720-1522	広島県神石郡神石高瀬町小島1701番地	0847-69-3366	○	○	

※1 所在地の欄については、郡道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託範囲の欄については、委託するものに「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合に  
おいても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、  
対象者となった者へのみ特定保健指導を実施することとする。

※4 委託元保険者がインボイス制度対応を必要とする場合(○)を記入。

健診等内容表

区分	内容
特定健康診査※8	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1
	自覚症状及び他覚症状の検査
	身体計測 身長、体重、腹囲、BMI
	血圧 収縮期血圧、拡張期血圧
	血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)※2
	肝機能検査 HDL-コレステロール、LDL-コレステロール※3
	血糖検査 GOT、GPT、γ-GTP
	尿検査※4 空腹時血糖【食後10時間以上】 ヘモグロビンA1c【食後10時間未満】
	貧血検査 糖、蛋白
	心電図検査 赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
追加健診項目 ※6 ※7	眼底検査 血清クレアチニン検査及び $eGFR$
	ヘモグロビンA1c 貧血検査 赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値 血清クレアチニン検査及び $eGFR$
動機付け支援	I 初回面接 ① 個別面接1回(20分以上) 又は ② グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上)
	II 実績評価 3か月以上経過後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施
特定保健指導	初回面接の形態 ① 個別面接1回(20分以上) 又は ② グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上)
	実施ポイント数 180ポイント以上
	3か月以上の継続的な支援 主な実施形態 ◆ 継続的な支援の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(令和6年度版)を参照すること。 ◆ アウトカム評価とプロセス評価の合計で、180ポイント以上の支援を実施すること。 ◆ 情報通信技術を活用した継続支援について対面で行う場合と同等のポイントを算定すること。 3か月以上の継続的な支援終了後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施
実績評価ができない場合の確認回数※9	3回

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴を把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは、絶食10時間以上とする。)
- ※3 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。
- ※5 詳細な健診の項目(実施基準に該当し、かつ、医師が必要と判断した項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、代行機関に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※6 追加健診項目のうち、貧血検査と血清クレアチニン検査及び $eGFR$ は、詳細な健診の項目に該当した場合は「詳細な健診の項目」で請求し、非該当の場合は「追加健診項目」で請求する。
- ※7 ヘモグロビンA1cを基本的な健診の項目で実施した場合は、追加健診としては実施しない。
- ※8 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。
- ※9 特定保健指導利用者(動機付け及び積極的支援)に対する実績評価に際し、電話・FAX若しくは手紙等による3回以上の督促を行ったにもかかわらず、確認が取れず評価ができない場合は、督促の実績記録を保存し「実績評価ができない場合の確認回数」の飛出をもって終了とみなす。

内 訳 書

区分	1人当たり委託料単価(税込)		支払条件
	個別健診 食後10時間以上	食後10時間未満	
基本的な健診の項目 (実施基準に該当し、かつ、医師が必要と判断した項目) 特定健康診査※1 追加健診項目	食血検査	8,734円	8,734円
	心電図検査	231円	231円
	眼底検査(両側)	1,430円	1,430円
	血清クレアチニン検査(eGFR含む)	1,232円	1,232円
	血清尿酸	121円	121円
	ヘモグロビンA1c	539円	231円
	貧血検査	231円	231円
	血清クレアチニン検査(eGFR含む)	121円	121円
	動機付け支援(動機付け支援相当)		9,981円
	積率的支援		22,407円

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。  
 ※2 特定保健指導の年回の支払額が分割比率の閾値で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。  
 ※3 初回面接を実施する際、やむを得ず初回分割面談2回目を実施できなかった場合、実施機関が、対象者に初回分割面談1回目を実施する前に初回分割面談2回目を受け取るように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合は、費用請求はできない。  
 イ 初回分割面談2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。  
 ロ 初回分割面談2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事項は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること(必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める)。  
 ハ 初回分割面談1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面談2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面談2回目を終了させる)よう試みる。また、その事項は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

別紙5

個人情報取扱注意事項

- 1 基本的事項**  
 乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 2 秘密の保持**  
 乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報のみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 収集の制限**  
 (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。  
 (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。
- 4 利用及び提供の制限**  
 乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 適正管理**  
 乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 再委託の禁止**  
 乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。
- 7 資料等の返還等**  
 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ち

に甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報をはじめならぬこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

#### 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## ② 社会保険関係

契約番号：340801

### 令和8年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、全国健康保険協会広島支部はか別紙1委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

#### （総 則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

#### （委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2健診等内容表のとおりとする。

第3条 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙3実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

第4条 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づき特健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

第5条 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、甲の実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づき電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

#### （対象者）

第6条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a) 実施機関に対して甲が発行する特定健康診査受診券を提示した上で、(b) 次の各号のいずれかの方法（以下これらの方を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）とし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を

含む。）

(2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認  
(3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認

(4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認

2 実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a) 実施機関に対して甲が発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面談を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示し、(b) オンライン資格確認等により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

#### （契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

#### （委託料）

第5条 委託料は、別紙4内訳書のとおりとする。

#### （委託料の請求）

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者の結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下、「請求額」という。）について、別紙4内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集約的な契約を締結している他の契約と取りまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約と取りまとめ機関との）集約的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者ある利用者がその契約に参加して特定健康診査の請求は次のように定め、特定保健指導を受診者もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、

本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを含む。電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイバーを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日まで（期限内までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日又は国民の休日には国民の休日となる場合、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データを紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認められたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であつて、代行機関が受理した日）の6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じて調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じて戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関が、第3条第1項又は第2項に違反して特定健康診査又は特定保健指導を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

2 実施機関が特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定健康診査又は特定保健指導は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載

された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額を支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合、利用者及び属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて、実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者等の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査に おいては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任については実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報保護）

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5「個人情報取扱注意事項」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いのためのガイドライン等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という。)が反社会的勢力でないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第16条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて乙又は実施機関が実施した特定健康診査について、乙又は実施機関がその特定健康診査の結果に係るデータ(画像データ等の乙又は実施機関のみが保有するデータも含む。)を有している場合には、乙又は実施機関は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を理由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙又は実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

委託者(甲)  
全国健康保険協会広島支部ほか別紙1委託元保険者  
契約代表者  
広島県広島市南区松原町2-62  
広島JPビルディング15階  
全国健康保険協会広島支部  
(保険者番号01340017)  
支部長 松原 真児



受託者(乙)  
広島県広島市東区二葉の里3-2-3  
一般社団法人 広島県医師会  
会長 松村 誠



委託元保険者一覧表

別紙1

令和8年4月1日現在

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託機関		備考 ※ 対応可能 あり
					委託機関 種別	備考 ※ 対応可能 あり	
06010391	北海道農業団体健康保険組合	060-0004	北海道札幌市中央区北4条7丁目4	011-261-3272	〇	〇	〇
06010516	北海道電力健康保険組合	060-0002	北海道札幌市中央区大通西3-11(北津ビル10階)	011-251-4237	〇	〇	〇
06010532	北洋銀行健康保険組合	060-0002	北海道札幌市中央区大通西3-7(北洋大通センター)	011-261-9090	〇	〇	〇
06010615	北海道銀行健康保険組合	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西4丁目16番2	011-221-7661	〇	〇	〇
06010619	北海道信用金庫健康保険組合	060-0004	北海道札幌市中央区南5丁目1-4(大樹生命札幌栄同ビル4階)	011-200-5525	〇	〇	〇
06010656	栗林総合健康保険組合	051-0023	北海道室蘭市入江町1番地19	0143-814-1222	〇	〇	〇
06010698	北海道通産健康保険組合	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西5丁目1-48(アズスタ43ビル7階)	011-251-1091	〇	〇	〇
06010722	機軸健康保険組合	060-0042	北海道札幌市中央区南2条東7-3-1エムズ大通ビル	011-205-3550	〇	〇	〇
06010813	エアウエーター健康保険組合	060-0052	北海道札幌市中央区南1丁目1-14(住友生命札幌中央ビル3階)	011-212-2841	〇	〇	〇
06010904	北海道コンビニエーション東進産業健康保険組合	060-0042	北海道札幌市中央区大通西16-1-24	011-633-8355	〇	〇	〇
06010938	深仁会健康保険組合	060-0811	北海道札幌市手稲区南1条12丁目2-30(深仁会ビル3階)	011-699-1180	〇	〇	〇
06010946	北海道医療健康保険組合	060-0031	北海道札幌市中央区北1条東2-5-3(札幌ビル北1階6階)	011-233-2811	〇	〇	〇
06020077	青森みらいの銀行健康保険組合	030-0823	青森県青森市橋本水1-9-30	017-734-8541	〇	〇	〇
06020135	日本医療健康保険組合	039-2312	青森県上北郡六ヶ野村大字宇津野4-108	0175-71-2381	〇	〇	〇
06030050	若手銀行健康保険組合	020-8688	岩手県盛岡市中央通1-2-3	019-824-7366	〇	〇	〇
06030159	若手県自動車販売健康保険組合	020-0122	岩手県盛岡市みたび3-32-18	019-641-7061	〇	〇	〇
06030191	東北銀行健康保険組合	020-0023	岩手県盛岡市中央3-1	019-654-5412	〇	〇	〇
06030209	日本・ウエスト・アール・インクス健康保険組合	020-8586	岩手県盛岡市長田町2番20号(日本・ウエストHDビル5階)	019-826-8251	〇	〇	〇
06040133	東北電力健康保険組合	980-8550	宮城県仙台市青葉区本町1-7-1(東北電力本店ビル15階)	022-224-6335	〇	〇	〇
06040158	七十七銀行健康保険組合	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央3-2-20	022-211-9743	〇	〇	〇
06040208	河北新報健康保険組合	980-0022	宮城県仙台市青葉区五橋1-2-28	022-262-6336	〇	〇	〇
06040224	ユアファック健康保険組合	983-8622	宮城県仙台市青葉区都賀4-1-1	022-296-2111	〇	〇	〇
06040273	東じんさん健康保険組合	984-0816	宮城県仙台市青葉区河原町1-2-8	022-262-7684	〇	〇	〇
06040281	東北薬業健康保険組合	980-0022	宮城県仙台市青葉区五橋1-1-17(仙台ビルディング東館7階)	022-267-1350	〇	〇	〇
06040299	宮城県自動車販売健康保険組合	983-0036	宮城県仙台市宮城野区野付2-1-1(仙台ビルディング東館7階)	022-262-6861	〇	〇	〇
06040315	仙台銀行健康保険組合	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-1-1	022-225-8304	〇	〇	〇
06040356	仙台卸卸健康保険組合	984-0015	宮城県仙台市青葉区一番町2-9-5	022-225-5896	〇	〇	〇
06040398	トヨタ自動車日本健康保険組合	981-5609	宮城県仙台市若林区郡山2-1-1番地	022-646-6490	〇	〇	〇
06050033	秋田銀行健康保険組合	010-8655	秋田県秋田市山王3-2-1	018-863-1212	〇	〇	〇
06050181	秋田県自動車販売健康保険組合	010-0952	秋田県秋田市大町2-12-55(秋田県自動車会館内)	018-863-5377	〇	〇	〇
06060073	山形銀行健康保険組合	990-8612	山形県山形市派町2-2-31	023-623-1221	〇	〇	〇
06060115	さくら健康保険組合	990-8611	山形県山形市常盤町3-2-3	023-625-8702	〇	〇	〇
06060131	山形県自動車販売健康保険組合	990-2432	山形県山形市荒瀬町1-8-5	023-632-1464	〇	〇	〇
06060149	フィアック健康保険組合	990-0033	山形県山形市諏訪町1-2-2	023-674-8643	〇	〇	〇

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託機関		備考 ※ 対応可能 あり
					委託機関 種別	備考 ※ 対応可能 あり	
06070122	クレハ健康保険組合	971-8686	福島県いわき市錦町番合16	0246-65-1183	〇	〇	〇
06070163	東洋銀行健康保険組合	960-8011	福島県福島市大町3-25	024-523-5876	〇	〇	〇
06070312	福島銀行健康保険組合	960-8625	福島県福島市万世町2-5	024-523-2828	〇	〇	〇
06070320	福島県三井住友銀行健康保険組合	963-4843	福島県郡山市千代田1-1	024-347-0909	〇	〇	〇
06070379	公津中央健康保険組合	965-0006	福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字若松39-1(つるが松産席北2階)	0242-39-3922	〇	〇	〇
06080020	工機ホールディングス健康保険組合	312-8502	茨城県ひたちなか市市田1060	029-276-7437	〇	〇	〇
06080097	常盤銀行健康保険組合	310-0021	茨城県水戸市市町2-5-5	029-300-2745	〇	〇	〇
06080162	原子力健康保険組合	319-1106	茨城県東郡那珂東町白方市田島地6の5	029-293-5055	〇	〇	〇
06080287	茨城県自動車販売健康保険組合	310-0845	茨城県水戸市古沢町1005-1	029-247-6336	〇	〇	〇
06080303	茨城県銀行健康保険組合	305-0052	茨城県つくば市守備1-7	029-829-7630	〇	〇	〇
06080352	茨城県高松協賛健康保険組合	310-0022	茨城県水戸市梅郷1-5-5(茨城県JA会館5階5階)	029-232-2270	〇	〇	〇
06080394	カズミ健康保険組合	305-8510	茨城県つくば市西大藤599-1	029-850-1910	〇	〇	〇
06090112	足利銀行健康保険組合	320-0013	栃木県宇都宮市桜4-1-25	028-828-0189	〇	〇	〇
06090179	アキレス健康保険組合	326-0332	栃木県足利市福富新町1570	0284-72-9130	〇	〇	〇
06090310	栃木銀行健康保険組合	320-0807	栃木県宇都宮市松が峰1-3-20(とちぎんビル別館5階)	028-633-1241	〇	〇	〇
06090377	栃木県自動車販売健康保険組合	321-0905	栃木県宇都宮市高市町工業団地9-25	028-616-8961	〇	〇	〇
06090383	栃木県三井住友銀行健康保険組合	320-0026	栃木県宇都宮市馬場通94-3-7(馬場通4丁目ビル7階)	028-627-5386	〇	〇	〇
06090401	栃木県ラック健康保険組合	321-0189	栃木県宇都宮市八千代1-5-12	028-645-3105	〇	〇	〇
06090427	レオン自動車健康保険組合	320-0071	栃木県宇都宮市野沢町2-3	028-665-6412	〇	〇	〇
06090413	東京医療健康保険組合	323-0819	栃木県小山市横倉新田520番地(東京医療本社工場内)	0285-28-1159	〇	〇	〇
06100036	群馬銀行健康保険組合	371-0846	群馬県前橋市元総社町194	027-251-7057	〇	〇	〇
06100077	群馬県農業団体健康保険組合	379-2147	群馬県前橋市亀里町1310(Aビル)	027-220-2170	〇	〇	〇
06100101	太陽誘電健康保険組合	370-8522	群馬県高崎市栄町8-1	027-322-1310	〇	〇	〇
06100176	東和銀行健康保険組合	371-8560	群馬県前橋市本町2-12-6(東和銀行本店9階)	027-230-8331	〇	〇	〇
06100200	関東いすゞ健康保険組合	370-1202	群馬県高崎市宮前町1-21	027-346-1123	〇	〇	〇
06100259	群馬県自動車販売健康保険組合	379-2166	群馬県前橋市野中町564	027-261-6571	〇	〇	〇
06100267	北関東自動車販売健康保険組合	371-0022	群馬県前橋市千代田町2-3-12(しのみ信用金庫前橋営業部3階)	027-280-0715	〇	〇	〇
06100275	ミンパ健康保険組合	376-0023	群馬県桐生市錦町2-2-14	0277-44-1209	〇	〇	〇
06100291	サンデー健康保険組合	372-8502	群馬県伊勢崎市寿町20	0270-24-1222	〇	〇	〇
06100309	ベインブグループ健康保険組合	379-2187	群馬県前橋市亀里町900番地	027-210-0188	〇	〇	〇
06100327	藤倉コンソシエーション健康保険組合	339-8510	埼玉県さいたま市岩槻区上野6-12-8	048-794-2217	〇	〇	〇
06100118	日本エスエフ健康保険組合	338-8503	埼玉県さいたま市中央区本町東5-12-10(NPKビル5階)	048-856-5192	〇	〇	〇
06100142	リケン健康保険組合	360-8522	埼玉県熊谷市末広4-14-1	048-521-8347	〇	〇	〇
06131320	(リケン)健康保険組合(東京支部)	102-8202	東京都千代田区三番町8-1(三番町東急ビル3階)	03-320-3011	〇	〇	〇
06130130	(リケン)健康保険組合(福岡支部)	945-8555	福岡県福岡市北九州門1-37	0257-23-0341	〇	〇	〇
06110167	川口工業健康保険組合	332-0012	埼玉県川口市本町3-2-22(川口ビル4階)	048-229-2553	〇	〇	〇

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託組織		備考 ※シラフス 対応可能 あり
					特定健康 保険料 賦課等	健康増進 計画 実施	
06110419	埼玉機械工業健康保険組合	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-993-1	048-543-5161	○	○	○
06110456	山形健康保険組合	350-1334	埼玉県熊谷市山形2-4-34	04-262-2596	○	○	○
06110464	リズム健康保険組合	330-0951	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-12	048-643-7267	○	○	○
06110472	サンケン電気健康保険組合	352-8666	埼玉県新城市北野3-6-3	048-472-1354	○	○	○
06110647	さいいん健康保険組合	360-0042	埼玉県熊谷市本町1-130-1埼玉信用金庫本庄営業部3階	048-524-1101	○	○	○
06110654	埼玉県協賛健康保険組合	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区京町3-12-9(農林会館内)	048-829-3141	○	○	○
06110696	マール健康保険組合	330-1155	埼玉県川越市下赤坂字大野原501	049-266-7782	○	○	○
06110704	埼玉県会加工健康保険組合	331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-222-11(荒井ビル2階)	048-665-8226	○	○	○
06110712	埼玉県建設業健康保険組合	336-0031	埼玉県さいたま市浦和区尾手袋4-1-7(建設会館6階)	048-864-9731	○	○	○
06110716	埼玉しんさん健康保険組合	350-1123	埼玉県川越市藤田本町15-13(東上ホールビル5階)	049-246-9331	○	○	○
06110753	ニシツミグループ健康保険組合	350-0833	埼玉県川越市芳野町3-1-1	049-277-3211	○	○	○
06110761	埼玉県医師会健康保険組合	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区中野町2-5-1(埼玉県県民健康セ ンター4階)	048-832-7882	○	○	○
06110779	西武健康保険組合	339-0037	埼玉県所沢市小宮のき台111番地の1	04-2926-3876	○	○	○
06110829	三井物産工業健康保険組合	350-0193	埼玉県北谷郡川島町八幡町13	049-297-9523	○	○	○
06110852	TMG健康保険組合	335-0023	埼玉県戸田市本町1-9-8	048-415-8802	○	○	○
06110860	オリスン健康保険組合	338-0823	埼玉県さいたま市桜区登和3-3-27	048-762-3591	○	○	○
06110878	日本無線健康保険組合	336-0011	埼玉県志んご町市福部2-1-12	049-257-6135	○	○	○
06110902	ホンダ健康保険組合	351-0118	埼玉県和光市本町18-1(ホンダ和光ビル)	048-423-6672	○	○	○
63110902	(ホンダ)健康保険組合(特)	351-0118	埼玉県和光市本町18-1(ホンダ和光ビル)	048-423-6672	○	○	○
06120026	ヤマザキ健康保険組合	288-0656	千葉県鎌倉市新里町2-10-1	079-22-9811	○	○	○
06120034	七夕健康保険組合	288-0011	千葉県鎌倉市中央町2-8	079-22-0080	○	○	○
06120109	千葉銀行健康保険組合	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	043-201-8269	○	○	○
06120133	千葉地区業連健康保険組合	260-0013	千葉県千葉市中央区中央3-10-4	043-215-8205	○	○	○
06120240	勝又健康保険組合	260-0012	千葉県千葉市中央区本町2-2-10	043-227-2125	○	○	○
06120281	京葉銀行健康保険組合	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港5-45	043-206-8005	○	○	○
06120299	千葉県福祉企業員健康保険組合	260-0016	千葉県千葉市中央区栄町36-10(中野アゼット千葉中央ビル2 階)	043-201-1251	○	○	○
06120323	双葉子健康保険組合	297-8588	千葉県防府市大芝929	0475-25-4116	○	○	○
06120356	千葉県自動車販売整備健康保険組 合	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港171-1	043-246-2241	○	○	○
06120384	千葉県銀行健康保険組合	261-0001	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	043-243-2111	○	○	○
06120398	千葉県協賛健康保険組合	260-0031	千葉県千葉市中央区新千葉3-2-6	043-245-7479	○	○	○
06120406	君津経済所関係健康保険組合	262-0835	千葉県木更津市栄町1-1(東日本鋼管君津地区ビジネスセ ンター3階304号室)	048-40-5000	○	○	○
06120455	千葉県しんさん健康保険組合	260-0045	千葉県千葉市中央区寿天3-14-3	043-251-0001	○	○	○
06120463	千葉県日産自動車健康保険組合	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港184	043-204-2311	○	○	○
06120539	千葉県建設業健康保険組合	260-0024	千葉県千葉市中央区寿天1-13-1	043-247-4080	○	○	○
06120554	千葉県食品製造業健康保険組合	260-0025	千葉県千葉市中央区間野町13-6	043-241-6412	○	○	○
06120562	京葉子健康保険組合	272-8580	千葉県市川市市川南2-8-8	047-322-1706	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託組織		備考 ※シラフス 対応可能 あり
					特定健康 保険料 賦課等	健康増進 計画 実施	
06120604	千葉県ラック健康保険組合	275-0024	千葉県習志野市西原1-10-2	047-452-6661	○	○	○
06120620	オリエントランド健康保険組合	279-8511	千葉県浦安市舞浜1-1	047-305-2340	○	○	○
06120646	横浜アツタグループ健康保 険組合	273-0026	千葉県船橋市山野町27番地	047-433-6197	○	○	○
06120679	成田国際空港健康保険組合	282-8601	千葉県成田市古込字込1-1(成田国際空港内AAAビル3階)	0476-34-5231	○	○	○
06120687	宮地健康保険組合	290-0067	千葉県市原市八幡海岸通番地	0436-43-8145	○	○	○
06120729	セイコーインスツル健康保険組合	272-0805	千葉県市川市大野町1-431	047-337-1116	○	○	○
06120745	イチカワ健康保険組合	277-0831	千葉県柏市柏戸200番地	04-7132-4441	○	○	○
06120778	福井安達健康健康保険組合	261-8538	千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2	043-215-7395	○	○	○
06120786	アヅキエコーシステム・カ ンパニー健康保 険組合	277-0005	千葉県柏市柏3-2-3(アヅキエコービル6階)	04-7160-2241	○	○	○
06120825	東京計器健康保険組合	144-8531	東京都大田区南蒲田2-10-46	03-3734-6800	○	○	○
06120890	日本電気健康保険組合	150-0031	東京都渋谷区桜丘町29-11	03-3461-9371	○	○	○
06120908	明電舎健康保険組合	141-8565	東京都品川区大崎2-8-1	03-6420-8800	○	○	○
63120908	(明電舎)健康保険組合(特)	141-8565	東京都品川区大崎2-8-1	03-6420-8800	○	○	○
06120937	東洋製罐健康保険組合	141-0022	東京都品川区東五反田2-18-1(大崎アネストビル2F)	03-6314-2043	○	○	○
06120955	日本化学健康保険組合	100-0005	東京都千代田区丸の内2-1-1(明治安田生命ビル)	03-6731-5783	○	○	○
06120207	三菱製鋼健康保険組合	104-0041	東京都中央区新富1-15-4(アプル高層ビル2階)	03-6282-8607	○	○	○
06120231	森永健康保険組合	108-0023	東京都港区芝浦4-13-23(MS芝浦ビル4F)	03-3454-2326	○	○	○
06120236	住友大阪セメント健康保 険組合	105-8641	東京都港区東新橋1-9-2(汐留住友ビル20階)	03-6370-2744	○	○	○
06120238	東京瓦斯健康保険組合	105-8527	東京都港区海岸1-5-20	03-5400-7698	○	○	○
63120238	(東京瓦斯)健康保険組合(特)	105-8527	東京都港区海岸1-5-20	03-5400-7698	○	○	○
06120314	日東紡績健康保険組合	102-8489	東京都千代田区麹町2-4-1(麹町大崎ビル)	03-4952-5290	○	○	○
06120354	花王健康保険組合	103-0025	東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	03-3660-7681	○	○	○
06120362	マルハニチロ健康保険組合	135-0061	東京都江東区豊洲3-2-20(豊洲フロント2階)	03-6833-4154	○	○	○
06120512	コニカミノルタ健康保 険組合	192-0032	東京都八王子市市川町2970	042-842-9311	○	○	○
06120553	トヨタ健康保険組合	174-0032	東京都板橋区蓮沼町74-6	03-3966-1244	○	○	○
06120587	レノックス健康保険組合	105-0012	東京都港区芝大門2-8-13(中カセ芝大門ビル3階)	03-5470-3120	○	○	○
06120702	みずほ健康保険組合	100-8176	東京都千代田区大手町1-5-5	03-6626-2747	○	○	○
63120702	(みずほ)健康保険組合(特)	100-8176	東京都千代田区大手町1-5-5	03-6626-2747	○	○	○
06120759	明治安田生命健康保険組合	100-0005	東京都千代田区丸の内2-1-1	03-3285-8579	○	○	○
63120759	(明治安田生命)健康保 険組合(特)	100-0005	東京都千代田区丸の内2-1-1	03-3285-8579	○	○	○
06120777	日本銀行健康保険組合	103-0021	東京都中央区日本橋本町2-1-1	03-3279-1111	○	○	○
63120777	(日本銀行)健康保 険組合(特)	103-0021	東京都中央区日本橋本町2-1-1	03-3279-1111	○	○	○
06120785	三井健康保険組合	103-0027	東京都中央区日本橋2-13-10(日本橋サンプライズビル5階)	03-3245-1401	○	○	○
06120868	富国生命健康保険組合	100-0011	東京都千代田区内幸町2-2-2	03-3305-7489	○	○	○
06120934	フルデンシャル健康保 険組合	100-0014	東京都千代田区永田町2-13-10(フルデンシャルタワー7F)	03-3519-6300	○	○	○
63120934	(フルデンシャル)健康保 険組合(特)	100-0014	東京都千代田区永田町2-13-10(フルデンシャルタワー7F)	03-3519-6300	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※シブシブ 対応可能 対応不可
					特定健康 保険料等	健康増進 計画等 実施	
06130975	沖電気工業健康保険組合	108-8551	東京都港区芝浦4-10-16	03-5433-5437	○	○	○
06130991	富士通健康保険組合	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-18-12	03-3665-7667	○	○	○
06131064	三井住友銀行健康保険組合	102-0082	東京都千代田区一番町16-2	03-3221-8942	○	○	○
06131106	小糸健康保険組合	141-0001	東京都品川区北品川5-1-18(住友不動産大崎ツインビル東館2階)	03-3417-1014	○	○	○
06220180	(小糸健康保険組合共同支部)	424-8764	静岡県静岡市清水区北郷500	054-345-0824	○	○	○
06131122	日清紡健康保険組合	103-8650	東京都中央区日本橋人形町2-31-11	03-5695-8872	○	○	○
06131213	日野自動車健康保険組合	191-8660	東京都日野市日野台3-1-1	042-586-5941	○	○	○
06131292	古河健康保険組合	108-8370	東京都千代田区大手町2-6-4(常盤橋タワー11階)	03-6636-9534	○	○	○
06131353	JUKI健康保険組合	206-0034	東京都多摩市鶴牧2-11-1	042-357-2334	○	○	○
06131361	理研健康保険組合	104-0031	東京都中央区京橋1-4-11(竹本ビル)	03-6282-6335	○	○	○
06131403	日本精工健康保険組合	141-0032	東京都品川区大崎1-6-3(日精ビル内)	03-3779-7409	○	○	○
06131452	NNグループ健康保険組合	103-0013	東京都中央区日本橋人形町2-26-5(NN人形町ビル2階)	03-5962-3760	○	○	○
06131528	松竹健康保険組合	104-0045	東京都中央区築地4-1-1(東御ビル)	03-5550-1547	○	○	○
06131536	時事通信社健康保険組合	104-8178	東京都中央区銀座5-15-8	03-3324-6069	○	○	○
06131569	教団弘済会健康保険組合	112-0002	東京都文京区小石川1-1-1(文京クラウンゲートタワー19階)	03-6261-4787	○	○	○
06131577	産経健康保険組合	100-8077	東京都千代田区大手町1-7-2	03-3243-8381	○	○	○
06131643	大伴金属健康保険組合	100-0004	東京都千代田区大手町1-6-1(大手町ビル8階)	03-3218-3700	○	○	○
06131668	三菱UFJ銀行健康保険組合	105-0014	東京都港区芝2-4-3	03-5730-6201	○	○	○
63131668	(三菱UFJ銀行健康保険組合(特))	105-0014	東京都港区芝2-4-3	03-5730-6201	○	○	○
06131676	シブシブ健康保険組合	198-8511	東京都西東京市田無町6-1-12	042-468-4521	○	○	○
06131718	日本フエルト健康保険組合	115-0055	東京都北区赤羽西1-7-1(パレット3 11階)	03-5993-2044	○	○	○
06131724	マニエライフ生命健康保険組合	163-1430	東京都新宿区高野町3-20-2(東京メトロサンシャイン30階)	03-6331-7060	○	○	○
06131791	駐留軍要員健康保険組合	105-0014	東京都港区芝3-41-8	03-3451-2681	○	○	○
06170041	(駐留軍要員健康保険組合沖縄支部)	901-2221	沖縄県那覇市伊佐4-5-7	098-8088-4891	○	○	○
06131817	日本製薬健康保険組合	101-0002	東京都千代田区神田藤町4-6(御茶ノ水ソラシティ)	03-6665-1051	○	○	○
06131924	三菱マテリアル健康保険組合	100-8117	東京都千代田区丸の内3-2-3(丸の内二重橋ビル)	03-5252-3357	○	○	○
06131932	東京証券業連健康保険組合	103-0025	東京都中央区日本橋茅場町3-1-2	03-3666-8431	○	○	○
06131999	慶應義塾健康保険組合	108-8345	東京都港区三田2-15-45	03-5427-1525	○	○	○
63131999	(慶應義塾健康保険組合(特))	108-8345	東京都港区三田2-15-45	03-5427-1525	○	○	○
06132013	社会保険支払基金健康保険組合	108-0014	東京都港区芝5-11-1	03-5444-8618	○	○	○
06132054	東京都庁健康保険組合	116-0012	東京都荒川区東尾久5-31-11	03-6273-1111	○	○	○
06132088	早稲田大学健康保険組合	169-8050	東京都新宿区戸塚町1-104(早稲田大学大塚会館4階)	03-3203-4343	○	○	○
63132088	(早稲田大学健康保険組合(特))	169-8050	東京都新宿区戸塚町1-104(早稲田大学大塚会館4階)	03-3203-4343	○	○	○
06132104	地域医療推進連携健康保険組 合	108-8016	東京都港区高輪3-22-12	03-3445-4566	○	○	○
06132120	帝石健康保険組合	107-8332	東京都港区赤坂5-3-3(赤坂BIZタワー)	03-5572-0606	○	○	○
06132146	電通健康保険組合	105-7001	東京都港区東新橋1-8-1(電通本社ビル5階)	03-6217-1001	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※シブシブ 対応可能 対応不可
					特定健康 保険料等	健康増進 計画等 実施	
63132146	(電通健康保険組合(特))	105-7001	東京都港区東新橋1-8-1(電通本社ビル5階)	03-6217-1001	○	○	○
06132237	高砂重工健康保険組合	175-0081	東京都府中區新河岸1-1-1	03-3934-4320	○	○	○
06132278	東ソー健康保険組合	101-0021	東京都千代田区外神田5-1-2(東広ビル6階)	03-6803-2898	○	○	○
06132344	東京都品川健康保険組合	110-8611	東京都台東区東上野2-25-8	03-3833-5130	○	○	○
06132369	商工中央会健康保険組合	104-0028	東京都中央区八重洲2-10-17	03-3274-3776	○	○	○
06132427	全国印刷工業健康保険組合	110-8646	東京都台東区東上野1-7-2	03-5834-3180	○	○	○
06132484	公明健康保険組合	100-0001	東京都千代田区大手町1-9-4(大手町フロンティアビル11階)	03-3270-0837	○	○	○
06132518	大井洋行健康保険組合	112-8503	東京都文京区小石川1-1-1(東京ガーデンゲートタワー)	03-5801-0249	○	○	○
06132526	トビー健康保険組合	141-8634	東京都品川区大崎1-2-2(アークヴィレッジ大崎セントラルタワー7階)	03-3495-0181	○	○	○
06132539	三菱重工健康保険組合	100-0005	東京都千代田区丸の内1-6-3(丸の内北口ビル5階)	03-6512-2680	○	○	○
06132583	キヤノン健康保険組合	146-8503	東京都大田区下丸子3-30-2	03-3757-6611	○	○	○
63132583	(キヤノン健康保険組合(特))	146-8503	東京都大田区下丸子3-30-2	03-3757-6611	○	○	○
06132633	立教大学健康保険組合	171-0021	東京都豊島区西池袋3-34-1	03-3895-2760	○	○	○
06132682	三菱瓦斯健康保険組合	100-8324	東京都千代田区丸の内2-5-2(三越ビル7階)	03-3283-5107	○	○	○
06132690	酒フーズ健康保険組合	104-0033	東京都中央区南1-8-16	03-3552-4001	○	○	○
06132737	東亜合衆健康保険組合	105-8419	東京都港区西新橋1-14-1	03-3597-7247	○	○	○
06132781	東京金属車体健康保険組合	101-0032	東京都千代田区若本町1-11-11	03-3886-2811	○	○	○
06132831	住友金属車体健康保険組合	105-0001	東京都港区新橋5-11-3(新橋住友ビル6階)	03-3436-7914	○	○	○
06132849	日産化学健康保険組合	103-6119	東京都中央区日本橋2-5-1	03-4465-8471	○	○	○
06132930	住宅金融支援機構健康保険組合	112-8570	東京都文京区塚本1-4-10	03-5800-8038	○	○	○
06132948	東京農業健康保険組合	100-0014	東京都千代田区永田町2-17-2	03-3591-1231	○	○	○
63132948	(東京農業健康保険組合(特))	100-0014	東京都千代田区永田町2-17-2	03-3591-1231	○	○	○
06132971	関電工健康保険組合	108-8533	東京都港区芝浦4-8-33	03-5476-3988	○	○	○
63132971	(関電工健康保険組合(特))	108-8533	東京都港区芝浦4-8-33	03-5476-3988	○	○	○
06132989	日本理髪製健康保険組合	104-0031	東京都中央区京橋2-6-4	03-5915-0623	○	○	○
06133003	国際興業健康保険組合	104-8460	東京都中央区八重洲2-10-3	03-3272-6974	○	○	○
06133011	明治厚生健康保険組合	104-8302	東京都中央区京橋2-2-8	03-3271-2575	○	○	○
06133045	東京放送健康保険組合	107-8006	東京都港区赤坂5-3-6	03-5571-2377	○	○	○
63133045	(東京放送健康保険組合(特))	107-8006	東京都港区赤坂5-3-6	03-5571-2377	○	○	○
06133102	日本製薬健康保険組合	100-8508	東京都千代田区丸の内2-6-1	03-6867-2749	○	○	○
06133169	中央ソシオテクノロジ健康保険組合	135-0064	東京都江東区豊洲1-1-20(ライオンビル)東京オフィス17階	03-5272-5970	○	○	○
63133169	(中央ソシオテクノロジ健康保険組合(特))	135-0064	東京都江東区豊洲1-1-20(ライオンビル)東京オフィス17階	03-5272-5970	○	○	○
06133177	日本高速道路健康保険組合	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-12(紀尾井ビル11F)	03-3288-8397	○	○	○
06133250	ユーエスグループ健康保険組合	140-0004	東京都品川区南品川6-11-6	03-3740-4881	○	○	○
06133276	管工業健康保険組合	101-8325	東京都千代田区神田藤町2-1	03-3291-4421	○	○	○
06133367	日本テレビ放送網健康保険組合	105-7444	東京都港区東新橋1-6-1	03-6215-4030	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託組織		備考 ※シブスタ 対応可能 実施
					特定課 課長	特定課 課長補佐	
06133425	ヤマトグループ健康保険組合	104-0061	東京都中央区銀座2-16-10	03-6759-8980	○	○	○
06133433	TDK健康保険組合	103-6126	東京都中央区日本橋2-5-1(日本橋高島屋三井ビルディング)	03-6778-1103	○	○	○
06133441	東京健康保険組合	100-0006	東京都千代田区有楽町1-7-1(有楽町東武ビル北館10階)	03-3212-8400	○	○	○
06133524	岩崎通商健康保険組合	168-8501	東京都杉並区久我山11-7-41	03-5370-5266	○	○	○
06133581	日清製粉健康保険組合	103-0014	東京都中央区日本橋錦町1-10-7(錦町ビル3階)	03-5614-7108	○	○	○
06133589	ニッポン健康保険組合	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	03-3556-3847	○	○	○
06133730	三菱電機健康保険組合	100-0005	東京都千代田区丸の内2-2-3(丸の内通ビル6階)	03-3218-2214	○	○	○
06133730	(三菱電機健康保険組合(特))	100-0005	東京都千代田区丸の内2-2-3(丸の内通ビル6階)	03-3218-2214	○	○	○
06133771	帝産自動車健康保険組合	103-0015	東京都中央区日本橋錦町41-12(KIX錦町ビル8階)	03-6264-8230	○	○	○
06133821	飯野健康保険組合	105-0003	東京都港区西新橋1-6-15(NSビル)ビル6階)	03-3506-2987	○	○	○
06133839	日本貨物鉄道健康保険組合	104-0015	東京都中央区築地1-13-14(NSビル)東横線スクエア8階)	03-3543-6070	○	○	○
06133854	信越化学健康保険組合	100-0005	東京都千代田区丸の内1-4-1(丸の内米栄ビルディング20階)	03-6812-2325	○	○	○
06133862	東京アパレル健康保険組合	101-0035	東京都千代田区神田紺屋町8番地(NCQ神田紺屋町2階)	03-3325-7325	○	○	○
06133888	東京文具工業健康保険組合	111-0053	東京都台東区浅草橋1-3-14	03-3866-8141	○	○	○
06133904	東光高信健康保険組合	135-0061	東京都江東区豊洲5-6-36	03-6371-5005	○	○	○
06133912	オカオ健康保険組合	132-0035	東京都江戸川区荻井7-12-8	03-5655-2317	○	○	○
06133961	前田アパレル健康保険組合	100-8558	東京都千代田区内外町1-1-1	03-3391-8959	○	○	○
06133987	志村化学健康保険組合	170-0002	東京都豊島区東崎4-22-223(奥部ビル3階)	03-6903-6631	○	○	○
06134019	関信月組衛生組合健康保険組合	110-0015	東京都台東区東上野2-13-9	03-3833-1351	○	○	○
06134050	三井物産健康保険組合	104-0028	東京都中央区区人重町2-2-1(東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー)	03-6880-7537	○	○	○
06134167	エンオグループ健康保険組合	150-0002	東京都渋谷区渋谷3-29-20	03-5778-1305	○	○	○
06134241	SUBARU健康保険組合	150-0013	東京都渋谷区恵比寿1-20-8	03-6447-8969	○	○	○
06134274	帝国アークサンク健康保険組合	107-0062	東京都港区南青山2-5-20	03-5775-3198	○	○	○
06134282	ニチン健康保険組合	102-0083	東京都千代田区麹町5-1	03-5078-5605	○	○	○
06134337	全国硝子工業健康保険組合	130-0026	東京都墨田区向国4-25-12	03-3634-5791	○	○	○
06134456	滋養健康保険組合	135-8513	東京都江東区永代2-37-28(東海シアプレイス本代)	03-5646-7496	○	○	○
06134506	カーリアン健康保険組合	104-0031	東京都中央区区京橋1-17-10	03-6803-7031	○	○	○
06134514	東海カーボン健康保険組合	107-8636	東京都港区北青山1-2-3(青山ビル)	000-6485-0037	○	○	○
06134522	命衛健康保険組合	135-0047	東京都江東区豊洲2-11-12	03-3642-8436	○	○	○
06134555	全日本空輸健康保険組合	105-7140	東京都港区東新橋1-5-2	03-6735-5820	○	○	○
63134555	(全日本空輸健康保険組合(特))	105-7140	東京都港区東新橋1-5-2	03-6735-5820	○	○	○
06134571	三井物産アパレルグループ健康保険組合	105-8574	東京都港区芝3-33-1	03-5232-8640	○	○	○
06134589	日本化学工業健康保険組合	136-8515	東京都江東区亀戸9-11-1	03-3636-8185	○	○	○
06134621	パンケージ工業健康保険組合	130-0005	東京都墨田区東駒形1-16-1	03-3624-7421	○	○	○
06134670	アルプス電気健康保険組合	145-8501	東京都大田区雪谷大塚町1-7	03-3727-6031	○	○	○
06134720	日本乳製所健康保険組合	141-0032	東京都品川区大崎1-11-1(グランドホテル大崎タワー)	03-5745-2035	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託組織		備考 ※シブスタ 対応可能 実施
					特定課 課長	特定課 課長補佐	
06134761	太平洋電機健康保険組合	101-8416	東京都千代田区神田神保町2-4(太平洋電業ビル)	03-5213-7256	○	○	○
06134787	立正佼成会健康保険組合	166-0012	東京都杉並区箱田1-11-7	03-5341-1650	○	○	○
06134795	ユニオンホールディング健康保険組合	141-8647	東京都品川区東五反田2-17-1	03-3448-7285	○	○	○
06134845	東武流通健康保険組合	171-0021	東京都豊島区西池袋3-29-12(大池屋ビル5階)	03-3988-9327	○	○	○
06134878	大日本日報健康保険組合	142-0062	東京都品川区小山1-3-26	03-5788-8132	○	○	○
06134886	東京製本健康保険組合	102-0074	東京都千代田区九段南3-4-1	03-3293-0031	○	○	○
06134928	日本合板健康保険組合	111-0053	東京都台東区浅草橋5-4-1(ツタヤビル4階)	03-5820-5791	○	○	○
06134936	ミヅノ健康保険組合	104-0031	東京都中央区区京橋2-9-1(東京スクエアガーデン)	03-3275-6370	○	○	○
06135024	ロジック健康保険組合	104-8330	東京都中央区区京橋2-9-2	03-6265-2860	○	○	○
06135040	ハット健康保険組合	171-0022	東京都豊島区南池袋1-10-13(荒井ビル2階)	03-3987-7171	○	○	○
06135123	三井倉庫ホールディング健康保険組合	103-0015	東京都中央区日本橋箱町19-21(MSH日本橋箱町ビル2階)	03-6773-3250	○	○	○
06135156	タムラ製パン健康保険組合	178-8511	東京都港区東大塚1-19-43	03-3978-2083	○	○	○
06135255	でんてクローバー健康保険組合	111-0052	東京都台東区東大塚1-27-1	03-3861-1851	○	○	○
06133370	ミライ・ワン健康保険組合	135-8412	東京都江東区豊洲5-6-36	03-6807-3804	○	○	○
06133388	印刷製本包装健康保険組合	135-8318	東京都江東区毛田2-6-5	03-3634-0048	○	○	○
06135453	日清オリーブ健康保険組合	104-8285	東京都中央区区南川1-23-1	03-3206-5178	○	○	○
06135479	NOK健康保険組合	105-0012	東京都港区区北門2-1-1(南館三井ビル)	03-3432-8660	○	○	○
06135545	商船三井健康保険組合	105-8688	東京都港区区北門2-1-1(南館三井ビル)	03-3387-7657	○	○	○
06135578	ルックグループ健康保険組合	107-0032	東京都港区区北門2-1-1(南館三井ビル)	03-5413-5124	○	○	○
06135628	東京都第二健康保険組合	113-0034	東京都文京区湯島3-21-10	03-3835-4941	○	○	○
06135677	日本電気計器検査所健康保険組合	108-0023	東京都港区区芝浦1-15-7	03-3451-1334	○	○	○
06135727	東日本フーズ健康保険組合	111-0052	東京都台東区区柳橋1-1-4	03-3862-1051	○	○	○
06135818	へんてく健康保険組合	103-0026	東京都中央区区日本橋町1-10	03-5652-3602	○	○	○
06135826	日本国土開発健康保険組合	105-0001	東京都港区区虎ノ門4-3-13(ヒューリック神谷町ビル5階)	03-3381-7008	○	○	○
06135842	吉野工業所健康保険組合	136-0072	東京都江東区大島3-2-6	03-3682-1884	○	○	○
06135859	オノンワード健康保険組合	103-8239	東京都中央区区日本橋3-10-5	03-4512-1022	○	○	○
06135875	鷺宮健康保険組合	169-0072	東京都新宿区大久保3-8-3(新谷ガーデンタワー22階)	03-6205-9113	○	○	○
06135891	セトス高工健康保険組合	150-8407	東京都渋谷区区東2-10-8(東京セトス建材会館)	03-3409-7918	○	○	○
06135974	NIPPO健康保険組合	104-8330	東京都中央区区京橋1-19-11	03-3561-1071	○	○	○
06135982	テレコム健康保険組合	105-5528	東京都港区区虎ノ門2-6-1(虎ノ門ビル)スターコンタワー28F	03-6742-8773	○	○	○
06136105	日本ケムコン健康保険組合	198-0012	東京都青葉区区青葉1-7-6	0282-22-9001	○	○	○
06136204	東和システム健康保険組合	101-0052	東京都千代田区神田小川町3-10	03-5577-6652	○	○	○
06136261	東洋ガス健康保険組合	141-0022	東京都品川区東五反田2-18-1(大崎アパレルビル)	03-4514-2664	○	○	○
06136279	関東みつぎ健康保険組合	113-0034	東京都文京区湯島1-11-10	03-3813-5917	○	○	○
06136378	東京都土木建築健康保険組合	104-0032	東京都中央区区八丁堀2-8-5(東京建設会館7階)	03-3553-3253	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※対応日 初回面談 実施
					特定業 業種別	特定業 業種別	
06138044	新陽健康保険組合	105-0023	東京都港区芝浦1-2-3(シーパンス9階)	03-6865-1280	〇	〇	〇
06138143	ニッセイヘルスグループ健康保険組合	104-0031	東京都中央区京橋1-7-1(TODA BUILDING16階)	03-6745-6122	〇	〇	〇
06138150	日立健康保険組合	101-0063	東京都千代田区神田淡路町2-29(東お茶の水ビル)	03-4554-3010	〇	〇	〇
63138150	(日立健康保険組合(特))	101-0063	東京都千代田区神田淡路町2-29(東お茶の水ビル)	03-4554-3010	〇	〇	〇
06138192	太陽生命健康保険組合	143-0016	東京都大田区大森北1-17-4(太陽生命大森ビル8階)	03-5767-7123	〇	〇	〇
06138317	なとり健康保険組合	114-0003	東京都北区豊島8-3-3(なとり食品器業プラザ1階)	03-3919-6097	〇	〇	〇
06138382	東京エレクトロ健康保険組合	183-8705	東京都府中市吉野2-30-7	012-333-8325	〇	〇	〇
06138424	東亜建設工業健康保険組合	183-1031	東京都新宿区京橋3-7-1(新宿ハイツ7-31階)	03-6757-6571	〇	〇	〇
06138523	住友不動産クラブ健康保険組合	100-0023	東京都新宿区西新宿4-32-12(西新宿アパルトメント11階)	03-5354-8161	〇	〇	〇
06138531	モトローテ健康保険組合	130-0024	東京都渋谷区恵比寿4-20-3(恵比寿ガーデンプレイスタワー24階)	03-6277-2790	〇	〇	〇
06138580	KDDI健康保険組合	108-8623	東京都港区高輪2-21-1(THF LINKPILLAR 1 NORTH)	03-5212-3311	〇	〇	〇
06138598	日本事務器健康保険組合	151-0071	東京都渋谷区北3-12-1	03-5351-9312	〇	〇	〇
06138705	NTT健康保険組合	101-0017	東京都千代田区内神田3-6-2	03-6206-1001	〇	〇	〇
06138713	ジェイアールグループ健康保険組合	151-0053	東京都渋谷区代々木2-2-2(JR東日本本社ビル12階)	03-5331-1020	〇	〇	〇
06138762	日本エレクトロニクスグループ健康保険組合	101-0025	東京都千代田区神田佐久間3-21-1	03-5829-3425	〇	〇	〇
06138770	JR東海グループ健康保険組合	104-0031	東京都中央区京橋2-5-17(京橋SKビル6階)	03-3564-0755	〇	〇	〇
06139083	山崎電機健康保険組合	101-0033	東京都千代田区神田岩本町(清水ビル5階)	03-3295-1801	〇	〇	〇
06139141	JFE健康保険組合	100-0011	東京都千代田区外幸町1-3-3(内幸町ビル4階)	03-3397-3163	〇	〇	〇
06139380	全日本理容美容健康保険組合	103-0011	東京都中央区日本橋大仏町1-7(日本橋ノースビル4階)	03-6661-6106	〇	〇	〇
06139398	不動産アライアンス健康保険組合	103-0016	東京都中央区日本橋小幡町9-9	03-5644-8757	〇	〇	〇
06139414	日研グループ健康保険組合	114-0051	東京都大田区西蒲田7-8-3(日研第二ビル)	03-5480-7025	〇	〇	〇
06139539	日本年金機構健康保険組合	102-8548	東京都千代田区三神町22	03-5216-3220	〇	〇	〇
06139604	東京機械健康保険組合	108-8375	東京都港区三田3-11-36(三田日東ビル6階)	03-3451-8102	〇	〇	〇
06139620	日本コロムビア健康保険組合	107-0062	東京都港区南青山16-10-12(フェイズ南青山)	03-5862-6083	〇	〇	〇
06139653	エイベックグループ健康保険組合	108-0073	東京都港区三田1-4-1(住友不動産麻布十番ビル4F)	03-6772-2031	〇	〇	〇
06139760	あおみ建設健康保険組合	101-0021	東京都千代田区外神田2-2-3	03-5029-7895	〇	〇	〇
06139786	DM三井製糖グループ健康保険組合	108-0014	東京都港区芝5-28-16	03-6400-3071	〇	〇	〇
06139869	地域医療振興会健康保険組合	182-0843	東京都港区芝5-28-16	03-5379-8044	〇	〇	〇
06139877	日本赤十字社健康保険組合	105-0012	東京都港区芝4-1-1-3	03-6672-1505	〇	〇	〇
06139943	ラディックグループ健康保険組合	150-0031	東京都渋谷区桜丘町1-2(渋谷サカサマセンタービル16階)	03-6745-5065	〇	〇	〇
06140156	日産自動車健康保険組合	220-0011	神奈川県横浜市高島2-6-32(横浜東口ライオンビル)	045-461-2585	〇	〇	〇
06140230	富士フイルムグループ健康保険組合	250-0001	神奈川県小田原市町田2-12-1	0665-32-2123	〇	〇	〇
63140230	(富士フイルムグループ健康保険組合(特))	250-0001	神奈川県小田原市町田2-12-1	0665-32-2125	〇	〇	〇
06140248	富士通健康保険組合	211-0063	神奈川県川崎市中原区小杉町3-26-4-3(ユニオンビル4階)	044-738-3010	〇	〇	〇
63140248	(富士通健康保険組合(特))	211-0063	神奈川県川崎市中原区小杉町3-26-4-3(ユニオンビル4階)	044-738-3010	〇	〇	〇
06140255	三菱化工機健康保険組合	210-5560	神奈川県川崎市川崎区大川町2-1	044-386-0096	〇	〇	〇

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※対応日 初回面談 実施
					特定業 業種別	特定業 業種別	
06136394	独立行政法人経済産業政策推進機構健康保険組合	105-0011	東京都港区芝公園2-4-1(芝公園ビル2階)	03-503-2755	〇	〇	〇
06136436	ヤマト健康保険組合	105-8863	東京都港区海岸1-10-30(WATERStokkiba7階)	03-5001-5137	〇	〇	〇
06136501	MBK連合健康保険組合	101-0048	東京都千代田区神田区町2-8-1	03-5297-1714	〇	〇	〇
06136588	日本金型工業健康保険組合	101-0002	東京都千代田区神田区河3-4(龍名朝ビル)	03-3255-7671	〇	〇	〇
06136642	ニューオーエス健康保険組合	102-8578	東京都千代田区区区区区区4-1	03-3221-2098	〇	〇	〇
06136659	SBI新銀行健康保険組合	103-8303	東京都中央区日本橋区町2-4-3	03-6880-7161	〇	〇	〇
06136667	日本建設健康保険組合	105-0023	東京都港区芝浦1-2-9(シーパンス船7階)	03-4231-2281	〇	〇	〇
06136691	ニチアサ健康保険組合	105-0012	東京都港区芝大門1-4-4(アビエビル803)	03-4113-1234	〇	〇	〇
06136709	低価格生活者健康保険組合	109-0072	東京都新宿区大久保2-12-11(低価格会館)	03-3232-5541	〇	〇	〇
06136758	農水省関係法人健康保険組合	102-0063	東京都千代田区麹町4-3-3	03-3282-1807	〇	〇	〇
06136766	国会議員秘書健康保険組合	100-8981	東京都千代田区永田町2-2-1(衆議院議員会館内)	03-3303-9777	〇	〇	〇
06136857	日本石油物産グループ健康保険組合	141-0032	東京都品川区大崎1-11-1(セントリオ大崎コアタワー16階)	03-5096-3460	〇	〇	〇
06136881	在日韓国健康保険組合	144-8510	東京都大田区羽田町11-1	03-6275-9500	〇	〇	〇
06136980	東京機械健康保険組合	135-8306	東京都江東区永代2-37-28	03-6366-7790	〇	〇	〇
06136998	紀交健康保険組合	105-0022	東京都港区海岸2-1-7	03-6891-2882	〇	〇	〇
06137095	TSPパートナーズ健康保険組合	107-0052	東京都港区赤坂8-5-26(住友不動産青山ビル西館5階)	03-5413-5911	〇	〇	〇
06137103	大京健康保険組合	151-0051	東京都港区芝4-9-4(芝ビル)	03-3404-1884	〇	〇	〇
06137111	三菱重工業健康保険組合	108-0023	東京都港区芝浦4-13-23(AMS芝浦ビル1階)	03-5446-5624	〇	〇	〇
06137129	GWA健康保険組合	108-0014	東京都港区芝4-9-4(芝ビル)	03-5418-1282	〇	〇	〇
06137236	長谷工健康保険組合	108-0014	東京都港区芝4-6-6	03-3456-6075	〇	〇	〇
06137251	積産業関係法人健康保険組合	108-0023	東京都港区芝浦2-14-4(オアセネオックス芝浦4F)	03-6361-2607	〇	〇	〇
06137277	デパート健康保険組合	103-0023	東京都中央区日本橋本町1-6-1(本町ビル9階)	03-3279-5920	〇	〇	〇
06150528	(デパート)健康保険組合(日本支部)	940-0033	新潟県長岡市合神白1-10-7(牛井ビル2階)	0258-36-9300	〇	〇	〇
06221055	(デパート)健康保険組合(日本支部)	420-0859	静岡県静岡市東区家町3-9(朝日生命静岡ビル9階)	054-254-5303	〇	〇	〇
06137201	ミサワホーム健康保険組合	163-0816	東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)	03-3319-8359	〇	〇	〇
06137227	三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合	100-0005	東京都千代田区丸の内2-5-1(丸の内二丁目ビル6階)	03-6257-0280	〇	〇	〇
06137235	ダイワ連合健康保険組合	104-0005	東京都千代田区丸の内2-5-2	03-6810-2300	〇	〇	〇
06137268	文化シヤッター健康保険組合	113-8535	東京都文京区西片1-17-3	03-5842-3060	〇	〇	〇
06137442	東京都建設局健康保険組合	151-0053	東京都渋谷区代々木2-10-12(A東京南新宿ビル4階)	03-3377-1320	〇	〇	〇
06137517	ポータルビルディンググループ健康保険組合	141-0031	東京都品川区西五反田2-2-10(ポータル第二五反田ビル5階)	03-3490-8845	〇	〇	〇
06137558	三和ホールディングス健康保険組合	175-0081	東京都板橋区新河原2-3-5(三和ビルヤマト本社ビル4階)	03-6734-7912	〇	〇	〇
06137590	小田急グループ健康保険組合	151-0061	東京都渋谷区初台1-47-1(小田急南新宿ビル2階)	03-3372-3860	〇	〇	〇
06137772	オリエンタルビルディング健康保険組合	102-8503	東京都千代田区麹町5-2-1	03-5847-5831	〇	〇	〇
06137814	日本工業健康保険組合	102-8359	東京都千代田区麹町15-4	03-3238-8057	〇	〇	〇
06137848	日本旅行健康保険組合	136-0071	東京都江東区亀戸1-5-7(藤森町プライムタワー11階)	03-5836-0642	〇	〇	〇
06137988	リケンテクノス健康保険組合	101-0063	東京都千代田区神田淡路町2-101	03-3226-5185	〇	〇	〇

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 初年度 実績
					特定健康 保険料	特定健康 保険料	
0611998	アルファ健康保険組合	236-0004	神奈川県横浜市金沢区富浦1-6-8	045-787-8409	○	○	○
06142046	ミナト健康保険組合	213-8523	神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1	044-813-8228	○	○	○
06142095	セウチ西武健康保険組合	220-8570	神奈川県横浜市西区高島2-18-1(セウチ横浜店內)	045-461-7619	○	○	○
06142103	いすゞ自動車健康保険組合	252-0806	神奈川県横浜市土曜8番地	0466-42-0711	○	○	○
06142137	独立行政法人労働者健康福祉機構	231-4315	神奈川県横浜市中区本町6-50-1(横浜アイランドタワー13階)	045-650-0140	○	○	○
06142152	古河工機健康保険組合	220-0073	神奈川県横浜市西区日通2-4-3	045-311-1463	○	○	○
06142210	ユニフレス健康保険組合	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-13(US新横浜ビル8階)	045-278-3333	○	○	○
06142285	ニフコ健康保険組合	239-8560	神奈川県横浜市の光5-5-3	046-839-0286	○	○	○
06142293	レイズネス健康保険組合	235-0017	神奈川県横浜市磯子区新磯子町27-5	045-225-9236	○	○	○
06142301	JMA健康保険組合	243-0458	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1(横浜銀行本店内)	046-235-3510	○	○	○
06142319	東日本銀行健康保険組合	220-8611	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1(横浜銀行本店内)	045-264-6842	○	○	○
06142327	労働者健康安全機構健康保険組合	211-0021	神奈川県川崎市中原区本庄住吉町1-1(総合研修センター3階)	044-982-9451	○	○	○
6342327	(労働者健康安全機構健康保険組合) (特)	211-0021	神奈川県川崎市中原区本庄住吉町1-1(総合研修センター3階)	044-982-9451	○	○	○
06142343	JVCケック健康保険組合	221-0022	神奈川県横浜市神奈川区管理町3-12	045-450-1830	○	○	○
06150015	デンカ健康保険組合	949-0393	新潟県糸魚川市大字青柳2209番地	025-562-6125	○	○	○
06150105	ツグミ健康保険組合	940-8630	新潟県長岡市東蔵王1-1-1	0258-35-0650	○	○	○
06160205	新潟県健康保険組合	950-0088	新潟県新潟市中央区方代5-11-30	025-240-3220	○	○	○
06160239	新潟北越銀行健康保険組合	951-8068	新潟県新潟市中央区上川前通八番町1200番地	025-225-5733	○	○	○
06160296	新潟県東日本健康保険組合	951-8117	新潟県新潟市中央区情報園町294番地1	025-222-7586	○	○	○
06160303	大光銀行健康保険組合	940-8651	新潟県長岡市大通1-5-6	0258-39-0344	○	○	○
06160352	新潟コナミ自動車健康保険組合	950-0088	新潟県新潟市中央区方代2-1-1(COZAIMIX9階)	025-256-8107	○	○	○
06160536	コナミ健康保険組合	955-8510	新潟県三条市東新保7-7	0256-32-0199	○	○	○
06160544	日本精機健康保険組合	940-8580	新潟県長岡市東蔵王2-2-34	0258-24-5311	○	○	○
06160569	積水組健康保険組合	945-0035	新潟県新潟市東区川原町3-18	0257-22-1883	○	○	○
06160577	ピー・エヌ・エヌ健康保険組合	951-8655	新潟県新潟市中央区川原町3-18	025-234-5670	○	○	○
06160585	直江津電子健康保険組合	942-0193	新潟県上越市別荘区成野郷596-2	025-530-2175	○	○	○
06160620	広賀堂健康保険組合	930-0055	富山県富山市梅沢町2-9-1	076-424-2271	○	○	○
06160170	北陸銀行健康保険組合	930-0085	富山県富山市舟の内1-8-10	076-431-8300	○	○	○
06160188	北陸電力健康保険組合	930-8656	富山県富山市牛島町15-1	076-441-2511	○	○	○
06160196	(北陸電力健康保険組合富山支部)	930-0858	富山県富山市牛島町14-10	076-441-2511	○	○	○
06170096	(北陸電力健康保険組合石川支部)	920-0993	石川県金沢市下本多町6-11	076-231-1212	○	○	○
06180087	(北陸電力健康保険組合福井支部)	910-8565	福井県福井市日出1-4-1	0776-25-1212	○	○	○
06180246	富山地方交通健康保険組合	930-0003	富山県富山市小町269	076-444-0399	○	○	○
06180279	北陸電気工業健康保険組合	939-8183	富山県富山市石倉2-3-60	076-428-3665	○	○	○
06180287	不二健康保険組合	930-0946	富山県富山市石倉2-3-60	076-428-3630	○	○	○
06160295	YKK健康保険組合	938-8601	富山県黒部市吉田200	0765-54-8650	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 初年度 実績
					特定健康 保険料	特定健康 保険料	
06140271	京三製作所健康保険組合	230-0031	神奈川県横浜市鶴見区平野町2-29	045-303-8182	○	○	○
06140305	東芝健康保険組合(特)	212-8577	神奈川県川崎市幸区小向町芝町1番地	044-556-5455	○	○	○
63440305	(東芝健康保険組合(特))	212-8577	神奈川県川崎市幸区小向町芝町1番地	044-556-5455	○	○	○
06140339	神奈川県運輸健康保険組合	221-0057	神奈川県横浜市神奈川区市木町18-1	045-411-3278	○	○	○
06140487	SWCC健康保険組合	210-0024	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	044-223-0570	○	○	○
06140545	横浜健康保険組合	231-0005	神奈川県横浜市中区本町4-43	045-201-7632	○	○	○
06140651	日本銀行健康保険組合	236-0001	神奈川県横浜市中区長者町3-8-11(ワン・オブ・アズ・ユニーク 深間内5階)	045-611-3400	○	○	○
06140701	神奈川県医療従事者健康保険組合	231-0033	神奈川県横浜市金沢区原町3175	045-773-5170	○	○	○
06140719	神奈川県同業健康保険組合	254-0812	神奈川県厚木市松尾町6-1	0463-22-6535	○	○	○
06140859	日本発条健康保険組合	236-0004	神奈川県横浜市金沢区富浦3-10	045-786-7539	○	○	○
06140941	東洋電機健康保険組合	236-0004	神奈川県横浜市金沢区富浦3-8	045-790-3135	○	○	○
06140958	神奈川県工業健康保険組合	210-0005	神奈川県川崎市川崎区東甲8番地(ニールズ三井ビルディング 808802号室)	044-233-5538	○	○	○
06141121	プレス工業健康保険組合	210-8512	神奈川県川崎市川崎区坂底1-1-1	044-276-3929	○	○	○
06141134	神奈川県鉄道健康保険組合	210-0015	神奈川県川崎市川崎区南町1-1(日本生命川崎ビル3階)	044-233-5517	○	○	○
06141162	トヨタ・エクスプレスグループ健康保険組 合	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町333(ラ・エクスプレスビル3階)	045-224-8855	○	○	○
06141188	不二エクスプレス健康保険組合	230-8116	神奈川県横浜市中区尾上町6-81(ニッセイ横浜尾上ビル8 階)	045-680-1630	○	○	○
06141220	神奈川県自動車販売健康保険組合	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町224-1(山下町ビル6階)	045-201-8991	○	○	○
06141251	神奈川県石油業健康保険組合	231-0031	神奈川県横浜市中区尾上町3-5-3(石油会館3階)	045-611-2473	○	○	○
06141295	日新健康保険組合	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町6-81(ニッセイ横浜尾上ビル8 階)	045-671-6123	○	○	○
06141428	市光工業健康保険組合	259-1415	神奈川県伊勢原市飯戸80	0463-94-8029	○	○	○
06141477	アツギ健康保険組合	243-0438	神奈川県厚木市みづがみ町2-2(VANA GARDENSOPFIC E 10F)	046-231-7398	○	○	○
06141527	上野グループ健康保険組合	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3(YokohamaBystideビル 9階)	045-671-7542	○	○	○
06141543	油研健康保険組合	252-1113	神奈川県横浜府上土御中4-4-34	0467-77-2181	○	○	○
06141550	神奈川県自動車工業健康保険組合	231-0028	神奈川県横浜市中区富町1-5-5(神奈川県自動車整備振興 会教育センター3F)	045-201-1517	○	○	○
06141576	東アレス健康保険組合	252-0253	神奈川県相模原市中央区新橋本3-2-25	042-772-8161	○	○	○
06141592	アーツ健康保険組合	259-1196	神奈川県伊勢原市石田200	0463-96-3191	○	○	○
06141626	神奈川県建設健康保険組合	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町2-22(神奈川県建設会館4階)	045-201-9446	○	○	○
06141642	ゼン健康保険組合	212-0013	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地(ツルギシステムエクス 西館5階)	044-519-3016	○	○	○
06141659	神奈川県健康保険組合	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町4-47(小田町ビル6階)	045-641-7713	○	○	○
06141667	神奈川県工業健康保険組合	231-0027	神奈川県横浜市中区扇町1-2-1(横浜市工事同組合2 階)	045-222-5543	○	○	○
06141709	神奈川県電子健康保険組合	220-0002	神奈川県横浜市西区南青木1-1-1	045-520-1188	○	○	○
06141725	神奈川県アパレル健康保険組合	221-0844	神奈川県横浜市中区沢渡1-2(リウ・高島台ウツクビル7 階)	045-410-2190	○	○	○
06141865	丸光昭和運輸健康保険組合	231-8419	神奈川県横浜市中区南仲通2-15	045-671-5897	○	○	○
06141881	神奈川県食品製造健康保険組合	220-0011	神奈川県横浜市中区高島2-12-6(三ツツバツバツビル1号館7 階)	045-633-6359	○	○	○
06141899	東京応化工業健康保険組合	211-0012	神奈川県川崎市中原区中丸子150	044-135-3118	○	○	○
06141931	ナイスグループ健康保険組合	230-8571	神奈川県横浜市中区鶴見区鶴見中4-33-1(ナイスビル7階)	045-303-0330	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※ 初年度 実績
					特定健康 保険料	特定健康 保険料	
06160311	日本カーンイノイ工業健康保険組合	936-8555	富山県清川市大森5539番地	076-471-5065	○	○	○
06160386	三協・立山健康保険組合	933-8801	富山県高岡市市川28番地	076-20-2377	○	○	○
06160394	富山第一銀行健康保険組合	939-8212	富山県富山市新庄町字馬場18-8(富山県自衛会館内)	076-422-2831	○	○	○
06160402	富山県自動車販売店健康保険組合	930-0092	富山県富山市新庄町字馬場18-8(富山県自衛会館内)	076-424-3322	○	○	○
06160410	日本原研製薬健康保険組合	934-8502	富山県射水市人廻町3-10-15	0766-84-3025	○	○	○
06160444	TIS(インテックグループ)健康保険組合	930-8577	富山県富山市生島町5-5	076-444-8007	○	○	○
06160469	北陸電気工業健康保険組合	939-2292	富山県富山市下大久保3158番地	076-407-3488	○	○	○
06160477	日本電気化学工業健康保険組合	933-8505	富山県高岡市吉久1-1-145	0766-21-0738	○	○	○
06160493	中越パルプ工業健康保険組合	933-8533	富山県高岡市英島282	0766-26-2450	○	○	○
06170070	北國HID健康保険組合	920-8670	石川県金沢市広岡2丁目12番5号	076-223-9716	○	○	○
06170088	北陸電力健康保険組合	920-0062	石川県金沢市若狭町5559番地1	076-208-5122	○	○	○
06170146	津田町工業健康保険組合	921-8031	石川県金沢市野町5-18-18	076-344-9098	○	○	○
06170153	石川県自動車販売店健康保険組合	920-8213	石川県金沢市東江東2-122-1	076-238-5775	○	○	○
06170161	小松マテリアル健康保険組合	929-0124	石川県能登町95番地(小松マテリアル労働組合会館内)	0761-55-4744	○	○	○
06170187	北陸地区信金健康保険組合	920-0031	石川県金沢市広岡3-3-11QR金沢駅前第四NKビル5階)	076-222-0294	○	○	○
06170203	北越新聞健康保険組合	920-0919	石川県金沢市南町2-1	076-260-3591	○	○	○
06170211	越谷工業健康保険組合	920-0047	石川県金沢市大田本町甲58	076-262-7509	○	○	○
06170229	北越情報産業健康保険組合	926-8203	石川県金沢市藤井5-181(AUB56階)	076-225-8213	○	○	○
06170245	けい七健康保険組合	926-8605	石川県七尾市桜町91-1	0767-52-1840	○	○	○
06180012	セーレン健康保険組合	918-8106	福井県福井市春日1-1-1(セーレン健康本部2階)	0776-35-2117	○	○	○
06180095	福井銀行健康保険組合	910-8600	福井県福井市南福井町福井1-1-1	0776-25-8027	○	○	○
06180145	福井県自動車販売店健康保険組合	918-8013	福井県福井市花堂東1-295-30(社会保険診療報酬支払基金ビル2階)	0776-35-1020	○	○	○
06180152	福井県機械工業健康保険組合	910-0831	福井県福井市若菜町508	0776-54-6117	○	○	○
06180160	サカイ健康保険組合	918-8330	福井県福井市花堂中2丁目15番1号	0776-35-0481	○	○	○
06180194	三谷健康保険組合	910-8510	福井県福井市島島1-3-1	0776-20-3155	○	○	○
06190037	山梨中央銀行健康保険組合	400-0031	山梨県甲府市丸の内1-20-8	055-224-1138	○	○	○
06190086	山梨県自動車販売店健康保険組合	404-0024	山梨県甲府市石町南詰1000-7(山梨県自動車販売店会館)	055-263-1651	○	○	○
06190136	山口YS健康保険組合	406-8545	山梨県甲府市北口2-6-10	055-231-3088	○	○	○
06200174	八十二グループ健康保険組合	380-0936	長野県長野市岡田178-8	026-224-5054	○	○	○
06200190	長野県建設協同組合健康保険組合	380-8626	長野県長野市大南長野北石堂町1177-3	026-236-2392	○	○	○
62000190	(長野県農業協同組合)健康保険組合	380-8626	長野県長野市大南長野北石堂町1177-3	026-236-2392	○	○	○
06200257	法令出版健康保険組合	380-0936	長野県長野市岡田176	026-226-1973	○	○	○
06200281	信濃毎日新聞健康保険組合	380-8546	長野県長野市南星町657	026-236-3456	○	○	○
06200299	長野県機械金庫健康保険組合	390-0874	長野県松本市大手3-6-20	0263-32-1878	○	○	○
06200349	KOA健康保険組合	399-4001	長野県上伊那郡高輪町大字中栗崎14016	0265-70-7216	○	○	○
06200398	長野県自動車販売店健康保険組合	381-0034	長野県長野市大字高田五分一沖679-10	026-223-2511	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※ 初年度 実績
					特定健康 保険料	特定健康 保険料	
06200414	甲信越しんさん健康保険組合	380-0835	長野県長野市新田町1465番地(第二須原ビル3階)	026-228-6497	○	○	○
06200422	チン健康保険組合	394-0003	長野県岡谷市加茂町1-7-39	0266-75-5246	○	○	○
06200455	甲信越信用組合健康保険組合	380-0835	長野県長野市新田町1103-1(長野県信用組合本店5階)	026-233-0410	○	○	○
06200463	北野建設健康保険組合	380-0838	長野県長野市黒川町528	026-233-2070	○	○	○
06200471	マルイチ健康保険組合	381-2281	長野県長野市市場9-48	026-254-6277	○	○	○
06200489	キョウセイ健康保険組合	399-8710	長野県松本市芳野19番48号	0263-25-7761	○	○	○
06200505	長野県信濃商業健康保険組合	380-0918	長野県長野市アークス1-32	026-224-5778	○	○	○
06200513	日東光学健康保険組合	392-0021	長野県諏訪市上川1-1538	0266-52-6238	○	○	○
06200521	エフエフ健康保険組合	392-0027	長野県諏訪市湖岸通り1-16-2	0266-52-5899	○	○	○
06210207	十ヶアパシオンヘルズグループ健康保険組合	500-8833	岐阜県岐阜市神田町18-26	058-266-2906	○	○	○
06210249	イビデ健康保険組合	503-0916	岐阜県大垣市日の出町1-1	0584-81-3124	○	○	○
06210256	大垣共立銀行健康保険組合	503-0887	岐阜県大垣市第町3-88	0584-74-2554	○	○	○
06210355	岐阜健康健康保険組合	500-8335	岐阜県岐阜市三蔵町3-11-7	058-254-0771	○	○	○
06210413	岐阜信用金庫健康保険組合	500-8187	岐阜県岐阜市吉津町2-1(岐阜信用金庫2本館ビル6階)	058-262-8013	○	○	○
06210462	関ヶ原石材健康保険組合	503-1595	岐阜県不破郡関ヶ原町2482	0584-43-2144	○	○	○
06210470	岐阜県自動車販売店健康保険組合	501-8133	岐阜県岐阜市日置町24648-2	058-279-3735	○	○	○
06210538	三岐しんさん健康保険組合	509-0203	岐阜県可児市下奈久2-2-1(岐阜県福祉・農業会館7階)	0574-61-2650	○	○	○
06210546	岐阜県フラスター事業健康保険組合	500-8385	岐阜県岐阜市下奈久2-2-1(岐阜県福祉・農業会館7階)	058-272-7179	○	○	○
06210587	日興毛織健康保険組合	501-6224	岐阜県羽島市正木町大浦3800	058-394-2143	○	○	○
06210595	中部アイデック健康保険組合	503-0006	岐阜県大垣市加賀野1-1-7(アイデックペンセンター910)	0584-75-4411	○	○	○
06210603	カキヤ健康保険組合	509-0297	岐阜県可児市土田505	0574-26-8732	○	○	○
06220057	ヤマハ健康保険組合	430-8650	静岡県浜松市中央区中央町110-1	053-466-1881	○	○	○
06220073	スズキ健康保険組合	432-8062	静岡県浜松市中央区南葉町20	053-445-3650	○	○	○
06220115	エンシェン健康保険組合	432-8522	静岡県浜松市中央区高遠町4888	053-449-0244	○	○	○
06220297	特種東海健康保険組合	427-8510	静岡県島田市向島町4379	0547-39-3111	○	○	○
06220495	スルガ銀行健康保険組合	410-8689	静岡県沼津市道標町23	055-952-6375	○	○	○
06220503	鈴身健康保険組合	424-0942	静岡県静岡市清水区入船町18-20	054-354-3381	○	○	○
06220545	矢野健康保険組合	410-1191	静岡県裾野市御宿1500番地	055-465-3005	○	○	○
06220560	河合楽器健康保険組合	430-8655	静岡県浜松市中央区島崎200	053-457-1237	○	○	○
06220578	マートエレクトロニクス健康保険組合	410-0022	静岡県沼津市大岡3744	055-921-1280	○	○	○
06220610	旭フック健康保険組合	436-0342	静岡県掛川市西郷1569-1	0537-25-6003	○	○	○
06220669	静岡県西部機械工業健康保険組合	430-0901	静岡県浜松市中央区見島2-14-17	053-468-7744	○	○	○
06220677	静岡県東部機械工業健康保険組合	411-8691	静岡県藤原市清水区平久米田63	055-975-9561	○	○	○
06220685	フジ日本健康保険組合	424-8727	静岡県静岡市清水区清間1-4-10	054-333-4046	○	○	○
06220693	報徳阿波健康保険組合	424-0053	静岡県静岡市清水区段川1100	054-345-8316	○	○	○
06220743	静岡県信用金庫健康保険組合	422-8041	静岡県静岡市駿河区中田1-4-17	051-282-2338	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任組織		備考 ※本システム 対応可能 有無
					特定健康 保険組合	健康増進 計画実施 機関	
06220792	静岡県石油健康保険組合	422-8052	静岡県静岡市駿河区藤が丘町1-3(静岡県石油会館)	054-282-4356	○	○	○
06220800	静岡県中部機械工業健康保険組合	420-8059	静岡県静岡市葵区栄町4-10(静岡県ビル12階)	054-255-8401	○	○	○
06220842	静岡県自動車販売健康保険組合	422-8074	静岡県静岡市駿河区府人橋町22-8	054-286-5295	○	○	○
06220883	静岡県トラック運送健康保険組合	420-8557	静岡県静岡市葵区宮前町24	054-261-8891	○	○	○
06220891	静岡県自動車整備健康保険組合	422-8074	静岡県静岡市駿河区南八幡町22-8(静岡県自動車整備会館5階)	054-204-1321	○	○	○
06220917	静岡県電気工業健康保険組合	422-8056	静岡県静岡市駿河区浜島町12-27	054-287-5800	○	○	○
06220933	静岡県金属工業健康保険組合	420-8058	静岡県静岡市葵区佐野町11-3(池袋館4階)	054-255-2611	○	○	○
06220966	製紙工業健康保険組合	417-0056	静岡県富士市日乃出町165-1(オアシスビル静岡ビル2階)	0545-534-1444	○	○	○
06220974	矢野化学工業健康保険組合	422-8519	静岡県静岡市駿河区小島2-24-1	054-281-0212	○	○	○
06221006	静岡県新築住宅健康保険組合	422-8033	静岡県静岡市駿河区豊島3-1-1	054-284-8970	○	○	○
06221048	エム・オ・エー健康保険組合	413-0011	静岡県熱海市由原本町9-1(熱海第一ビル6階)	057-841-2431	○	○	○
06221063	巴川コーポレーション健康保険組合	421-0126	静岡県静岡市駿河区所宗田町2-1(TOMOECAWA静岡事業所内)	054-257-1290	○	○	○
06221071	ホニカスグループ健康保険組合	433-8102	静岡県浜松市中央区大原町509-6	053-514-9311	○	○	○
06221105	芝浦健康健康保険組合	410-0031	静岡県沼津市三枚橋竹ノ町712	055-296-5171	○	○	○
06230023	リタケグループ健康保険組合	451-0051	愛知県名古屋市中区西区武蔵野町3-1-36	052-361-7128	○	○	○
06230031	日本ガイシ健康保険組合	467-8530	愛知県名古屋市中区瑞穂区須田町2-56	052-872-7336	○	○	○
06230056	豊和工業健康保険組合	452-0005	愛知県名古屋市長区須崎1900番地1	052-408-1127	○	○	○
06230064	デンソー健康保険組合	448-8661	愛知県刈谷市昭和町1-1(株式会社デンソー本社内)(〒1130)	0566-25-3121	○	○	○
06230155	近藤製菓健康保険組合	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内2-18-25(丸の内K5ビル8階)	052-221-5124	○	○	○
06230205	豊田自動車健康保険組合	448-0817	愛知県刈谷市宝町8-1	0566-21-7784	○	○	○
06230219	名古屋鉄道健康保険組合	451-0052	愛知県名古屋市中区栄生2-26-11	052-351-6131	○	○	○
06230262	オーケー健康保険組合	480-0193	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1	0587-95-0913	○	○	○
06230312	ナオリ健康保険組合	461-0008	愛知県名古屋市中区東区平町5-11(名古屋深ビルディング4階)	052-918-5517	○	○	○
06230395	UACJ健康保険組合	455-8070	愛知県名古屋市中区千代田3-1-12	052-633-1228	○	○	○
06230452	日本特務労働業健康保険組合	460-0011	愛知県名古屋市中区大須4-3-17	052-218-6385	○	○	○
06230544	名古屋港労働健康保険組合	455-0033	愛知県名古屋市中区港町1-11(名古屋港会館3階)	052-652-1451	○	○	○
06230551	トヨタ車体健康保険組合	448-0002	愛知県刈谷市一山町金山100	0566-36-3927	○	○	○
06230569	愛知県協豊健康保険組合	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-3-8	052-471-3255	○	○	○
06230627	中田新聞社健康保険組合	460-8511	愛知県名古屋市中区三の丸1-6-1	052-221-0764	○	○	○
06230684	フタバ健康保険組合	467-0841	愛知県名古屋市中区瑞穂区苗代町15-1	052-824-2134	○	○	○
06230692	トヨタ紡織健康保険組合	448-8651	愛知県刈谷市豊田町1-1	0566-26-0305	○	○	○
06230700	アイシン健康保険組合	444-1164	愛知県安城市藤井町丸山202-1	059-3513-9872	○	○	○
06230715	中部電力健康保険組合	461-0005	愛知県名古屋市中区東区東2-6-30(東電会館6階)	052-880-6200	○	○	○
06230882	東洋カー健康保険組合	456-8511	愛知県名古屋市中区藤田区桜田町19-18	052-727-9336	○	○	○
06230890	トヨタ販売基合健康保険組合	461-0001	愛知県名古屋市中区大須1-23-36	052-952-2679	○	○	○
06231013	トニーネック健康保険組合	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-31-23(トニーネック本館別館ビル5F)	052-219-1964	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任組織		備考 ※本システム 対応可能 有無
					特定健康 保険組合	健康増進 計画実施 機関	
63231013	(トニーネック)健康保険組合(特)	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-31-23(トニーネック本館別館ビル5F)	052-219-1964	○	○	○
06231019	豊島健康保険組合	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-15-15(豊島ビル3階)	052-204-7799	○	○	○
06231088	おうちオンラインショップグループ健康保険組合	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-14-12	052-282-9301	○	○	○
06231153	中部日本公安健康保険組合	460-8405	愛知県名古屋市中区新栄1-2-8	052-259-1334	○	○	○
06231187	名古屋木材健康保険組合	460-0017	愛知県名古屋市中区松原2-18-10	052-321-7025	○	○	○
06231260	豊田合衆健康保険組合	492-8153	愛知県稲沢市井之内町中四郎通4500	0587-37-2410	○	○	○
06231294	石塚精工健康保険組合	452-0015	愛知県春日井市井田1880番地	0587-37-6661	○	○	○
06231393	名古屋工具機製品健康保険組合	461-0008	愛知県名古屋市長区武庫町5-1(名古屋栄ビルディング7階)	052-229-2660	○	○	○
06231401	愛知電機健康保険組合	458-8656	愛知県春日井市愛知町1	0566-35-1108	○	○	○
06231450	NDS健康保険組合	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田2-15-18(通信ビル6階)	052-265-2506	○	○	○
06231468	中部鋼板健康保険組合	451-8506	愛知県名古屋市中区小樽通5-1	052-451-1423	○	○	○
06231476	東海地区石油業健康保険組合	460-0024	愛知県名古屋市中区正木3-2-70(石庫会館)	052-321-3110	○	○	○
06231518	愛知トック事業健康保険組合	467-0636	愛知県名古屋市長区新栄町12-6(愛知トック総合会館3階)	052-882-9686	○	○	○
06231526	NTTPグループ健康保険組合	455-0017	愛知県名古屋市長区尾頭町2-22(名古屋トック本社ビル内)	052-683-5065	○	○	○
06231542	住友理工健康保険組合	485-8550	愛知県小牧市東3-1	0568-77-3514	○	○	○
06231617	愛知紙管健康保険組合	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-8-7(ニッセイビル7階)	052-962-7741	○	○	○
06231625	シモンマン健康保険組合	461-8721	愛知県名古屋市中区白鷺5-3	052-433-9051	○	○	○
06231633	イノック健康保険組合	450-0003	愛知県名古屋市中区名駅南2-13-4	052-855-2350	○	○	○
06231641	豊田通商健康保険組合	450-8575	愛知県名古屋市中村区名駅4-9-8	052-584-5053	○	○	○
06231658	愛知製菓健康保険組合	473-0939	愛知県豊田市瑞穂本町川井18	0565-85-8770	○	○	○
06231740	愛三工業健康保険組合	471-0074	愛知県大府市栄町7-1-1	0562-48-1879	○	○	○
06231757	フタバ産業健康保険組合	444-0101	愛知県瀬田郡津田町大字長津川橋沢1-1(フタバ産業健康組合本社ビル2階)	0564-62-9558	○	○	○
06231773	ユニークグループ健康保険組合	492-8680	愛知県稲沢市天瑞五区田町1番地	0587-24-8271	○	○	○
06231856	トヨタ関連部品健康保険組合	471-0026	愛知県豊田市若宮町2-66(豊田フランドビル2階)	0565-41-8141	○	○	○
06231864	リントイ健康保険組合	451-0802	愛知県名古屋市中川区新庄町2-295	052-381-8386	○	○	○
06231872	愛知健康保険組合	453-0804	愛知県名古屋市中村区黄金通1-18(フジコエムエージェンター)	052-461-6131	○	○	○
06231880	スズケン健康保険組合	461-8701	愛知県名古屋市中区東区瑞穂町大宮藤井若宮栄町108	0562-82-6388	○	○	○
06231898	カモエ健康保険組合	470-2191	愛知県知多郡津島町大字藤井若宮栄町108	0562-82-6388	○	○	○
06231906	マキタ健康保険組合	446-8502	愛知県安城市古野町11-8	0566-97-1715	○	○	○
06231971	アベック健康保険組合	474-0053	愛知県大府市桑島町2-418	0562-46-5898	○	○	○
06232045	キクチ健康保険組合	457-8622	愛知県春日井市高森台4-11-1	0568-92-7904	○	○	○
06232052	サトーグループ健康保険組合	440-0881	愛知県豊橋市広小路3-91(広小路(ニシアビル)7階)	0532-39-7725	○	○	○
06232060	しんくみ東海北陸健康保険組合	453-0015	愛知県名古屋市中村区律町3-21(市庁舎会館内)	052-451-0291	○	○	○
06232193	ケーアシーグループ健康保険組合	464-0025	愛知県名古屋市長区坂小丘234番地	052-783-5360	○	○	○
06232243	愛知風車健康保険組合	460-0011	愛知県名古屋市中区大須3-30-60	052-269-3203	○	○	○
06232258	サンテック健康保険組合	451-0041	愛知県名古屋市中区瑞穂1-4-1	052-564-3199	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※シブシブ 対応可能 ※
					特定健康 保険料等	特定健康 保険料等 ※	
06232300	ジェイテック健康保険組合	448-8652	愛知県刈谷市朝日町1-1	0566-22-6456	○	○	○
06240162	三重交通健康保険組合	514-0032	三重県津市中央1-1(三重会館合席)	059-225-9036	○	○	○
06240394	日本フロンティア健康保険組合	510-0011	三重県四日市市霞2-12(四日市連国際流通センター(株)内)	059-327-5380	○	○	○
06240336	JSR健康保険組合	510-8552	三重県四日市市山原町100	059-345-8004	○	○	○
06240451	シンフォニアグループ健康保険組合	516-0005	三重県伊勢市竹ヶ島町100	0596-36-4690	○	○	○
06240485	三重自動車流通健康保険組合	514-0003	三重県津市桑田長帝町字大ノ丸1190-1(三重県自動車会議所会館内)	059-234-8420	○	○	○
06240501	三重県協豊健康保険組合	514-0009	三重県津市明原町525-1	059-223-1016	○	○	○
06250654	東七健康保険組合	520-0842	滋賀県大津市園山1-1-1	077-537-0189	○	○	○
06250707	滋賀銀行健康保険組合	520-8656	滋賀県大津市浜町1-38	077-521-2278	○	○	○
06250286	日本電気電子健康保険組合	520-8639	滋賀県大津市南橋2-7-1	077-537-1908	○	○	○
06250294	滋賀県自動車健康保険組合	524-0104	滋賀県守山市木原町2298-1	077-885-4838	○	○	○
06250302	平和堂健康保険組合	522-8511	滋賀県彦根市南今町1番地	079-237-6930	○	○	○
06250310	滋賀県協豊健康保険組合	520-0807	滋賀県大津市松本1-2-20	077-523-3906	○	○	○
06250385	フジック健康保険組合	522-8388	滋賀県彦根市菅田町591-1	079-30-6955	○	○	○
06250020	ケンセック健康保険組合	623-0011	京都府綾部市青野町藤井1	0773-42-0088	○	○	○
06250038	島津製作所健康保険組合	604-8445	京都府京都市中京区西ノ京大寺町1	075-841-2264	○	○	○
06250053	ジェーエス・エヌアール健康保険組合	604-8420	京都府京都市中京区西ノ京大寺町1	075-841-2264	○	○	○
06250251	京都銀行健康保険組合	606-8652	京都府京都市下京区烏丸通松原上ノ栗御門700	075-516-3196	○	○	○
06250293	日新電機健康保険組合	615-8656	京都府京都市右京区藤井高野町47	075-864-8311	○	○	○
06250388	京自動車健康保険組合	612-8655	京都府京都市伏見区竹田町51-5(京府自動車会館内)	075-672-5381	○	○	○
06250384	オムロン健康保険組合	600-8530	京都府京都市下京区堀小通堀川東入南不動堂町801番地	075-344-7190	○	○	○
62500384	(オムロン)健康保険組合(特)	600-8530	京都府京都市下京区堀小通堀川東入南不動堂町801番地	075-344-7190	○	○	○
06250392	京都新聞健康保険組合	604-0857	京都府京都市中京区烏丸通二条上ノ栗松原200(京都新聞ビルビル4階)	075-222-2110	○	○	○
06250434	村田製作所健康保険組合	617-8555	京都府長岡京市東神足1-10-1	075-955-6782	○	○	○
06250517	村田機械健康保険組合	612-8686	京都府京都市伏見区竹田町内136	075-672-8351	○	○	○
06250541	三洋北炭工業健康保険組合	605-0995	京都府京都市東山区一橋野本町11-1	075-525-0422	○	○	○
06250566	京都府協豊健康保険組合	604-8585	京都府京都市南区東九条西山町1(京府ビル3階)	075-461-1428	○	○	○
06250590	近畿いんまん健康保険組合	604-8112	京都府京都市南区上鳥羽船場町29-2(山幸ビル6階)	075-471-5386	○	○	○
06250665	アイン川健康保険組合	600-8420	京都府京都市下京区烏丸通五条上ノ栗町581-1	075-535-6211	○	○	○
06250699	トータルビューティー健康保険組合	612-8653	京都府京都市伏見区東大寺町703(若田ビル3階)	075-623-4153	○	○	○
06250707	くろがた健康保険組合	614-8666	京都府八幡市芳山家3-21(桑ビルA棟1号室)	075-963-6823	○	○	○
06250715	ニッポン健康保険組合	601-8205	京都府京都市南区久丸船場7338	075-333-0001	○	○	○
06270011	住友電気工業健康保険組合	541-0041	大阪府大阪府中央区北區4-5-33	06-6220-4156	○	○	○
06270052	クワンシエ健康保険組合	541-0053	大阪府大阪府中央区本町2-1-6(朝陽町センタービル2階)	06-4705-9061	○	○	○
06270094	東洋アールニエム健康保険組合	581-0082	大阪府八尾市相生町4-8-1	072-903-1511	○	○	○
06270128	シキボク健康保険組合	541-0051	大阪府大阪府中央区船場町3-2-6	06-6298-5684	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※シブシブ 対応可能 ※
					特定健康 保険料等	特定健康 保険料等 ※	
06270336	ユニチカ健康保険組合	541-8566	大阪府大阪府中央区久太郎町4-1-3(大阪センタービル3階)	06-6281-5382	○	○	○
06270326	クワダ健康保険組合	556-8601	大阪府大阪府浪速区敷津東1-2-47	06-6648-3620	○	○	○
06270394	中山製鋼所健康保険組合	551-8551	大阪府大阪府大正区建町1-1-66	06-6552-6890	○	○	○
06270342	阪急阪神健康保険組合	530-8389	大阪府大阪府北區芝田1-16-1(阪急電鉄株本社事務室内)	06-6372-5143	○	○	○
63270342	(阪急阪神健康保険組合(特))	530-8389	大阪府大阪府北區芝田1-16-1(阪急電鉄株本社事務室内)	06-6372-5143	○	○	○
06270375	パナソニック健康保険組合	570-8540	大阪府守口市外島町5-55	06-6992-5570	○	○	○
63270375	(パナソニック健康保険組合(特))	570-8540	大阪府守口市外島町5-55	06-6992-5570	○	○	○
06270498	J.フロンティア健康保険組合	569-8522	大阪府高槻市山田町2-1(クワンシアビル3号館4階)	072-484-8122	○	○	○
06270490	水産総合健康保険組合	553-9005	大阪府大阪府福島区野田1-1-86(大阪府中央卸売市場本場業務管理棟4階)	06-6469-7540	○	○	○
06270585	ダイワ電子健康保険組合	541-0056	大阪府大阪府中央区久太郎町3-6-8	06-6281-2525	○	○	○
06270623	大阪港務健康保険組合	552-0023	大阪府大阪府港区港町2-14-25(大阪港務労働者福祉センター1階)	06-6395-1112	○	○	○
06270680	武田薬品健康保険組合	541-0045	大阪府大阪府中央区道修町2-3-8(武田北浜ビル7階)	06-6233-6500	○	○	○
06270771	近畿日本鉄道健康保険組合	543-8585	大阪府大阪府天王寺区上本町16-1-55	06-6772-3455	○	○	○
06270797	日本生命健康保険組合	541-8501	大阪府大阪府中央区今橋3-5-12	06-6209-4888	○	○	○
63270797	(日本生命健康保険組合(特))	541-8501	大阪府大阪府中央区今橋3-5-12	06-6209-4888	○	○	○
06270896	通産健康保険組合	541-0059	大阪府大阪府中央区博労町3-6-1(伊勢屋エスエスビル7階)	06-6121-5085	○	○	○
06270904	住友商事健康保険組合	541-0041	大阪府大阪府中央区北區4-5-33	06-6220-6172	○	○	○
63270904	(住友商事健康保険組合(特))	541-0041	大阪府大阪府中央区北區4-5-33	06-6220-6172	○	○	○
06270912	南電電気健康保険組合	556-8503	大阪府大阪府浪速区敷津東2-1-41	06-6632-8417	○	○	○
06270946	東淀川健康保険組合	533-0052	大阪府大阪府東淀川区淡路3-2-21	06-6322-0125	○	○	○
06271118	リネオ健康保険組合	540-8610	大阪府大阪府中央区船場町2-2-1	06-6298-1987	○	○	○
06271126	京阪グループ健康保険組合	540-6591	大阪府大阪府中央区大手前1-7-31(OMMビル私書箱35号)	06-6944-2540	○	○	○
06271142	カネカ健康保険組合	530-8288	大阪府大阪府北區中之島2-3-18(中之島フエツインビルタワー3階)	06-6228-5034	○	○	○
06271167	日本板硝子健康保険組合	541-8559	大阪府大阪府中央区北區4-5-33(住友ビル4階)	06-6222-7315	○	○	○
06271225	関西電力健康保険組合	530-6661	大阪府大阪府北區中之島6-2-27(中之島センタービル内)	06-6445-7867	○	○	○
06271274	クラレ健康保険組合	530-8611	大阪府大阪府北區角田町8-1	06-7635-1071	○	○	○
06271340	サンヨー通産健康保険組合	541-0043	大阪府大阪府中央区高麗橋4-5-2(高麗橋クエズビル3階)	06-6484-7121	○	○	○
06271399	大阪証券健康保険組合	530-0055	大阪府大阪府北區高麗橋5-9	06-6312-0638	○	○	○
06271415	東本織工健康保険組合	530-8550	大阪府大阪府西區北區江1-12-19	06-6536-7303	○	○	○
06271431	ダイハツ健康保険組合	583-9005	大阪府池田市松原1-2-13	072-752-3008	○	○	○
06271456	大阪ニッポン健康保険組合	541-0056	大阪府大阪府中央区久太郎町3-1-29(本町武田ビル7階)	06-6245-1080	○	○	○
06271464	大阪織物商健康保険組合	541-0048	大阪府大阪府中央区五丁目2-6-9	06-6203-1081	○	○	○
06271563	まんてん健康保険組合	531-8550	大阪府大阪府北區本生東2-3-41	06-6375-6073	○	○	○
63271563	(まんてん健康保険組合(特))	531-8550	大阪府大阪府北區本生東2-3-41	06-6375-6073	○	○	○
06271571	ヤンマー健康保険組合	530-0013	大阪府大阪府北區本生東1-32	06-6376-6279	○	○	○
06271605	サンスター健康保険組合	569-1133	大阪府高槻市川原町1-35-10	072-482-2009	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※ 初年度 加入者 数
					特定健康 保険料 徴収額	特定健康 保険料 徴収額	
06272163	電線工業健康保険組合	530-0051	大阪府大阪市北区大津守町5-13	06-7094-3413	○	○	○
06271704	大阪府商工健康保険組合	541-0048	大阪府大阪市中央区京町1-6-10	06-4708-3443	○	○	○
06271720	しんがみ屋健康保険組合	540-0026	大阪府大阪市中央区中本町2-3-9	06-6943-7836	○	○	○
06271746	ダイハツ系企業健康保険組合	531-0072	大阪府大阪市北区豊崎5-3-23(ジュリア4階)	06-6371-1453	○	○	○
06271779	シャープ健康保険組合	581-8585	大阪府八尾市北島町3-1-72	059-5530-3925	○	○	○
63271779	(シャープ)健康保険組合(特)	581-8585	大阪府八尾市北島町3-1-72	059-5530-3925	○	○	○
06271795	日東電工業健康保険組合	567-8680	大阪府茨木市下穂積1-1-2	072-621-0251	○	○	○
06271811	大阪府信用金庫健康保険組合	540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋1-31	06-6942-7070	○	○	○
06271837	大阪東洋健康保険組合	540-0037	大阪府大阪市中央区内平町3-2-5	06-6941-5001	○	○	○
06280475	(大阪東洋健康保険組合)京都支部	604-8811	京都府京都市中京区生賀橋御所町3-1(京都幸ビル6階)	075-801-2905	○	○	○
06281166	(大阪東洋健康保険組合)神戸支部	651-0084	兵庫県神戸市中央区磯辺通3-1-7	078-221-6100	○	○	○
06271852	螺絲健康保険組合	540-8803	大阪府大阪市中央区淡路町4-2-13	06-6228-5122	○	○	○
06271902	大阪自販車庫健康保険組合	543-0042	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1-2-18(FK東谷ビル3階)	06-6777-9872	○	○	○
06271936	カネパピア健康保険組合	559-0034	大阪府大阪市西区朝本町2-3-2(かに本町MIDビル4階)	06-6589-7065	○	○	○
06272017	朝日本洋行健康保険組合	550-0004	大阪府大阪市西区南堀江1-7-89(オアシスビル3階)	06-6941-6635	○	○	○
06272041	大阪自動車商店健康保険組合	553-0002	大阪府大阪市福島区高島町11-19(大阪高島セントラルビル)	06-6458-5115	○	○	○
06272066	大和ハウス工業健康保険組合	530-0001	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	06-6342-1440	○	○	○
63272066	(大和ハウス工業健康保険組合(特))	530-0001	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	06-6342-1440	○	○	○
06272090	ダイナミクス健康保険組合	556-0011	大阪府大阪市東淀川区難波中2-10-70(バークスタワー9階)	06-4396-8041	○	○	○
06272116	合同製菓健康保険組合	555-0042	大阪府大阪市西区西成1-1-2	06-6773-6632	○	○	○
06272124	長瀬産業健康保険組合	550-8668	大阪府大阪市西区新町1-1-17	06-6535-2626	○	○	○
06272140	サノリス健康保険組合	559-0011	大阪府大阪市住之江区北加賀島5-2-7	06-6655-0551	○	○	○
06272157	関西電機工業健康保険組合	542-0061	大阪府大阪市中央区安堂寺町2-4-14	06-6765-9212	○	○	○
06272165	大阪金属同業健康保険組合	542-0081	大阪府大阪市中央区南船場1-12-27	06-6271-0651	○	○	○
06272173	神鋼商事健康保険組合	541-0011	大阪府大阪市中央区北浜2-6-18	06-6206-7244	○	○	○
06272199	大阪個人子供医療健康保険組合	541-0056	大阪府大阪市中央区久太郎町2-3-15	06-6262-1657	○	○	○
06272223	永大産業健康保険組合	559-0025	大阪府大阪市住之江区平野町2-10-60	06-6681-2947	○	○	○
06272264	大阪線材健康保険組合	577-0056	大阪府東大阪市長岑2-3-21(新野前ビル6階)	06-6788-6061	○	○	○
06272272	大阪府電設工業健康保険組合	564-0063	大阪府吹田市丘町1-12-38(丘ビル7階)	06-6385-2951	○	○	○
06272371	大阪府石油健康保険組合	541-0053	大阪府大阪市中央区本町2-1-6(朝陽町センタービル6階)	06-6125-1200	○	○	○
06272389	西日本フーズ工業健康保険組合	542-0081	大阪府大阪市中央区東船場2-1-10(CARF東船場第1ビル6階)	06-6263-6005	○	○	○
06272397	パルカ健康保険組合	581-0085	大阪府八尾市安中町16-3-30	072-923-0627	○	○	○
06272421	大阪府木材健康保険組合	550-0014	大阪府大阪市西区北堀江2-2-25(久取ビル9階)	06-6541-1481	○	○	○
06272439	大阪府貨物運送健康保険組合	536-8567	大阪府大阪市東淀川区鳴鶴町2-11-2	06-6965-2345	○	○	○
06272447	タツタ電線健康保険組合	578-0941	大阪府東大阪市岸町2-3-1	06-6721-3331	○	○	○
06272454	大阪東洋健康保険組合	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町9-1-18(アークス谷町ビル9階)	06-6763-1571	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※ 初年度 加入者 数
					特定健康 保険料 徴収額	特定健康 保険料 徴収額	
06272496	大同生命健康保険組合	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-2-1	06-6447-6241	○	○	○
06272512	レンジャー健康保険組合	530-0005	大阪府大阪市北区中之島2-2-7(中之島ビル7階)	06-6206-1414	○	○	○
06272520	大阪府商工健康保険組合	550-0013	大阪府大阪市西区南町1-5-7	06-6322-4373	○	○	○
06272538	大阪府管工事業健康保険組合	530-0044	大阪府大阪市北区東瓦町1-9-10(大阪染料ビル3階)	06-6358-7091	○	○	○
06272546	朝井ホール健康保険組合	555-0041	大阪府大阪市西淀川区中島2-5-1	06-4808-8270	○	○	○
06272587	大丘健康保険組合	530-8263	大阪府大阪市北区中之島2-2-7	06-7174-8410	○	○	○
06272595	大阪装束健康保険組合	541-0058	大阪府大阪市中央区南久宝寺町2-2-9(教場ビル7階)	06-6261-6474	○	○	○
06272603	ロイヤルホテル健康保険組合	530-0005	大阪府大阪市北区中之島5-3-68	06-6441-0231	○	○	○
06272686	大阪府警察健康保険組合	540-0019	大阪府大阪市中央区南長町2-1-11	06-6942-3025	○	○	○
06272728	サカタインダストリー健康保険組合	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町4-2-13(アール・エス・ネットホールビル)	06-6447-5878	○	○	○
06272777	大阪自動車整備健康保険組合	542-0066	大阪府大阪市中央区瓦町2-3-1	06-6762-6371	○	○	○
06272827	OTG健康保険組合	530-0001	大阪府大阪市北区梅田2-5-5(梅田ビル内)	06-6345-2556	○	○	○
06272843	日本ハム健康保険組合	530-0001	大阪府大阪市北区梅田2-4-9(アークビル)	06-7325-3300	○	○	○
06272868	タフ健康保険組合	555-0012	大阪府大阪市北区中之島3-2-4(中之島フエンスビル)	06-6476-2513	○	○	○
06272918	DAIKEN健康保険組合	530-8270	大阪府大阪市中央区南船場3-2-11	06-6202-7133	○	○	○
06272942	大丸建設健康保険組合	541-0056	大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-28	06-6121-7472	○	○	○
06272983	山洋健康保険組合	550-0005	大阪府大阪市西本町3-1-443(西本町ビル)	06-6531-9870	○	○	○
06273015	大阪府電気工事健康保険組合	530-0001	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-500(大阪駅前ビル5階)	06-6486-9033	○	○	○
06273023	徳島泉州府健康保険組合	531-0072	大阪府大阪市北区豊崎3-4-14	06-6375-3703	○	○	○
06273114	近畿電子産業健康保険組合	542-0081	大阪府大阪市中央区南船場1-16-13(朝陽ビル11階)	06-4708-7451	○	○	○
06273148	近畿化学工業健康保険組合	540-0026	大阪府大阪市中央区南船場2-1-13(PHOENIX本町ビル)	06-6945-5338	○	○	○
06273189	住商連合健康保険組合	541-0041	大阪府大阪市中央区北浜4-7-28(住友ビル2階6階)	06-6222-6166	○	○	○
06273197	タスキ健康保険組合	564-0051	大阪府吹田市豊津町9-1	06-6821-5095	○	○	○
06273239	大阪産業機械工業健康保険組合	530-0012	大阪府大阪市北区芝田2-8-10(光栄ビル4階)	06-6372-5301	○	○	○
06273247	大宮工作機健康保険組合	543-0001	大阪府大阪市天王寺区上本町7-1-24(松下ビル8階)	06-6779-0961	○	○	○
06273262	グリコ健康保険組合	555-8502	大阪府大阪市西淀川区歌島4-6-5	06-6472-3533	○	○	○
06273270	大阪府農協健康保険組合	541-0043	大阪府大阪市中央区高麗橋3-3-7(UA大阪センタービル11階)	06-6294-9370	○	○	○
06273296	大阪機械工具健康保険組合	550-0013	大阪府大阪市西淀川区新3-7-15(新市ビル2階)	06-6335-0215	○	○	○
06273320	タカスタンダード健康保険組合	536-8526	大阪府大阪市東淀川区鳴鶴町1-2-1	06-6965-0961	○	○	○
06273338	万代健康保険組合	577-0802	大阪府大阪市小阪町2-12-2(フニマビル小阪)	06-6720-3306	○	○	○
06273353	デノン健康保険組合	536-0017	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3	06-4635-4214	○	○	○
06273411	ライオン・ローション健康保険組合	532-0004	大阪府大阪市淀川区西宮南2-2-22	06-6150-6220	○	○	○
06273494	小野薬品健康保険組合	541-8526	大阪府大阪市中央区南船場2-1-5	06-6222-5865	○	○	○
06273502	大倉健康保険組合	530-0011	大阪府大阪市北区天神橋2丁目北1-21	06-6766-4981	○	○	○
06273544	中山興業健康保険組合	555-0012	大阪府大阪市西淀川区西島1-2-133	06-6471-5888	○	○	○
06273643	徳洲会健康保険組合	530-0001	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900(大阪駅前第1ビル9階)	06-6345-6050	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託組織		備考 ※1 ※2 ※3 ※4 ※5
				特定健康 保険組合	特定健康 保険組合	
06273668	生友会健康保険組合	594-0071	大阪府和泉市府中町2-1-2	○	○	○
06273700	高島屋健康保険組合	596-0005	大阪府大阪市浪速区日本橋3-5-25(高島屋東店前)	○	○	○
06273726	キーンズグループ健康保険組合	533-8555	大阪府大阪市東淀川区東中島1-3-14	○	○	○
06273734	ワンフーズ健康保険組合	542-0076	大阪府大阪市中央区難波5-1-60(なんばスカイ23階)	○	○	○
06273817	ベガサ会健康保険組合	592-8341	大阪府堺市西区浜寺船尾町4丁244番地	○	○	○
06273825	住友化学健康保険組合	541-8550	大阪府大阪市中央区北条4-5-33	○	○	○
06273858	U-NEXT HOLDINGS健康保険組合	542-0072	大阪府大阪市中央区高津3-15-2	○	○	○
06273874	きつこう会健康保険組合	552-0011	大阪府大阪市港区南堀間1-6-18(メッセアジナ205号)	○	○	○
06273882	東和薬業健康保険組合	532-0003	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6(アクロス新大阪10階)	○	○	○
06273908	ライフ健康保険組合	530-0017	大阪府大阪市北区有田町8-1(梅田阪急ビル9F)	○	○	○
06273916	阪電機業健康保険組合	532-0003	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-6(アクロス新大阪10階)	○	○	○
06273924	サカイ引越センター健康保険組合	590-0823	大阪府堺市堺区津住北町54	○	○	○
06273932	日本経営者エグゼクティブ健康保険組合	561-0872	大阪府堺市堺区中町2-4-1	○	○	○
06273981	ローソグループ健康保険組合	544-8666	大阪府大阪市先野区東西1-8-1	○	○	○
06273999	棟根開発健康保険組合	541-0017	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	○	○	○
06274005	アジールグループ健康保険組合	530-0054	大阪府大阪市北区高津町2-1-28(三井友和銀行高津町ビル5階)	○	○	○
06280051	住友ゴム工業健康保険組合	651-0072	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3(神戸ウイングスタワー)	○	○	○
06280119	川崎重工業健康保険組合	650-8680	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3(神戸ウイングスタワー)	○	○	○
06280127	神戸製鋼所健康保険組合	657-0845	兵庫県神戸市灘区岩屋町15-2-20	○	○	○
06280150	神栄健康保険組合	650-0034	兵庫県神戸市中央区京町77-1	○	○	○
06280176	兵庫県機業健康保険組合	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町4-6-4	○	○	○
06280226	阪神内務機工業健康保険組合	673-0037	兵庫県明石市青島5-8-70	○	○	○
06280234	新和工業健康保険組合	665-8550	兵庫県五ヶ丘市新和町1-1	○	○	○
06280209	小泉製機健康保険組合	657-0864	兵庫県神戸市灘区新在家南町1-2-1	○	○	○
06280374	みづほ健康保険組合	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-3(神戸ハーバーランドセンタービル2階)	○	○	○
06280382	山陽電気健康保険組合	653-0843	兵庫県神戸市長田区御高町3-1-1	○	○	○
06280416	東洋機軸会健康保険組合	674-0091	兵庫県神戸市兵庫区新開1-2-1	○	○	○
06280481	神戸電機健康保険組合	652-0811	兵庫県神戸市長田区御高町3-1-1	○	○	○
06280499	神戸新聞健康保険組合	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7(神戸情報文化ビル9階)	○	○	○
06280523	住友精化健康保険組合	675-0145	兵庫県加古郡藤野町菅野346-1	○	○	○
06280531	多木健康保険組合	675-0131	兵庫県加古川市別府町菅野22050番地	○	○	○
06280754	サニエビ健康保険組合	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通3-1-1(KCCビル8階)	○	○	○
06280770	大和製機健康保険組合	673-8686	兵庫県明石市茶園町15-22	○	○	○
06280838	日本山手精工健康保険組合	660-0857	兵庫県尼崎市西向島町15-1	○	○	○
06280879	アパテックグループ健康保険組合	651-2271	兵庫県神戸市西区高家町3-3-3	○	○	○
06280887	山陽特産物健康保険組合	672-8051	兵庫県姫路市筋原区清水3-40-102	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	委託組織		備考 ※1 ※2 ※3 ※4 ※5
				特定健康 保険組合	特定健康 保険組合	
06280960	三ツ星くま健康保険組合	653-0024	兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21	○	○	○
06280978	シマダ工業健康保険組合	674-0082	兵庫県明石市魚住町中尾1058	○	○	○
06280986	虹健康保険組合	671-1122	兵庫県姫路市大津区徳島町4-1	○	○	○
06281000	バンドー化学健康保険組合	650-0017	兵庫県神戸市中央区港島南町4-6-6	○	○	○
06281034	日工健康保険組合	674-0064	兵庫県明石市大久保町江井島1013-1	○	○	○
06281075	ナフコ健康保険組合	650-0035	兵庫県神戸市中央区浪花町115番地	○	○	○
06281083	宝塚製機健康保険組合	665-8555	兵庫県宝塚市森野1-1-57(宝塚製機内務部)	○	○	○
06281091	兵庫コナミ自動車健康保険組合	651-0081	兵庫県神戸市中央区磯辺通4-2-12	○	○	○
06281117	神戸貿易健康保険組合	651-0083	兵庫県神戸市中央区磯辺通5-1-14(神戸工貿易センタービル14階)	○	○	○
06281273	兵庫県自動車販売店健康保険組合	658-0024	兵庫県神戸市東灘区魚崎町333	○	○	○
06281281	吉野電気健康保険組合	662-8580	兵庫県高宮市芦原町9-52	○	○	○
06281315	兵庫県建築健康保険組合	651-2277	兵庫県神戸市西区宝塚多台南1-1-2(兵庫県建設会館3階)	○	○	○
06281356	ネスレ健康保険組合	651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通7-1-15(三宮ビル南館11階)	○	○	○
06281372	神戸機軸会健康保険組合	650-0014	兵庫県神戸市中央区川崎町1-2-3(神戸ハーバーランドセンタービル13階)	○	○	○
06281380	尼崎機軸会健康保険組合	660-0881	兵庫県尼崎市中区通2-6-68	○	○	○
06281398	東り健康保険組合	664-8670	兵庫県伊丹市箕原町5-125	○	○	○
06281430	ワールド健康保険組合	650-0046	兵庫県神戸市中央区港島中町16-8-1	○	○	○
06281448	ナノ健康保険組合	674-0093	兵庫県明石市二見町南一見5	○	○	○
06281463	大塚堂健康保険組合	675-0101	兵庫県加古川市平岡町新在1192-8	○	○	○
06281489	ユニオン健康保険組合	650-0026	兵庫県神戸市中央区古渡通1-1-11	○	○	○
06281534	タケノ健康保険組合	660-0806	兵庫県尼崎市金葉寺町2-2-33(タケノビル)	○	○	○
06281562	本州田園建設健康保険組合	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野崎通4-1-22(アークスエース三宮ビル12階)	○	○	○
06281604	TOYO TIRE健康保険組合	664-0847	兵庫県伊丹市藤ノ木2-2-13	○	○	○
06281612	尼崎中央病院健康保険組合	661-0076	兵庫県尼崎市鶴江1-12-1	○	○	○
06280134	DMG森精機健康保険組合	630-8122	奈良県奈良市三本木町2-1	○	○	○
06300164	朝銀銀行健康保険組合	610-8033	和歌山県和歌山市本町1-35	○	○	○
06300220	SK健康保険組合	640-8401	和歌山県和歌山市海1850番地	○	○	○
06300255	和歌山県自動車販売店健康保険組合	640-8319	和歌山県和歌山市幸2-1-2(国民交流プラザ和歌山ビル2階)	○	○	○
06310122	鳥取県銀行健康保険組合	680-8656	鳥取県鳥取市水菜園町171	○	○	○
06320089	山陰合同銀行健康保険組合	690-0062	鳥取県松江市藤町10	○	○	○
06320139	山陰自動車健康保険組合	690-0024	鳥取県松江市馬場町67-5	○	○	○
06310130	山陰自動車健康保険組合(高島支部)	680-0006	鳥取県鳥取市丸山町233	○	○	○
06330120	品川フタバ健康保険組合	705-0022	岡山県備前市東片上48	○	○	○
06330229	中国銀行健康保険組合	700-0823	岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	○	○	○
06330393	ベネットグループ健康保険組合	700-0807	岡山県岡山市北区南片3-7-17	○	○	○
06330419	トヨタ銀行健康保険組合	700-0811	岡山県岡山市北区番町2-2-15	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※ 対応可能 対応不可
					特定健康 保険料 徴収先	特定健康 保険料 徴収先	
06330061	ニッパ健康保険組合	734-0064	広島県広島市南区八幡町1-1	079-2535-5170	○	○	○
06330079	広島ガス電線健康保険組合	730-0053	広島県広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3535	○	○	○
06330180	(広島ガス電線健康保険組合が支 店)	734-8555	広島県広島市南区皆実町2-7-1	082-252-3006	○	○	○
06330186	中国電力健康保険組合	730-0011	広島県広島市中区小島町4-33(中電ビル2号館3階)	082-244-2844	○	○	○
06330228	中国新聞健康保険組合	730-0854	広島県広島市中区上郷町7-1(中国新聞ビル2階)	082-236-2170	○	○	○
06330293	中電工健康保険組合	730-0855	広島県広島市中区小島町6-12	082-291-7433	○	○	○
06330400	福山通運健康保険組合	730-0061	広島県福山市丸之内2-8-20-302	084-924-2012	○	○	○
06330426	西川ゴム工業健康保険組合	733-8510	広島県広島市南区三郷町2-2-8	082-230-6629	○	○	○
06330434	広島東区健康保険組合	732-0802	広島県広島市南区大洲5-3-33	082-284-2232	○	○	○
06330442	ソルコム健康保険組合	730-0054	広島県広島市中区南千田町2-32	082-304-3338	○	○	○
06330541	中川さんめん健康保険組合	730-0011	広島県広島市中区小町1番25号	082-249-8121	○	○	○
06330616	L&G中国健康保険組合	730-0044	広島県広島市中区北町9-11(信研組合会館内)	082-244-2341	○	○	○
06330640	青山商工健康保険組合	721-0965	広島県福山市王子町2-14-38(青山王子ビル)	084-920-0046	○	○	○
06330886	UBE健康保険組合	755-0013	山口県宇部市相見町8-1(宇部興業ビル8階)	0838-31-3800	○	○	○
06330102	トヨタ健康保険組合	745-8648	山口県周南市御形町1-1	0834-22-1827	○	○	○
06330169	東一健康保険組合	746-0015	山口県周南市清水1-10-28	0834-63-9813	○	○	○
06330219	英洋健康健康保険組合	744-8611	山口県下関市津和野1-1302-1	0833-44-5712	○	○	○
06330375	山口アソシエイトグループ健康保 険組合	750-8603	山口県下関市竹崎町4-2-36	082-236-0159	○	○	○
06330433	山口県自動車販売健康保険組合	753-0821	山口県山口県山口市英一丁目番38号	083-923-1009	○	○	○
06330466	西京銀行健康保険組合	745-0015	山口県周南市平和通1-10-2	0834-22-7656	○	○	○
06300119	大塚製薬健康保険組合	771-0284	徳島県阿波郡北島町高野字内1-1	088-476-2765	○	○	○
06330126	四国電力健康保険組合	760-0033	香川県高松市丸の内2-5	087-821-5061	○	○	○
06330167	神高化学健康保険組合	769-1103	香川県三豊市詫間町香田800番地	0875-83-3155	○	○	○
06330217	大倉工業健康保険組合	763-8508	香川県丸亀市中津町1515	0877-56-1224	○	○	○
06330233	四電工健康保険組合	761-8565	香川県高松市花ノ宮町2-3-9	087-840-0218	○	○	○
06330241	タカノ健康保険組合	761-0185	香川県高松市新田町34	087-839-5757	○	○	○
06330258	香川銀行健康保険組合	760-0050	香川県高松市亀井町6-1	087-861-3121	○	○	○
06330266	四国地区信託健康保険組合	760-0027	香川県高松市朝陽町2-6	087-821-1717	○	○	○
06330141	いんざんグループ健康保険組合	790-0003	愛媛県松山市三番町4-12-1	089-941-2563	○	○	○
06330166	住友共同電力健康保険組合	792-0002	愛媛県新居浜市磯崎町16番5号	0897-37-2144	○	○	○
06330216	愛媛銀行健康保険組合	790-0874	愛媛県松山市持持町27-1(愛媛銀行新形所4階)	089-845-5331	○	○	○
06330224	井筒健康健康保険組合	799-2692	愛媛県松山市馬木町700	089-379-6047	○	○	○
06330232	大王製薬健康保険組合	799-0403	愛媛県国府中央町三島朝日2-12-45	0896-24-5055	○	○	○
06330265	来島トック健康保険組合	799-2203	愛媛県今治市大西町新町945番地	0898-36-5590	○	○	○
06330281	三瀬グループ健康保険組合	799-2051	愛媛県松山市穂江町7番地	089-379-7075	○	○	○
06330666	四国銀行健康保険組合	780-0833	高知県高知市南はりまや町1-1-1	088-871-2012	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託範囲		備考 ※ 対応可能 対応不可
					特定健康 保険料 徴収先	特定健康 保険料 徴収先	
06330090	高知銀行健康保険組合	780-0834	高知県高知市御町2-24	088-871-1074	○	○	○
06330132	近藤会健康保険組合	780-0036	高知県高知市北本町1-1-28	088-822-5266	○	○	○
06400055	麻生健康保険組合	820-0004	福岡県藤原市新石12-37(のびみプロジェクトホテル6階)	0948-22-3390	○	○	○
06400113	TOTO健康保険組合	802-8601	福岡県北九州市小倉北区中島2-1-1	093-351-2182	○	○	○
06400188	ムーンスター健康保険組合	830-8622	福岡県久留米市自由町60	0942-30-1157	○	○	○
06400279	明和工機健康保険組合	811-2101	福岡県糟屋郡宇美町大字美字久谷3351-8	092-433-6345	○	○	○
06400329	西日本新聞健康保険組合	810-0001	福岡県福岡市中央区天神1-4-1	092-711-5160	○	○	○
06400378	福岡銀行健康保険組合	810-0082	福岡県福岡市中央区荒子2-1-9	092-716-0311	○	○	○
06400477	九州電力健康保険組合	810-0001	福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82(電気ビル第二別館6階)	092-726-1065	○	○	○
06400501	西日本アパレル健康保険組合	810-0053	福岡県福岡市中央区島崎2-1-11	092-755-7833	○	○	○
06400530	熊鷹健康健康保険組合	806-0002	福岡県北九州市八幡西区東店門1-1	093-822-7226	○	○	○
06400634	福岡県漁協健康保険組合	810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-10-12	092-711-3786	○	○	○
06400683	クアアア健康保険組合	815-0081	福岡県福岡市南区那の川11-24-1	092-823-3811	○	○	○
06400766	岡野ハルビ健康保険組合	824-0038	福岡県行橋市西原4-4-1	070-7389-4100	○	○	○
06401038	高田工業所健康保険組合	806-8567	福岡県北九州市八幡西区築港町1-1	093-632-2682	○	○	○
06401046	日本タタ鋼管健康保険組合	812-8538	福岡県福岡市博多区美野島1-2-8(NTビル)	092-451-0322	○	○	○
06401137	三井ハイテック健康保険組合	807-8588	福岡県北九州市八幡西区小畑2-10-1(株三井ハイテック7F)	093-841-1230	○	○	○
06401160	ふくおかCT健康保険組合	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-23-18-6階	092-412-6331	○	○	○
06401186	山九健康保険組合	804-0002	福岡県北九州市戸畑区大字中原の浜46-51	093-884-9882	○	○	○
06401194	雪の聖母会健康保険組合	810-0001	福岡県福岡市中央区天神1-1-28(天神ビル2階)	092-724-0908	○	○	○
06401202	共栄会健康保険組合	804-0092	福岡県北九州市戸畑区小芝2-2-6-201	093-871-6151	○	○	○
06401228	旭文会健康保険組合	811-0213	福岡県福岡市旭区和白丘2-11-17-2階	092-887-5377	○	○	○
06401236	西部電気健康保険組合	812-8565	福岡県福岡市博多区博多駅前3-7-1	092-260-3530	○	○	○
06410104	佐賀銀行健康保険組合	840-0813	佐賀県佐賀市唐人2-7-20	0952-25-1629	○	○	○
06410120	巨磨の会健康保険組合	843-0024	佐賀県武雄市武雄町大字富岡12628	0954-38-2888	○	○	○
06420194	十八親和銀行健康保険組合	850-0841	長崎県長崎市御厨町1-11	095-828-8175	○	○	○
06430128	熊本県自動車販売健康保険組合	860-0025	熊本県熊本中央区稲島町1-13-5	096-328-8624	○	○	○
06430185	熊本県健康保険組合	862-0001	熊本県熊本中央区東町4-14-8(熊本県自動車会館内)	096-369-4311	○	○	○
06430235	平岡工機健康保険組合	861-0138	熊本県熊本北区熊本町木1111	096-272-3676	○	○	○
06430119	大分銀行健康保険組合	870-0035	大分県大分市中央町2-9-22	097-536-7029	○	○	○
06430176	朝日グループ健康保険組合	870-0834	大分県大分市古国府1003番地の2	097-546-6622	○	○	○
06430019	旭化成健康保険組合	882-0847	宮崎県延岡市旭町2-1-3	0982-22-2900	○	○	○
06430084	宮崎銀行健康保険組合	880-0021	宮崎県宮崎市清水2-8-14	0985-32-8271	○	○	○
06430142	セコム健康保険組合	882-0071	宮崎県延岡市天下町1176-13	0982-41-0330	○	○	○
06430067	鹿児島銀行健康保険組合	892-0822	鹿児島県鹿児島市保町3-3	099-239-9773	○	○	○
06430017	琉球銀行健康保険組合	900-0025	沖縄県那覇市豊川1-1-9	098-854-7111	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 別記事項
					特定職 種別等	健康増進 計画等	
06470025	沖縄銀行健康保険組合	900-0016	沖縄県那覇市前高2-21-1	098-869-1223	○	○	○
06470033	沖縄県浦添健康保険組合	901-3602	沖縄県浦添市牧建5-2-1	098-877-7885	○	○	○
06470086	沖縄海運銀行健康保険組合	900-8886	沖縄県那覇市久茂町2-9-12	098-887-2269	○	○	○
06830016	三菱健康健康保険組合	140-0011	東京都品川区東大井5-23-37	03-3438-6398	○	○	○
06830057	トランス中山建設保険組合	105-0004	東京都港区新橋4-28-1	03-3433-9905	○	○	○
06830156	エンターテインメント健康保険組合	103-0014	東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋船場三井ビルディング1 6階	03-5843-6213	○	○	○
06830230	JERA健康保険組合	103-0125	東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋船場三井ビルディング1 6階	03-6363-5430	○	○	○
06830248	日立建設健康保険組合	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-14(ユニ-IRビル5階)	03-5990-2185	○	○	○
63630248	(日立建設健康保険組合(特) 合)	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-14(ユニ-IRビル5階)	03-5990-2185	○	○	○
06830289	ユニオンエデュアリアル健康保険組 合	108-0075	東京都港区港南1-2-70(品川シーサイドプラザ22F)	03-358-9335	○	○	○
06830305	国立健康保険管理師労務健康保 険組合	162-8655	東京都新宿区戸山1-21-1	03-5273-5348	○	○	○
06830347	カレピー健康保険組合	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-5	03-5990-2926	○	○	○
31130842	厚生労働省共済組合	100-8916	東京都千代田区豊洲2-2 中央合同庁舎第3号館	03-3365-3075	○	○	○
31130859	厚生労働省共済組合 国公立労働者共済組合(特) 研究支分部	100-0011	東京都千代田区豊洲2-2 日比谷国際ビル6階	03-3595-2984	○	○	○
31110336	国立健康保険管理師労務健康保 険組合	351-0197	埼玉県和光市南2-3-6	048-658-6111	○	○	○
31140486	国立労働者共済組合	210-5501	神奈川県川崎市川崎区藤野2-25-26	044-270-6000	○	○	○
31110224	厚生労働省共済組合 北関東厚生支分部	359-8555	埼玉県所沢市並木4-1	041-2965-3100	○	○	○
31010788	厚生労働省共済組合 北関東厚生支分部	600-8808	北海道札幌市北区北条町2-1-1	011-709-2311	○	○	○
31040113	厚生労働省共済組合 東北厚生支分部	980-8426	宮城県仙台市青葉区花畑1-20	022-726-9260	○	○	○
31110349	厚生労働省共済組合 関東信越厚生支分部	330-9713	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館	048-740-0711	○	○	○
31230220	厚生労働省共済組合 東北信越厚生支分部	461-0011	愛知県名古屋市中区白鳥1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-8881	○	○	○
31270200	厚生労働省共済組合 近畿厚生支分部	541-8556	大阪府大阪市中央区大船場1-76 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-2241	○	○	○
31340193	厚生労働省共済組合 中国四国厚生支分部	730-0012	広島県広島市中区上八丁町30-30 広島合同庁舎第2号館	082-223-8181	○	○	○
31370349	厚生労働省共済組合 中国四国厚生支分部	760-0019	香川県高松市高松区中町1-15-33 高松合同庁舎第2号館	087-851-9565	○	○	○
31400328	厚生労働省共済組合 九州厚生支分部	812-0013	福岡県福岡市博多区多摩2-10-7 福岡第二合同庁舎10階	092-707-1115	○	○	○
31011117	厚生労働省共済組合 北海道厚生支分部	060-8566	北海道札幌市北区北条町2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2311	○	○	○
31030217	厚生労働省共済組合 青森厚生支分部	030-8558	青森県青森市南町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4111	○	○	○
31030141	厚生労働省共済組合 岩手厚生支分部	020-8522	岩手県盛岡市盛岡区西町9-15 盛岡第二合同庁舎	019-804-3001	○	○	○
31040348	厚生労働省共済組合 宮城厚生支分部	983-8585	宮城県仙台市宮城野区新地町1 仙台第一合同庁舎	022-259-8833	○	○	○
31050115	厚生労働省共済組合 秋田厚生支分部	010-9951	秋田県秋田市山北1-1-3 秋田合同庁舎	018-882-6681	○	○	○
31060122	厚生労働省共済組合 山形厚生支分部	990-8567	山形県山形市山形区山形2-1 山形合同庁舎	023-624-8221	○	○	○
31070139	厚生労働省共済組合 福島厚生支分部	960-8513	福島県福島市南町1-15 福島第一合同庁舎	024-536-4001	○	○	○
31080161	厚生労働省共済組合 茨城厚生支分部	310-8511	茨城県水戸市南町1-8-31 茨城合同庁舎	029-224-6211	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 別記事項
					特定職 種別等	健康増進 計画等	
31090178	厚生労働省共済組合 栃木労働局支分部	320-0845	栃木県宇都宮市明保町1-4 宇都宮北合同庁舎	028-634-9111	○	○	○
31100183	厚生労働省共済組合 群馬労働局支分部	371-8507	群馬県桐生市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階	027-896-4732	○	○	○
31110174	厚生労働省共済組合 埼玉労働局支分部	330-8016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 サントピアスタジアム10階	048-800-6200	○	○	○
31120249	厚生労働省共済組合 千葉労働局支分部	260-8612	千葉県千葉市中央区中央1-11-1 千葉北合同庁舎	043-221-4311	○	○	○
31131311	厚生労働省共済組合 東京労働局支分部	102-8306	東京都千代田区九段南2-1 丸の内合同庁舎14階	03-3512-1600	○	○	○
31140346	厚生労働省共済組合 神奈川労働局支分部	231-8434	神奈川県横浜市神奈川区仲通5-57 横浜北合同庁舎	045-211-7550	○	○	○
31150287	厚生労働省共済組合 新潟労働局支分部	950-8635	新潟県新潟市中央区東長町1-2-1 新潟中央合同庁舎2号館	025-288-3600	○	○	○
31160104	厚生労働省共済組合 富山労働局支分部	930-8509	富山県富山市神通本町1-5-5 富山労働組合庁舎	076-632-2727	○	○	○
31170194	厚生労働省共済組合 石川労働局支分部	920-0024	石川県金沢市西念4-1 金沢東合同庁舎6階	076-265-4120	○	○	○
31180110	厚生労働省共済組合 福井労働局支分部	910-8559	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2655	○	○	○
31190001	厚生労働省共済組合 山梨労働局支分部	400-8577	山梨県甲府市丸の内1-1-11	055-225-2650	○	○	○
31200181	厚生労働省共済組合 長野労働局支分部	380-8572	長野県長野市中央通り1-22-1	026-223-0550	○	○	○
31210131	厚生労働省共済組合 岐阜労働局支分部	500-8723	岐阜県岐阜市金町町13 岐阜合同庁舎	058-245-8101	○	○	○
31220304	厚生労働省共済組合 静岡労働局支分部	420-8639	静岡県静岡市葵区追分町9-30 静岡地方合同庁舎	054-254-6311	○	○	○
31230394	厚生労働省共済組合 愛知労働局支分部	460-8507	愛知県名古屋市中区3-2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251	○	○	○
31240179	厚生労働省共済組合 三重労働局支分部	514-8524	三重県津市高崎町327-2 津北合同庁舎	059-229-2105	○	○	○
31250137	厚生労働省共済組合 滋賀労働局支分部	520-0806	滋賀県大津市津田町14-15 滋賀労働組合庁舎	077-622-6647	○	○	○
31260230	厚生労働省共済組合 京都労働局支分部	604-0846	京都府京都市中京区西陣町通御池上ノ条町(61) 大阪府大阪市中京区東陣町通御池上ノ条町(67) 大阪合同庁舎第2号館	075-211-3211	○	○	○
31270366	厚生労働省共済組合 兵衛労働局支分部	540-8527	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3 神戸スチールタワー14階	06-6949-6882	○	○	○
31280308	厚生労働省共済組合 兵衛労働局支分部	650-0034	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3 神戸スチールタワー14階	078-367-9000	○	○	○
31290158	厚生労働省共済組合 奈良労働局支分部	630-8570	奈良県奈良市法蓮寺町87 奈良第二合同庁舎	0742-32-0201	○	○	○
31300106	厚生労働省共済組合 和歌山労働局支分部	640-8581	和歌山県和歌山市山田町2-3-3 和歌山労働組合庁舎	073-488-1100	○	○	○
31310154	厚生労働省共済組合 鳥取労働局支分部	680-8522	鳥取県鳥取市富家2-89-9	0857-29-1700	○	○	○
31320146	厚生労働省共済組合 島根労働局支分部	690-0841	島根県江津市東町13-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7001	○	○	○
31330178	厚生労働省共済組合 山口労働局支分部	700-8611	山口県山口市北下町1-1-1 山口北合同庁舎	086-225-2011	○	○	○
31340359	厚生労働省共済組合 広島労働局支分部	730-8538	広島県広島市中区上八丁町30-30 広島合同庁舎第2号館	082-221-9241	○	○	○
31350242	厚生労働省共済組合 山口労働局支分部	753-8510	山口県山口市中原町1-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0360	○	○	○
31360126	厚生労働省共済組合 徳島労働局支分部	770-0831	徳島県徳島市徳島町南6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9141	○	○	○
31370265	厚生労働省共済組合 香川労働局支分部	760-0019	香川県高松市本町1-3-33 高松サンプラザ合同庁舎北館階	087-811-8915	○	○	○
31380157	厚生労働省共済組合 愛媛労働局支分部	790-8538	愛媛県松山市若菜町1-3 松山若菜合同庁舎6階	089-355-5300	○	○	○
31390123	厚生労働省共済組合 高知労働局支分部	781-9548	高知県高知市南金田1-39	088-885-6021	○	○	○
31400634	厚生労働省共済組合 福岡労働局支分部	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-1 福岡合同庁舎第5号館	092-411-4861	○	○	○
31410152	厚生労働省共済組合 佐賀労働局支分部	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央2-3-20 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7155	○	○	○
31420243	厚生労働省共済組合 長崎労働局支分部	850-0033	長崎県長崎市本町1-1 TB&長崎ビル	095-801-0020	○	○	○
31430226	厚生労働省共済組合 熊本労働局支分部	860-8514	熊本県熊本市区東12-10-1 熊本地方合同庁舎南館階	096-211-1701	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	特定課 課長	委託組織		備考 ※ 別記事項
						特定課 課長	特定課 課長	
31280274	委託元保険者名 第五管区海上保安本部支部	650-8551	兵庫県神戸市中央区東出陣町1-1 神戸第一地方合同庁舎	078-391-6551	〇	〇	〇	〇
31280282	委託元保険者名 近畿地方整備局第二支部	650-0024	兵庫県神戸市中央区東出陣町29 神戸第一地方合同庁舎	078-391-7574	〇	〇	〇	〇
31280290	委託元保険者名 神戸労働局支部	650-0012	兵庫県神戸市中央区東出陣町1-1 神戸第一地方合同庁舎	078-321-3142	〇	〇	〇	〇
31340300	委託元保険者名 第六管区海上保安本部支部	734-8560	広島県広島市南區下高橋3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-251-5111	〇	〇	〇	〇
31340318	委託元保険者名 中国運輸局支部	730-8544	広島県広島市中区入丁堀6-30 広島合同庁舎	082-228-3542	〇	〇	〇	〇
31340334	委託元保険者名 海上保安本部支部	737-8512	広島県広島市佐野町5-1	0823-21-4961	〇	〇	〇	〇
31340375	委託元保険者名 中国地方整備局支部	730-8530	広島県広島市上区上土堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-221-9231	〇	〇	〇	〇
31340433	委託元保険者名 中国地方整備局第二支部	730-0001	広島県広島市中区東島町14-15 NTT中不白島ビル	082-511-3982	〇	〇	〇	〇
31370240	委託元保険者名 四国運輸局支部	760-0019	香川県高松市サトウ1-3番33号 高松サトウ1号合同庁舎南館	087-802-6716	〇	〇	〇	〇
31370281	委託元保険者名 四国運輸局支部	760-8554	香川県高松市サトウ1-3番33号 高松サトウ1号合同庁舎北館	087-851-8061	〇	〇	〇	〇
31370356	委託元保険者名 四国地方整備局第二支部	760-8554	香川県高松市サトウ1-3番33号 高松サトウ1号合同庁舎北館	087-851-8061	〇	〇	〇	〇
31400500	委託元保険者名 第七管区海上保安本部支部	801-8507	福岡県北九州市門司区南岸1-3-10 門司港合同庁舎	093-331-1226	〇	〇	〇	〇
31400518	委託元保険者名 九州運輸局支部	812-0013	福岡県福岡市博多区多摩東2-11-1 福岡合同庁舎南館	092-472-2313	〇	〇	〇	〇
31400559	委託元保険者名 九州運輸局支部	812-0013	福岡県福岡市博多区多摩東2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-476-3320	〇	〇	〇	〇
31400682	委託元保険者名 九州地方整備局第二支部	812-0013	福岡県福岡市博多区多摩東2-10-7 福岡第2合同庁舎	092-418-3355	〇	〇	〇	〇
31450182	委託元保険者名 第一管区海上保安本部支部	880-8580	宮城県仙台市青葉区大字赤江字飛江田652-2	0985-51-1211	〇	〇	〇	〇
31460199	委託元保険者名 第一管区海上保安本部支部	890-8510	鹿児島県鹿児島市東部元町4-1 鹿児島第一地方合同庁舎	099-250-9800	〇	〇	〇	〇
31470172	委託元保険者名 第十一管区海上保安本部支部	900-8547	沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港合同庁舎	098-867-0118	〇	〇	〇	〇
		102-8651	東京都千代田区千代田4-2	048-218-4182	〇	〇	〇	〇
31131885	委託元保険者名 裁判所共済組合 本部	102-8651	東京都千代田区千代田4-2	048-218-4182	〇	〇	〇	〇
31290152	委託元保険者名 裁判所共済組合 大津支部	520-0014	滋賀県大津市京町3-1-2	077-503-8121	〇	〇	〇	〇
31260276	委託元保険者名 裁判所共済組合 京都支部	604-8550	京都府京都市中京区菊屋町	075-211-1111	〇	〇	〇	〇
31270390	委託元保険者名 裁判所共済組合 大塚支部	530-8521	大阪府大阪市北区西成2-1-10	06-6363-1281	〇	〇	〇	〇
31280324	委託元保険者名 裁判所共済組合 和歌山支部	650-8575	兵庫県神戸市中央区福崎町2-2-1	078-341-7321	〇	〇	〇	〇
31290174	委託元保険者名 裁判所共済組合 奈良支部	630-8213	奈良県奈良市登大路町35	0742-26-1271	〇	〇	〇	〇
31300122	委託元保険者名 裁判所共済組合 和歌山支部	610-8143	和歌山県和歌山市二番丁1	073-422-4191	〇	〇	〇	〇
31400567	委託元保険者名 福岡支部	810-8608	福岡県福岡市中央区大木4-2-4	092-781-3141	〇	〇	〇	〇
31410178	委託元保険者名 裁判所共済組合 佐賀支部	840-0833	佐賀県佐賀市中区小塚3-22	0952-25-3161	〇	〇	〇	〇
31420288	委託元保険者名 裁判所共済組合 長崎支部	850-0033	長崎県長崎市万寿町6-25	095-827-6151	〇	〇	〇	〇
31430242	委託元保険者名 熊本支部	860-8513	熊本県熊本中央区京町1-13-11	096-325-2121	〇	〇	〇	〇
31440225	委託元保険者名 裁判所共済組合 大分支部	870-8504	大分県大分市新町7-15	097-532-7161	〇	〇	〇	〇
31450158	委託元保険者名 裁判所共済組合 宮崎支部	880-8543	宮崎県宮崎市旭2-3-13	0985-25-2261	〇	〇	〇	〇
31460223	委託元保険者名 裁判所共済組合 鹿児島支部	892-8501	鹿児島県鹿児島市山下町13-47	099-222-7121	〇	〇	〇	〇
31470222	委託元保険者名 裁判所共済組合 那覇支部	900-8567	沖縄県那覇市樋川1-14-1	098-865-3366	〇	〇	〇	〇
		100-8941	東京都千代田区霞が根3-2-2	03-3581-3231	〇	〇	〇	〇
31130057	委託元保険者名 会計検査院共済組合	100-8941	東京都千代田区霞が根3-2-2	03-3581-3251	〇	〇	〇	〇

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	特定課 課長	委託組織		備考 ※ 別記事項
						特定課 課長	特定課 課長	
31400209	厚生労働省共済組合 大分労働局支部	870-0037	大分県大分市春日町15-20 大分労働局合同庁舎	097-536-3211	〇	〇	〇	〇
31450133	厚生労働省共済組合 宮崎労働局支部	880-0865	宮崎県宮崎市林通町5-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8820	〇	〇	〇	〇
31460207	厚生労働省共済組合 鹿児島労働局支部	892-8535	鹿児島県鹿児島市下町13-21 鹿児島労働局合同庁舎	099-223-8275	〇	〇	〇	〇
31470206	厚生労働省共済組合 沖縄労働局支部	900-0006	沖縄県那覇市新垣分庁舎5-11 那覇地方合同庁舎1号館	098-808-4003	〇	〇	〇	〇
31010075	国土交通省共済組合 第一管区海上保安本部支部	100-8918	東京都千代田区霞が根2-1-3 北海道小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎	03-5253-8111	〇	〇	〇	〇
31010883	国土交通省共済組合 北海道運輸局支部	047-8560	北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎第1号館	0134-27-0118	〇	〇	〇	〇
31011349	国土交通省共済組合 北海道運輸局支部	066-8511	北海道札幌市北区北八条西二丁目札幌第1合同庁舎	011-709-2311	〇	〇	〇	〇
31011463	国土交通省共済組合 東北地方整備局支部	062-8602	北海道札幌市豊平区平谷1条5丁目1番31号	011-841-1624	〇	〇	〇	〇
31040206	国土交通省共済組合 第二管区海上保安本部支部	985-8507	宮城県仙台市青葉区山田3-4-1 県庁舎	022-263-0111	〇	〇	〇	〇
31040314	国土交通省共済組合 東北運輸局支部	983-8537	宮城県仙台市青葉区本町1 仙台第4合同庁舎	022-791-7505	〇	〇	〇	〇
31040363	国土交通省共済組合 東北地方整備局支部	980-8602	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第4合同庁舎	022-225-2171	〇	〇	〇	〇
31040439	国土交通省共済組合 東北地方整備局第二支部	980-8602	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第4合同庁舎	022-716-0016	〇	〇	〇	〇
31080278	国土交通省共済組合 四国運輸局支部	305-0811	愛知県豊田市中区北一番 豊田合同庁舎	029-861-4482	〇	〇	〇	〇
31110331	国土交通省共済組合 四国地方整備局支部	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心分庁舎2-25 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-900-1328	〇	〇	〇	〇
31311188	国土交通省共済組合 海上保安本部支部	100-8918	東京都千代田区霞が根2-1-3 中央合同庁舎2号館	03-5553-8111	〇	〇	〇	〇
31313196	国土交通省共済組合 航空局支部	105-8431	東京都港区芝浦3-6-9	03-6758-3900	〇	〇	〇	〇
31313212	国土交通省共済組合 海上保安本部支部	181-0004	東京都千代田区霞が根1-38-1 中央合同庁舎3号館	0422-41-3020	〇	〇	〇	〇
31313238	国土交通省共済組合 航空局支部	100-8976	東京都千代田区霞が根16-38-1 中央合同庁舎3号館	03-3591-6361	〇	〇	〇	〇
31313246	国土交通省共済組合 航空局支部	100-8918	東京都千代田区霞が根16-38-1 中央合同庁舎3号館	03-5553-8111	〇	〇	〇	〇
31140312	国土交通省共済組合 第三管区海上保安本部支部	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-1118	〇	〇	〇	〇
31140320	国土交通省共済組合 関東地方整備局第二支部	231-8136	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-7410	〇	〇	〇	〇
31140445	国土交通省共済組合 関東地方整備局第二支部	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-7302	〇	〇	〇	〇
31140452	国土交通省共済組合 関東運輸局支部	231-8133	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-7206	〇	〇	〇	〇
31150246	国土交通省共済組合 第九管区海上保安本部支部	950-8543	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 美咲合同庁舎1号館	025-285-0118	〇	〇	〇	〇
31150253	国土交通省共済組合 北陸地方整備局第二支部	950-8801	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 美咲合同庁舎1号館	025-280-8880	〇	〇	〇	〇
31150261	国土交通省共済組合 北陸地方整備局第二支部	950-8537	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 美咲合同庁舎1号館	025-285-0100	〇	〇	〇	〇
31150303	国土交通省共済組合 北陸地方整備局支部	950-8801	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 美咲合同庁舎1号館	025-270-6643	〇	〇	〇	〇
31200345	国土交通省共済組合 第四管区海上保安本部支部	455-8538	愛知県名古屋市中区丸の内2-3-12 名古屋港合同庁舎	052-461-1611	〇	〇	〇	〇
31200352	国土交通省共済組合 中部運輸局支部	460-8538	愛知県名古屋市中区丸の内2-2-1 名古屋合同庁舎1号館	052-952-8003	〇	〇	〇	〇
31200378	国土交通省共済組合 中部地方整備局第二支部	460-8517	愛知県名古屋市中区丸の内2-3-16 名古屋合同庁舎1号館	052-209-6315	〇	〇	〇	〇
31230410	国土交通省共済組合 中部地方整備局支部	460-8514	愛知県名古屋市中区丸の内2-3-16 名古屋合同庁舎1号館	052-453-8140	〇	〇	〇	〇
31260235	国土交通省共済組合 第八管区海上保安本部支部	624-8866	京都府舞鶴市長尾2001番地 舞鶴港合同庁舎	0773-76-4100	〇	〇	〇	〇
31260243	国土交通省共済組合 海上保安本部支部	625-8303	京都府舞鶴市長尾2001番地 舞鶴港合同庁舎	0773-62-3520	〇	〇	〇	〇
31270333	国土交通省共済組合 近畿地方整備局支部	540-8558	大阪府大阪市中央区大手町4-1-176 大阪合同庁舎4号館	06-6919-6405	〇	〇	〇	〇
31270382	国土交通省共済組合 近畿地方整備局支部	540-8586	大阪府大阪市中央区大手町3丁目1番41号 大手合同庁舎	06-6942-1141	〇	〇	〇	〇

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 特記事項 あり
					特定健康 保険者	特定健康 保険者 以外	
3101000	林野庁共済組合	100-8952	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111	○	○	○
31050107	林野庁共済組合 北海道支部	064-8537	北海道札幌市中央区東の森3条7-70	011-622-5238	○	○	○
31080237	林野庁共済組合 札幌支部	010-8550	秋田県秋田市中通5-9-16	018-836-2046	○	○	○
31100175	林野庁共済組合 旭川支部	305-8087	茨城県つくば市松の里1	029-829-8175	○	○	○
31131113	林野庁共済組合 旭川支部	371-8508	群馬県前橋市岩手町1-16-25	027-210-1163	○	○	○
31200165	林野庁共済組合 本庁支部	100-8952	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2365	○	○	○
31270209	林野庁共済組合 近畿中国支部	380-8575	長野県長野市大字栗田1715-5	026-236-2546	○	○	○
31300115	林野庁共済組合 四国支部	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	06-6881-3441	○	○	○
31302000	林野庁共済組合 九州支部	790-8528	高知県高知市丸の内1-3-30	098-921-2030	○	○	○
31302000	林野庁共済組合 九州支部	800-0081	熊本県熊本西区扇町172-7	096-228-5532	○	○	○
3110281	日本郵政共済組合	330-5792	埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	0120-97-8184	○	○	○
3110281	日本郵政共済組合	330-5792	埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	0120-97-8184	○	○	○
31300021	日本私立学校振興・共済事業団	113-8441	東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-5321	○	○	○
32010118	地方債共済組合	102-8001	東京都千代田区吾妻町2-4-9 地共済センタービル	03-3281-9824	○	○	○
32020117	北海道支部	060-8588	北海道札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5044	○	○	○
32030116	青森県支部	030-8570	青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9048	○	○	○
32040114	岩手県支部	020-0023	岩手県盛岡市内丸11番1号	019-629-5075	○	○	○
32050114	宮城県支部	980-8570	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2248	○	○	○
32060113	山形県支部	010-8570	秋田県秋田山王1丁目1番1号	018-860-1050	○	○	○
32070112	福島県支部	990-8570	山形県山形市松坂2丁目8番1号	023-630-3307	○	○	○
32080111	茨城県支部	310-8652	福島県福島市松坂2番16号	024-921-7039	○	○	○
32090110	栃木県支部	320-8501	茨城県水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル7階)	029-301-2327	○	○	○
32100117	群馬県支部	371-8570	群馬県水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル7階)	028-623-2052	○	○	○
32110116	埼玉県支部	330-9301	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-2475	○	○	○
32120115	千葉県支部	291-7133	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-2464	○	○	○
32130114	東京都支部	102-8601	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WFBG-アビエス333路	043-559-2113	○	○	○
32140113	神奈川県支部	231-8588	東京都千代田区有明2丁目4番5号 地共済センタービル	03-3501-2731	○	○	○
32150112	新潟県支部	950-0945	神奈川県横浜市中央区日本大通1	045-210-2975	○	○	○
32160111	富山県支部	930-8501	新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階	025-280-5029	○	○	○
32170110	石川県支部	920-8580	富山県富山市新穂輪通7番7号	076-444-3164	○	○	○
32180119	福井県支部	910-8580	石川県金沢市権月1丁目1番地	076-225-1248	○	○	○
32190118	山梨県支部	400-8501	福井県福井市大手1丁目17番1号	076-20-0243	○	○	○
32200115	長野県支部	380-8570	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1376	○	○	○
32210114	岐阜県支部	500-8570	長野県長野市大字南長野字福下602番2号	026-235-7034	○	○	○
32220113	静岡県支部	420-8601	岐阜県岐阜市藤田南2丁目1番1号	058-272-1144	○	○	○
32230113	静岡県支部	420-8601	静岡県静岡市葵区道手町9番6号	054-221-3707	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 特記事項 あり
					特定健康 保険者	特定健康 保険者 以外	
32230112	愛知県支部	460-8501	愛知県名古屋市中区三の宮3丁目1番2号	052-954-6038	○	○	○
32240111	三重県支部	514-8570	三重県津市広明町13番地	059-224-2113	○	○	○
32250110	滋賀県支部	520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	077-528-3161	○	○	○
32260119	京都府支部	602-8570	京都府京都市上京区下立東通新町西入蔵ノ内町	075-414-4159	○	○	○
32270118	大阪府支部	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番15号新別館階9階	06-6910-6925	○	○	○
32280117	兵庫県支部	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-362-3123	○	○	○
32290116	奈良県支部	630-8501	奈良県奈良市徳大寺路40番地	0742-27-0699	○	○	○
32300113	和歌山県支部	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地	073-411-2145	○	○	○
32310112	鳥取県支部	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目250番地	0857-26-7041	○	○	○
32320111	島根県支部	690-8501	島根県松江市中郷町1番地	0852-22-5027	○	○	○
32330110	岡山県支部	700-8570	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7223	○	○	○
32340119	広島県支部	730-8511	広島県広島市中区基町10番52号	082-222-9671	○	○	○
32350118	山口県支部	753-8501	山口県山口市滝町1番1号	083-833-2076	○	○	○
32360117	徳島県支部	770-8570	徳島県徳島市方代町1丁目1番	088-821-2047	○	○	○
32370116	香川県支部	760-8570	香川県高松市番町4丁目1番10号	087-832-3046	○	○	○
32380115	愛媛県支部	790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目4番地2	089-941-5311	○	○	○
32390114	高知県支部	790-8570	高知県高知市丸の内1丁目2番20号	088-823-9775	○	○	○
32400111	福岡県支部	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園高7号	092-643-3913	○	○	○
32410110	佐賀県支部	840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目59号	0952-25-7383	○	○	○
32420119	長崎県支部	850-8570	長崎県長崎市尾上町1番1号	095-895-2167	○	○	○
32430118	熊本県支部	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺下町18番1号	096-333-2760	○	○	○
32440117	大分県支部	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1番1号	097-506-2338	○	○	○
32450116	宮崎県支部	880-8501	宮崎県宮崎市藤通東2丁目10番1号	0985-26-7013	○	○	○
32460115	鹿児島県支部	890-8577	鹿児島県鹿児島市鶴通町10番1号	099-286-2070	○	○	○
32470114	沖縄県支部	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2127	○	○	○
34010017	公立学校共済組合	101-0062	東京都千代田区神田藤岡台二丁目9番5	03-5539-5661	○	○	○
34020016	青森県支部	030-8540	青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9916	○	○	○
34030015	岩手県支部	020-8570	岩手県盛岡市内丸10番1号	019-629-6126	○	○	○
34040014	宮城県支部	980-8423	宮城県仙台市青葉区本町3丁目9番1号	022-211-3075	○	○	○
34050013	秋田県支部	010-8580	秋田県秋田山王1丁目1番1号	018-860-5221	○	○	○
34060012	山形県支部	990-8570	山形県山形市松坂2丁目8番1号	023-630-2882	○	○	○
34070011	福島県支部	960-8688	福島県福島市松坂町2番16号	024-521-7804	○	○	○
34080010	茨城県支部	310-8588	茨城県水戸市笠原町978番56	029-301-5419	○	○	○
34090019	栃木県支部	320-8501	栃木県宇都宮市藤田1丁目1番20号	028-625-3432	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託組織		備考 ※ 初年度 実績
					特定課 課長	特定課 課長補佐	
34100016	群馬支部	371-8570	群馬県南砺市大手町1丁目1番1号	027-226-4965	○	○	○
34100015	埼玉支部	330-8901	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-6703	○	○	○
34120014	千葉支部	280-8619	千葉県千葉市中央区中堀町1番1号	043-223-4121	○	○	○
34130013	東京支部	163-8001	東京都新宿区原宿新2丁目8番1号	03-5320-6821	○	○	○
34140012	神奈川支部	231-8309	神奈川県横浜市中区日本大通7-1-3 合人社横浜日本大通7-1-3 階	045-510-8168	○	○	○
34150011	新潟支部	950-8570	新潟県新潟市中央区新万町1番1号	025-283-5170	○	○	○
34160010	富山支部	930-8501	富山県富山市新穂曲輪7番7号	076-832-7176	○	○	○
34170019	石川支部	920-8575	石川県金沢市梅月1丁目番地	076-255-1848	○	○	○
34180018	福井支部	910-8580	福井県福井市大野3丁目1番1号	0776-20-6580	○	○	○
34190017	山梨支部	400-8504	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1746	○	○	○
34200014	長野支部	380-8570	長野県長野市大字南長野字福下692番2号	026-235-7146	○	○	○
34210013	岐阜支部	500-8570	岐阜県岐阜市藤田南2丁目1番1号	058-272-8818	○	○	○
34220012	静岡支部	420-8801	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3181	○	○	○
34230011	愛知支部	460-8534	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-964-6777	○	○	○
34240010	三重支部	514-0004	三重県津市栄町1丁目954	059-224-2989	○	○	○
34250019	滋賀支部	520-8577	滋賀県大津市京町4丁目1番1号	077-528-4555	○	○	○
34260018	京都支部	602-8570	京都府京都市上京区下立瓦通町西入敷小町	075-414-5807	○	○	○
34270017	大阪支部	540-8571	大阪府大阪市中央区大手前2丁目	06-6941-3991	○	○	○
34280016	兵庫支部	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-362-3763	○	○	○
34290015	奈良支部	630-8502	奈良県奈良市登大路町20番地	0742-27-9827	○	○	○
34300012	和歌山支部	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1丁目番地	073-409-7140	○	○	○
34310011	鳥取支部	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目27番地	0857-26-7532	○	○	○
34320010	島根支部	690-8502	島根県松江市横町1番地	0852-22-6615	○	○	○
34330019	岡山支部	700-8570	岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7004	○	○	○
34340018	広島支部	730-8514	広島県広島市中区基町9番42号	082-513-4954	○	○	○
34350017	山口支部	753-8501	山口県山口市横町1番1号	083-263-4575	○	○	○
34360016	徳島支部	770-8570	徳島県徳島市万代町1丁目1番	088-921-3179	○	○	○
34370015	香川支部	760-8582	香川県高松市大前町6番1号	087-832-3794	○	○	○
34380014	愛媛支部	790-8570	愛媛県松山市一番町4丁目番2号	089-941-5383	○	○	○
34390013	高知支部	780-8550	高知県高知市丸の内1丁目7番52号	088-821-4755	○	○	○
34400010	福岡支部	812-8575	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3869	○	○	○
34410019	佐賀支部	840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7225	○	○	○
34420018	長崎支部	850-8570	長崎県長崎市尾上町2番1号	095-894-3343	○	○	○
34430017	熊本支部	862-8609	熊本県熊本市中央区本町寺丁1番1号	096-382-9312	○	○	○
34440016	大分支部	870-8503	大分県大分市内町1丁目10番1号	097-506-5180	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委託組織		備考 ※ 初年度 実績
					特定課 課長	特定課 課長補佐	
34450015	宮崎支部	880-8502	宮崎県宮崎市樋通東1丁目9番10号	0985-26-7242	○	○	○
34460014	鹿児島支部	890-8577	鹿児島県鹿児島市鶴屋町10番1号	099-286-5217	○	○	○
34470013	沖縄支部	902-8501	沖縄県那覇市荷室1丁目2番16号	098-866-2720	○	○	○
33010018	警察共済組合	102-8588	東京都千代田区三番町6番8	03-5213-7393	○	○	○
33020017	北海道支部	060-8520	北海道札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110	○	○	○
33030016	青森県支部	030-0801	青森県青森市駅前2丁目3番1号	017-723-4311	○	○	○
33040015	岩手県支部	020-8540	岩手県盛岡市内4番10号	019-653-0110	○	○	○
33050014	宮城県支部	980-8410	宮城県仙台市青葉区本町2丁目8番1号	022-221-7171	○	○	○
33060013	秋田県支部	010-0951	秋田県秋田市山王1丁目5番5号	018-865-1111	○	○	○
33070012	山形県支部	990-8577	山形県山形市松波2丁目8番1号	023-642-5755	○	○	○
33080011	福島県支部	960-8686	福島県福島市青葉町5番75号	024-522-2151	○	○	○
33090010	茨城県支部	310-8550	茨城県水戸市笠間町978番6	029-301-0110	○	○	○
33100017	栃木県支部	320-8570	栃木県宇都宮市城田1丁目1番20号	028-623-3789	○	○	○
33110016	群馬県支部	371-8580	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-243-0110	○	○	○
33120015	埼玉県支部	330-8533	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-832-0110	○	○	○
33130014	千葉県支部	260-8668	千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号	043-201-0110	○	○	○
33140022	警視庁支部	100-8874	東京都千代田区麹町2丁目1番2号	03-3881-0441	○	○	○
33150020	皇宮警察支部	100-0001	東京都千代田区千代田3番3号	03-3231-3115	○	○	○
33160019	警視庁支部	100-8929	東京都千代田区麹町2丁目1番1号	03-3881-4921	○	○	○
33170018	神奈川県支部	231-8403	神奈川県横浜市中区南幸町2丁目1番1号	045-211-4212	○	○	○
33180017	新潟県支部	950-8553	新潟県新潟市中央区新光町番地1	025-285-0110	○	○	○
33190016	富山県支部	930-8570	富山県富山市新穂曲輪7番7号	076-441-2211	○	○	○
33200015	石川県支部	920-8553	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0818	○	○	○
33210014	福井県支部	910-8515	福井県福井市大手3丁目1番1号	0776-22-2880	○	○	○
33220013	山梨県支部	400-8586	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-221-0110	○	○	○
33230012	長野県支部	380-8510	長野県長野市南長野字福下692番地2号	026-233-0110	○	○	○
33240011	岐阜県支部	500-8501	岐阜県岐阜市藤田南2丁目1番1号	058-271-2424	○	○	○
33250010	静岡県支部	420-8510	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-252-4781	○	○	○
33260009	愛知県支部	460-8502	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目1番1号	052-451-1611	○	○	○
33270018	三重県支部	514-8514	三重県津市茶町1丁目100番地	059-222-0110	○	○	○
33280017	滋賀県支部	520-8501	滋賀県大津市打出浜1番10号	077-522-1231	○	○	○
33290016	京都府支部	602-8550	京都府京都市上京区下立瓦通町西入敷之内町85番地3	075-451-9111	○	○	○
33300015	大阪府支部	540-8540	大阪府大阪市中央区大手前5丁目4番1号	06-6943-1234	○	○	○
33310014	兵庫県支部	650-8510	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	078-341-7441	○	○	○
33320013	奈良県支部	630-8578	奈良県奈良市登大路900番地	0742-25-0110	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 付記 あり の 場合
					特定健康保険組合	特定健康保険組合	
33300013	和歌山県支部	640-8588	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地1	073-423-0110	○	○	○
33310012	島根県支部	680-8520	島根県松江市東町1丁目27番地	0857-23-0110	○	○	○
33320011	島根県支部	690-8510	島根県松江市東町8番地1	0852-26-0110	○	○	○
33330010	岡山県支部	700-8512	岡山県岡山市北区山下2丁目4番6号	086-234-0110	○	○	○
33340019	広島県支部	730-8507	広島県広島市中区東町9番42号	082-228-0110	○	○	○
33350018	山口県支部	753-8504	山口県山口市津町1番1号	083-933-0110	○	○	○
33360017	徳島県支部	770-8510	徳島県徳島市方代町2丁目番地1	088-622-3101	○	○	○
33370016	香川県支部	760-8579	香川県高松市番町1丁目10号	087-833-0110	○	○	○
33380015	愛媛県支部	790-8573	愛媛県松山市南堀町2番地2	089-894-0110	○	○	○
33390014	高知県支部	780-8514	高知県高知市丸の内2丁目4番30号	088-826-0110	○	○	○
33400011	福岡県支部	812-8576	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	092-841-5530	○	○	○
33410010	佐賀県支部	840-8500	佐賀県佐賀市松原1丁目1番16号	0952-26-5242	○	○	○
33420019	長崎県支部	850-8516	長崎県長崎市尾上町2番9号	095-829-0110	○	○	○
33430018	熊本県支部	862-8610	熊本県熊本市中央区水前寺町6丁目18番1号	096-381-0110	○	○	○
33440017	大分県支部	870-8502	大分県大分市大平町3丁目1番1号	097-536-2131	○	○	○
33450016	宮崎県支部	880-8509	宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号	0985-31-0110	○	○	○
33460015	鹿児島県支部	890-8566	鹿児島県鹿児島市輪船通町10番1号	099-206-0110	○	○	○
33470014	沖縄県支部	900-8021	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-862-0110	○	○	○
33480013	東京都支部	163-8001	東京都港区新橋二丁目1番5号	03-529-7352	○	○	○
33490011	東京都支部	231-8315	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地1 横浜アイランドタワー17階	045-671-3400	○	○	○
33280017	東京都支部	604-8571	東京都中央区神田通御地土上本町488番地	075-222-3239	○	○	○
33290015	神戸市支部	650-8034	兵庫県神戸市中央区京町72番地新クレセントビル9階	078-322-5110	○	○	○
33290014	広島市支部	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目16番51号	082-304-2062	○	○	○
33290013	青森県支部	030-8567	青森県青森市本町五丁目1番5号	017-723-6520	○	○	○
33290012	岩手県支部	020-8021	岩手県盛岡市中央通二丁目18番21号	019-653-0329	○	○	○
33290011	宮城県支部	980-8422	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館7階	022-263-6413	○	○	○
33290010	秋田県支部	010-8051	秋田県秋田市山王町1丁目2番5号 秋田県自治会館3階	018-882-5262	○	○	○
33290009	山形県支部	990-8023	山形県山形市松波田1丁目15	023-622-6902	○	○	○
33290008	福島県支部	960-8515	福島県福島市太田町13番55号	024-533-0011	○	○	○
33290007	茨城県支部	310-8652	茨城県水戸市笠原町9番26 茨城県市町村会館5階	029-301-1413	○	○	○
33290006	栃木県支部	320-8811	栃木県宇都宮市大浦二丁目3番1号 市庁舎5階	028-615-7816	○	○	○
33290005	群馬県支部	371-8505	群馬県前橋市元総社3335番地08 群馬県市町村会館4階	027-290-1356	○	○	○
33290004	埼玉県支部	330-8064	埼玉県さいたま市浦和区西町7-5-14	048-822-3305	○	○	○
33290003	東京都支部	190-8573	東京都立川市鐘町一丁目12番地1号	042-538-2191	○	○	○
33290002	神奈川県支部	231-8023	神奈川県横浜市中区山王町75番地	045-664-5421	○	○	○
33290001	新潟県支部	950-8551	新潟県新潟市中央区新光町1番地1 新潟県自治会館内	025-285-5414	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 付記 あり の 場合
					特定健康保険組合	特定健康保険組合	
32170417	石川県市町村職員共済組合	920-8555	石川県金沢市幸町1丁目2番1号	076-265-3366	○	○	○
32180416	福井県市町村職員共済組合	910-8534	福井県福井市西園寺4丁目20番1	0776-52-7301	○	○	○
32200412	長野県市町村職員共済組合	380-8586	長野県長野市権堂町2201番地	026-217-5688	○	○	○
32220410	静岡県市町村職員共済組合	422-8067	静岡県静岡市駿河区南町14番23号エヌエスイオ3階	054-202-4845	○	○	○
32250417	滋賀県市町村職員共済組合	520-8550	滋賀県大津市京町四丁目3番26号 滋賀県厚生会館河原1階	077-525-5783	○	○	○
32290416	京都府市町村職員共済組合	602-8048	京都府京都市上京区河原院通下立売七上西大塚町149番地01 京都府自治会館4階	075-431-0207	○	○	○
32290415	大阪府市町村職員共済組合	540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋番31号	06-6941-0366	○	○	○
32280414	兵庫県市町村職員共済組合	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 アーバンセンター三宮ビル3階	078-855-9802	○	○	○
32280413	奈良県市町村職員共済組合	634-8561	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館4F	0744-29-8264	○	○	○
32300410	和歌山県市町村職員共済組合	640-8263	和歌山県和歌山市茶屋丁12番1和歌山県自治会館1階	073-431-0133	○	○	○
32320418	鳥取県市町村職員共済組合	683-0011	鳥取県松江市千島町2番0番地 ホテル白鳥2階	0852-21-9510	○	○	○
32330417	岡山県市町村職員共済組合	700-0023	岡山県岡山市中区豊前町2丁目3-31 サンヒーブ岡山M&A階	086-225-7841	○	○	○
32340416	広島県市町村職員共済組合	730-0036	広島県広島市中区袋町3番17号 シンヨービル7階	082-545-8886	○	○	○
32350415	山口県市町村職員共済組合	753-8529	山口県山口市大町9番11号	083-925-6142	○	○	○
32380412	愛媛県市町村職員共済組合	790-0003	愛媛県松山市三番町5丁目13-1 エムめ共済会館3階	089-945-6318	○	○	○
32400412	鹿児島県市町村職員共済組合	890-8527	鹿児島県鹿児島市与志町二丁目888号 マリンパレスかごし 主内	099-256-6759	○	○	○
32470411	沖縄県市町村職員共済組合	900-8566	沖縄県那覇市旭町116番地37 自治会館2階	098-867-0784	○	○	○
32490511	和歌山県市町村職員共済組合	980-8671	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	022-211-1228	○	○	○
090013	全国商工労働者健康保険組合	166-0002	東京都杉並区高円寺北2-2-4	03-3336-8818	○	○	○
133033	全国土木建築業国民健康保険組合	102-0093	東京都千代田区千代田1-5-9 厚生会館	03-6850-4380	○	○	○
133074	文芸美術国民健康保険組合	101-0048	東京都千代田区神田明町2-7-2 ミレネーネ神田PREX4階	03-6811-7293	○	○	○
133231	国土官庁公務員健康保険組合	132-0843	東京都新宿区西谷田町2-29 国土官庁ビル3階	03-3269-4778	○	○	○
133280	全国阪急東宝国民健康保険組合	108-0073	東京都港区三田1-3-37 阪急会館内	03-3453-8464	○	○	○
133298	全国建設工業業国民健康保険組合	103-0015	東京都中央区日本橋箱崎町1-2-4	03-5652-7032	○	○	○
233064	建設業国民健康保険組合	466-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-2 6 昭和ビル2階	05-3504-1541	○	○	○
273037	大阪文化芸術国民健康保険組合	542-0083	大阪府大阪市中央区東心斎橋1丁目1番10号 大阪府庁会 議ビル4F	06-6261-9544	○	○	○
333039	中国国策労働者健康保険組合	700-0007	岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号	086-231-1738	○	○	○
343012	広島県産科医師国民健康保険組合	732-0037	広島県広島市東区二葉の里3丁目2-4	082-261-1718	○	○	○
343020	広島県医師国民健康保険組合	732-0037	広島県広島市東区二葉の里3丁目2番3号	082-258-3177	○	○	○
01010016	全国健康保険協会北海道支部	001-8511	札幌市北区北10条西3-2-3 THE PEAK SAPPORO	011-726-0352	○	○	○
01020015	全国健康保険協会青森支部	030-8552	青森県青森市2-2-5 エッセイ青森センタービル	017-721-2799	○	○	○
01030014	全国健康保険協会岩手支部	020-8508	盛岡市中央通1-7-2 5朝日生命盛岡中央通ビル	019-604-9009	○	○	○
01040013	全国健康保険協会宮城支部	980-8551	仙台市青葉区中央4-4-1 9 アーバンネット仙台中央ビル	022-714-6850	○	○	○
01050012	全国健康保険協会山形支部	010-8507	秋田県旭川町5-5-5 アンティビル秋田	018-865-1800	○	○	○
01060011	全国健康保険協会新潟支部	990-8557	山形市青町1 8-2 O山形市本店ビル	023-629-7225	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 対応可能 対応不可
					特定健康 保険料 賦課等	健康増進 計画 実施	
01070010	全国健康保険協会福島支部	960-8546	福島市栄町6-6 福島セントラルビル	024-523-3915	○	○	○
01080019	全国健康保険協会茨城支部	310-8502	水戸市宮町1-2-4 マイムビル9階	029-303-1500	○	○	○
01090018	全国健康保険協会栃木支部	320-8514	宇都宮市栄町6-2-0宇都宮D1ビル	028-616-1091	○	○	○
01100015	全国健康保険協会群馬支部	371-8516	前橋市古市町一丁目50番地22 J OMOスタジアム	027-896-5200	○	○	○
01110014	全国健康保険協会埼玉支部	330-8686	さいたま市大宮区錦町6-8-2 大宮情報文化センター	048-658-5919	○	○	○
01120013	全国健康保険協会千葉支部	290-8645	千葉市中央区新町3-1-3 日本生命千葉駅前ビル	043-342-2811	○	○	○
01130012	全国健康保険協会東京支部	164-8540	中野区中野4-1-0-2 中野セントラルパークサウス	03-6853-6111	○	○	○
01140011	全国健康保険協会神奈川支部	220-8538	横浜西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグラウンドビル 11F ラトルタワー	045-276-8101	○	○	○
01150010	全国健康保険協会新潟支部	950-8513	新潟市中央区東大通2-4 日産自動車東大通ビル	025-242-0280	○	○	○
01160019	全国健康保険協会富山支部	930-8561	富山市奥田新町8-1 ゴルフアートとやま	076-831-6155	○	○	○
01170018	全国健康保険協会石川支部	920-8767	金沢市南町4-5 SWAK IT A 金沢ビル	076-264-7200	○	○	○
01180017	全国健康保険協会山梨支部	910-8544	福井市大手3-7-1 福井県職員ビル	0776-27-8300	○	○	○
01190016	全国健康保険協会山梨支部	400-8559	甲府市丸の内3-3-2-1 2 甲府ニッセイカシビル	055-229-7750	○	○	○
01200013	全国健康保険協会長野支部	380-8583	長野市南長野西後町15-9-1 長野長参通ビル	026-338-1250	○	○	○
01210012	全国健康保険協会岐阜支部	500-8667	岐阜市橋本町2-8 機電ニッセイビル	058-255-5155	○	○	○
01220011	全国健康保険協会静岡支部	420-8512	静岡市東区泉町1-1-2 静岡同朋町スクエア	054-275-6601	○	○	○
01230010	全国健康保険協会愛知支部	450-6383	名古屋市中村区名駅1-1-1 J Pタワー名古屋	052-566-1400	○	○	○
01240019	全国健康保険協会三重支部	514-1195	津市栄町4-6-3 津栄町三交ビル	059-225-3311	○	○	○
01250018	全国健康保険協会滋賀支部	520-8513	大津市柳林1-3-1 0 滋賀ビル	077-522-1099	○	○	○
01260017	全国健康保険協会京都支部	600-8522	京都市下川区四本通船場町西人立京町28-2 大和証券ビル	075-256-8630	○	○	○
01270016	全国健康保険協会大阪支部	520-8507	大阪市北区梅田三丁目2番2号 Jタワー大阪3階	06-7711-3570	○	○	○
01280015	全国健康保険協会兵庫支部	651-8512	神戸市中央区轟上通7-1-5 三宮プラザEAST	078-552-8701	○	○	○
01290014	全国健康保険協会奈良支部	630-8535	奈良市大宮町7-1-3 奈良センタービル	0742-30-3700	○	○	○
01300011	全国健康保険協会和歌山支部	640-8516	和歌山市六番丁5 和歌山六番丁800ビル	073-421-3100	○	○	○
01310010	全国健康保険協会鳥取支部	680-8560	鳥取市今町2-112 アクティイビル / 丸蔵本社ビル	0857-25-0050	○	○	○
01320019	全国健康保険協会徳島支部	690-8531	松江市殿町3831 陸中央ビル	0852-59-5139	○	○	○
01330018	全国健康保険協会岡山支部	700-8566	岡山市北区本町6-3-6 第一セントラルビル	086-503-5280	○	○	○
01340017	全国健康保険協会広島支部	732-8512	広島市南区松原町2番6-2 広島県ビルヂング115 階	082-568-1011	○	○	○
01350016	全国健康保険協会山口支部	754-8522	山口市小部郷町一丁目1番5-7号 山本ビル第3	083-974-6530	○	○	○
01360015	全国健康保険協会徳島支部	770-8541	徳島市八百屋町2-1 ニッセイ徳島ビル	088-602-0250	○	○	○
01370014	全国健康保険協会香川支部	760-8564	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル	087-811-6570	○	○	○
01380013	全国健康保険協会愛媛支部	790-8546	松山市千舟町4-6-3 アクアサン子舟	089-947-2100	○	○	○
01390012	全国健康保険協会高知支部	780-8501	高知市本町4-1-2 4 高知電気ビル新館	088-820-6010	○	○	○
01400019	全国健康保険協会福岡支部	812-8870	福岡市博多区博多駅東17-1-1 コネクスタエクス博多	092-477-7250	○	○	○
01410018	全国健康保険協会佐賀支部	840-8560	佐賀市駅前本町6-4 佐賀中島第一生命ビル	0952-27-0611	○	○	○
01420017	全国健康保険協会長崎支部	850-8537	長崎市大里町9-2 2 大里保大町ビル本館	095-829-6000	○	○	○

保険者番号	委託元保険者名	郵便番号	所在地	電話番号	委任範囲		備考 ※ 対応可能 対応不可
					特定健康 保険料 賦課等	健康増進 計画 実施	
01430016	全国健康保険協会熊本支部	860-8502	熊本市中央区幸島町5-1 日本生命熊本ビル	096-240-1030	○	○	○
01440015	全国健康保険協会大分支部	870-8570	大分市金池町1-5-1 ホテルホテル大分	097-575-5630	○	○	○
01450014	全国健康保険協会宮崎支部	880-8546	宮崎市藤原1-7-4 第一宮崎ビル	0985-35-5364	○	○	○
01460013	全国健康保険協会鹿児島支部	892-8540	鹿児島市山之口町10 鹿児島中央ビル	099-219-1734	○	○	○
01470012	全国健康保険協会沖縄支部	900-8512	那覇市南町11-4-4 おきでん那覇ビル	098-451-2211	○	○	○
02130011	全国健康保険協会熊本保健医療部	102-8016	千代田区富士見2-7-2 スタージービルディング14階	03-6862-3063	○	○	○

健診等内容表

区分	内容
特定健康診査※7	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1 自覚症状及び他覚症状の検査
	身体計測
	身長
	体重
	腹囲
	BMI
	収縮期血圧
	拡張期血圧
	血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)
	肝機能検査
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※6	AST(GOT)
	ALT(GPT)
	γ-GT(γ-GTP)
	空腹時血糖
	ヘモグロビンA1c
	随時血糖※4
	糖
	蛋白
	赤血球数
	血色素量
動機付け支援	心電図検査
	眼底検査
	血清クレアチニン及びeGFR
	I 初回面接 ①個別面接 1回(20分以上) 又は ②グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上)
	II 実績評価 3ヶ月以上経過した日の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施
	初回面接の形態
	①個別面接 1回(20分以上) 又は ②グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上)
	実施ポイント数
	180ポイント以上
	積極的支援
※継続的な支援の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(令和6年度版)を参照すること。 ※アウトカム指標とプロセス指標の合計で、180ポイント以上の支援を実施すること。 ※情報通信技術を活用した継続支援について対面で行う場合と同等のポイントを算定す	

最終時評価の形態	ること。
3ヶ月以上経過した日の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時は絶食10時間以上とする。)
- ※3 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が400 mg/dl 以上である場合は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。
- ※4 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c (NGSP 値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能とした実施を行わない場合も認めるもの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。
- ※6 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※7 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内 訳 書

回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みる。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

区分	1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2
	個別健診	集団健診	
特定健康診断※1	基本的な健診の項目	8,734円	・健診実施後に一括  ・面談による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了時に支払  ・初回時の面談による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払
	貧血検査	242円	
	心電図検査	1,430円	
	眼底検査	1,232円	
	血清クレアチニン検査及びeGFR	121円	
特定保健指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)	9,981円	
	積極的支援	22,407円	

- ※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。
- ※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。
- ※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目を実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。  
(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)
- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
- ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。
- ※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。
- ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2

## 個人情報取扱注意事項

- 1 基本的事項  
乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 2 秘密の保持  
乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 収集の制限  
(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。  
(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。
- 4 利用及び提供の制限  
乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 適正管理  
乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損害の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 再委託の禁止  
乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。
- 7 資料等の返還等  
乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的の使用してはならないことなど、個人情報の保護に關し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



### ③ 集合契約に係る特定健康診査の実施項目（県内共通）

#### ① 必須項目：対象者全員に実施

項目			被用者保険・国保組合		市町国保		金額 (円)	
			食後10時間以上	食後10時間未満	食後10時間以上	食後10時間未満		
基本	問診	既往歴、服薬歴、喫煙習慣	○	○	○	○	8,734	
		身体計測	身長	○	○	○		○
	体重		○	○	○	○		
	腹囲		○	○	○	○		
	BMI		○	○	○	○		
	診察	理学的検査（身体診察）	○	○	○	○		
	血圧	収縮期血圧、拡張期血圧	○	○	○	○		
	血液検査	脂質	中性脂肪	○	○	○		○
			HDL コレステロール	○	○	○		○
			LDL コレステロール	○	○	○		○
		肝機能	GOT (AST)	○	○	○		○
			GPT (ALT)	○	○	○		○
			γ-GTP (γ-GT)	○	○	○		○
	血糖	空腹時血糖【食後10時間以上】	○	○	○	○		
		ヘモグロビン A1c【食後10時間未満】	○	○	○	○		
		随時血糖【食後3.5～10時間未満】*	○	○	○	○		
尿検査	尿糖	○	○	○	○			
	尿蛋白	○	○	○	○			
追加	血液検査	ヘモグロビン A1c *	○	○	○	○	539	
		血清尿酸	○	○	○	○	121	
	貧血	赤血球数	○	○	★	★	231	
		血色素測定	○	○	★	★		
		ヘマトクリット値	○	○	★	★		
	血清クレアチニン（eGFR含む）	○	○	★	★	121		
<b>(小計) ①</b>			8,734	8,734	9,746	9,207		

\* 被用者保険・国保組合の受診者は、やむを得ず食後3.5～10時間未満に採血し、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、実施可とする。

市町国保の受診者は、ヘモグロビン A1c を一律実施し、上記基準を満たさないので、基本的な健診で随時血糖は実施できない。

#### ② 詳細な健診項目：◎当該年度の健診結果等が「実施基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施

項目			被用者保険・国保組合	市町国保	金額 (円)	
詳細	12誘導 心電図検査		◎	◎	1,430	
		眼底検査（両側）	◎	◎	1,232	
	血液検査	貧血	赤血球数	◎	○	231
			血色素測定	◎	○	
			ヘマトクリット値	◎	○	
	血清クレアチニン（eGFR含む）	◎	○	121		
<b>(小計) ②</b>						

□市町国保は、〔貧血、血清クレアチニン（eGFR含む）〕を①必須項目で実施するが、「詳細」に該当した場合は「詳細」で請求する。

○…実施項目。

★…実施項目。貧血、血清クレアチニン（eGFR含む）が「詳細」に該当する場合は、受診者の保健指導等や国への負担金申請のため、必ず「詳細」で請求する。該当しない場合は「追加」で請求する。

◎…詳細な健診項目の「実施基準に該当」かつ「医師が必要と認めた」場合に実施。

健診結果データに「実施すると判断した理由」を記載する。

※医療保険者によって、独自契約がある場合もあるので、契約内容を確認してください。

#### ④ 令和 8 年度特定健康診査等の集合契約 B について

■ 年度途中からの特定健康診査・特定保健指導の集合契約に参加される健診等実施機関の追加募集は、年 3 回行います（第 1 回：6 月、第 2 回：9 月、第 3 回 12 月）。

参加を希望される健診等実施機関は、第 1 回 6 月 19 日、第 2 回 9 月 18 日、第 3 回 12 月 18 日までに、各所属地区医師会事務局へ連絡してください。

追加実施機関の特定健診等開始日は、7 月 1 日～（第 1 回）、10 月 1 日～（第 2 回）、1 月 1 日～（第 3 回）となりますのでご注意ください。

#### 1 集合契約先 集合契約は、各代表保険者と県医師会との契約となります。

集合契約の対象保険者等	代表保険者名（契約代表者名）	契約事業名
市町（国民健康保険担当課）	広島県国民健康保険団体連合会	特定健康診査・特定保健指導 （対象者：40 歳～74 歳の方）
被用者保険（被扶養者分） 国保組合	全国健康保険協会広島支部	特定健康診査・特定保健指導 （対象者：40 歳～74 歳の方）

※集合契約 B 参加医療機関等は、広島県内の市町国保の被保険者と、契約するすべての被用者保険を利用する者を対象に健診等を実施。

#### 2 契約内容について

##### (1) 特定健康診査

○実施機関の基準については、厚生労働大臣告示等を参照してください。

（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>）

○令和 8 年度から新たに特定健康診査等実施機関となる場合は、次の事項をすみやかに行ってください。

既に行っている機関は、必要がありません。

- ・「運営についての重要事項に関する規定の概要」の公開
- ・社会保険診療報酬支払基金（支払基金）へ「特定健診・特定保健指導機関届」を提出
- ・広島県国民健康保険団体連合会（国保連）へ「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」を提出

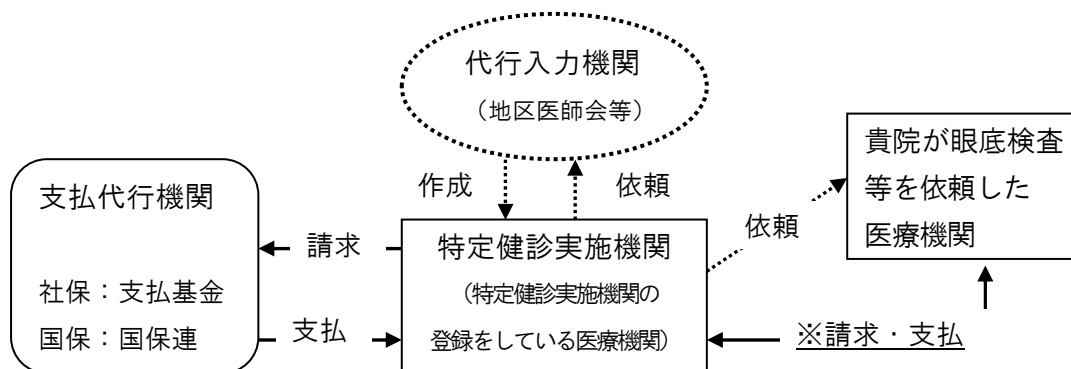
○費用の請求について

- ・検査結果及び請求データは、厚生労働省が定める様式により電子化ファイルの作成を行い、支払基金又は国保連へ提出となっています。
- ・貴院（特定健診機関。以下同じ）において電子データの作成ができない場合は、地区医師会（又は県医師会）へ相談してください。

○詳細な健診項目について

- ・詳細健診は、当該年度の健診結果等が国の基準に該当するとともに医師が必要と認めた場合に「貧血検査」、「眼底検査」、「心電図検査」、「血清クレアチニン検査（eGFR による腎機能の評価を含む）」のすべて又はいずれかを行います。
  - ・「眼底検査」、「心電図検査」ができない場合は、貴院が直接、各検査ができる医療機関へ依頼して行う必要があります。ただし、「心電図検査」は特定健診当日に実施した場合のみ、「眼底検査」は特定健診当日から 1 ヶ月以内に実施した場合のみ、詳細な健診となります。
- ※請求・支払方法等については、貴院が依頼した医療機関と協議してください（表 1 参照）。

(表 1) 貴院において「眼底検査」ができない場合



○市町国保における追加健診項目の標準化について【※詳細は P 8 を参照】

- ・令和 2 年度より、市町国保において、これまで各市町で独自に実施されていた追加検査項目から、「血清尿酸」「ヘモグロビン A1c」「貧血検査」「血清クレアチニン (eGFR 含む)」の 4 項目が標準化されました。この 4 項目は市町国保の対象者全員に実施します。
- ・追加健診項目のうち、「貧血」「血清クレアチニン (eGFR 含む)」については、詳細な健診項目に該当している場合は、詳細な健診項目として請求することとなっています。

(2) 特定保健指導

○実施機関の基準については、厚生労働大臣告示等を参照してください。

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>)

※自機関における特定保健指導の実施体制、費用請求等の電子データの作成の対応について、ご確認・ご検討の上、契約してください。

○健診結果が揃わない場合の初回面接の分割実施 (一部の保険者のみ)

特定健康診査の受診後早期に面接を行うことで、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることができるため、全ての検査結果が判明しない場合でも、特定健康診査実施日から 1 週間以内において初回面接の分割実施を可能とする。

特定健康診査当日の初回面接を行う場合、動機付け支援及び積極的支援の両方を実施できることが条件となる。

「集合契約 B ①」: 特定健康診査当日の初回面接を行わない従前のもの

「集合契約 B ②」: 特定健康診査当日から 1 週間以内の初回面接を行うもの

○費用の請求について

- ・特定保健指導結果及び請求データは、健診と同様に厚生労働省が定める様式において電子化ファイルの作成を行い、支払基金又は国保連へ提出となっています。
- ・特定保健指導の電子データについては、代行入力機関へ依頼するか、フリーソフト等を用いて作成してください。

(特定健診・特定保健指導の電子化に関するホームページ: <https://kenshin-soft.mhlw.go.jp>)

3 契約金額

○契約金額には、問診票等の用紙、電子化ファイルの作成、受診者への結果通知等に係る費用が含まれています。

〈令和 8 年度 集合契約 B の契約金額（消費税込み）〉（※追加健診項目は市町国保のみ）

特定健康診査	基本的な健診の項目		8,734 円
	詳細な健診の項目	貧血検査	231 円
		心電図検査	1,430 円
		眼底検査（両側）	1,232 円
		血清クレアチニン検査（eGFR 含む）	121 円
	追加健診項目 （市町国保のみ）	血清尿酸	121 円
		ヘモグロビン A1c	539 円
		貧血検査	231 円
血清クレアチニン検査（eGFR 含む）		121 円	
特定保健指導	動機付け支援（動機付け支援相当）		9,981 円
	積極的支援		22,407 円

\* 令和 7 年度より、被用者保険（社会保険関係）に限り、「集団健診」の実施が一部医療機関等において契約対象となります。集合契約 B における集団健診の契約金額（消費税込み）は次の通りです。

特定健康診査	基本的な健診の項目		7,150 円
	詳細な健診の項目	貧血検査	242 円
		心電図検査	1,430 円
		眼底検査	1,232 円
		血清クレアチニン検査（eGFR 含む）	121 円

#### 4 契約内容の変更届

実施医療機関において、保険医療機関番号や医療機関名称、郵便番号、住所、電話番号等の変更がありましたら、①実施機関番号等変更届と②保険医療機関指定通知書の写し、それ以外の場合、地方厚生局へ提出した変更届の写しを各地区医師会へ郵送くださいますようお願いいたします。

## V 問い合わせ先

### ◆ 被用者保険の特定健康診査等

- ・被用者保険の被扶養者については  
「特定健康診査受診券（セット券）」に記載されている医療保険者 へ連絡してください。
- ・全国健康保険協会（協会けんぽ）の被扶養者については  
「全国健康保険協会広島支部」電話 082-568-1011 へ連絡してください。

### ◆ 国民健康保険の特定健康診査等

機関名	部署名	電話番号	機関名	部署名	電話番号
広島市	健康推進課	082-504-2290	呉市	福祉保健課	0823-25-3103
竹原市	市民課	0846-22-7734	三原市	保険医療課	0848-67-6050
尾道市	保険年金課	0848-24-1962	福山市	健康推進課	084-928-3421
府中市	健康推進課	0847-47-1310	三次市	健康推進課	0824-62-6232
庄原市	保健医療課	0824-73-1255	大竹市	保健医療課	0827-59-2153
東広島市	医療保健課	082-420-0936	廿日市市	健康推進課	0829-20-1610
安芸高田市	健康推進課	0826-42-5633	江田島市	保健医療課	0823-43-1639
府中町	健康推進課	082-286-3255	海田町	健康づくり推進課	082-823-4418
熊野町	税務住民課	082-820-5604	坂町	保険健康課	082-820-1504
安芸太田町	税務住民課	0826-28-2114	北広島町	町民保健課	0826-72-7353
大崎上島町	健康福祉課	0846-62-0303	世羅町	健康保険課	0847-25-0134
神石高原町	健康衛生課	0847-89-3366			
歯科医師国保組合		082-261-1718	医師国保組合		082-258-3177

### ◆ 特定健康診査に関する問い合わせ先

内 容		機関名	電話番号
特定健康診査「受診券」の内容		「受診券」に記載されている医療保険者へ連絡してください。	
請求	社会保険関係の請求	社会保険診療報酬支払基金広島審査委員会事務局	082-294-6761
請求	国民健康保険関係の請求	広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0772
特定健康診査・保健指導「実施機関届」		社会保険診療報酬支払基金広島審査委員会事務局	082-294-6761
特定健康診査・特定保健指導の制度		広島県（健康づくり推進課）	082-513-3214
広島県医師会の集合契約への参加		広島県医師会（地域医療課）	082-568-1511